

第 3 編 災害応急対策計画

第 1 部 地震災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 災害対策本部の設置

《基本的な考え方》

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、災害の種類や規模に即した活動組織を直ちに設置し、指揮命令システムの迅速な確立を図る。

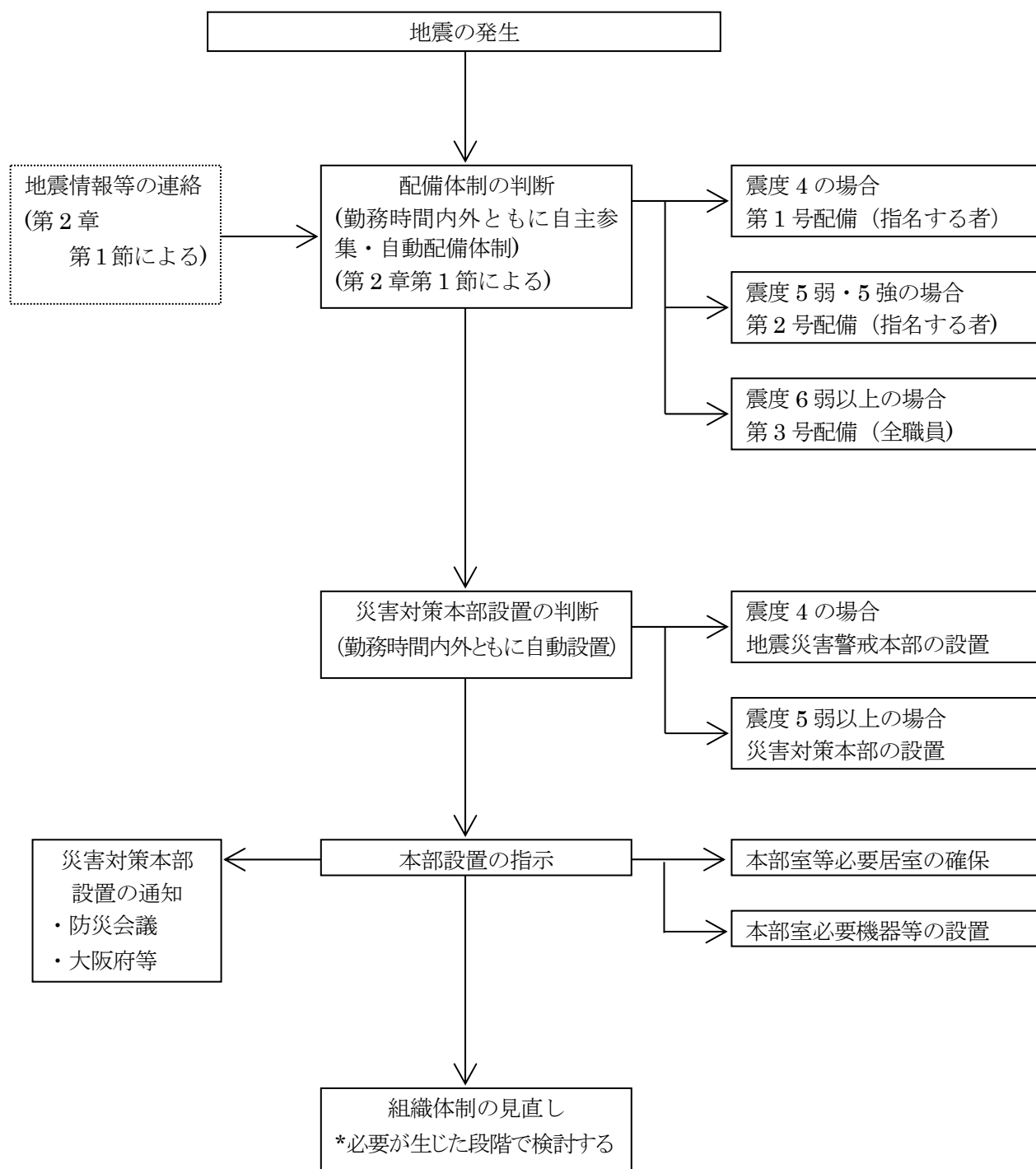
《対策の体系》

災害対策本部の設置	1 地震災害警戒本部の設置及び廃止 2 災害対策本部の設置 3 災害対策本部の廃止 4 災害対策本部の設置及び廃止の通知 5 災害対策本部の組織等 6 職員等の活動環境 7 大阪府現地災害対策本部との連携
-----------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 災害対策本部の設置及び廃止の決定に関すること 2 災害対策本部の設置及び廃止の通知に関すること
統括チーム	1 地震災害警戒本部の設置及び廃止に関すること 2 災害対策本部の設置及び廃止に関すること 3 大阪府現地災害対策本部との連携に関すること
統括チーム 職員動員グループ	1 職員の仮眠場所の確保及び給食に関すること
各部長	1 適切な班の編成及び職員の健康管理等に関すること

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 地震災害警戒本部の設置及び廃止

(1) 設置基準

- ア 本市域で震度 4 が観測され、気象台からの発表等により確認されたとき
- イ 大規模地震対策特別措置法第 9 条＜警戒宣言等＞に基づき、地震防災対策強化地域に警戒宣言が発令されたとき。

(2) 役割

- ア 地震による人的、物的被害状況や二次災害の発生状況の把握及び市民等の避難状況等を収集・整理し職員動員の必要性を検討する。また、関係機関から被害情報の収集を行い市長に状況を報告する。
- イ 地震による被害が大きい場合は、災害対策本部の設置準備を行い、被害が小さい場合は地震災害警戒本部を設置する。

(3) 組織

危機管理担当副市長を本部長とし、危機管理監、総務部長、政策企画部長、及び消防局長で構成する。

(4) 本部長の代理

本部長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、危機管理監、総務部長、政策企画部長の順とする。

(5) 設置場所

市役所第二庁舎 3 階会議室に置く。

(6) 廃止

本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めたときは地震災害警戒本部を廃止する。

2 災害対策本部の設置

本市域で震度 5 弱以上を観測した場合、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、法第 23 条に基づき、市長は災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長があたり、各部局及び各行政委員会事務局の職員を統括し指揮監督する。

(1) 設置基準

- ア 本市域で震度 5 弱以上を観測され、気象台からの発表等により確認されたとき
- イ 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- ウ 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき
- エ その他市長が必要と認めたとき

(2) 設置の手續

- ア 市長は、本部設置基準に該当する場合は、本部を設置し総合的な応急対策等を実施する。
- イ 本部組織に基づく部長は、本部を設置する必要があると認めたときは、直接あるいは危機管理監を通じ市長に本部の設置を進言する。
- ウ 危機管理監は、他の部長等による要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、直接あるいは副市長を通じて、市長に本部の設置を進言する。

(3) 設置場所

災害対策本部は市役所第二庁舎 3 階会議室に置く。ただし、市役所庁舎が使用できない場合は、消防局庁舎 5 階又は上下水道局庁舎において設置し、その旨を関係機関に連絡する。

3 災害対策本部の廃止

- (1) 本部長は、市域において災害が発生するおそれが消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めたときは本部を廃止する。
- (2) 防災活動状況により、本部長は平常業務との関連から逐次、部の配備解除を命ずることがある。ただし、この場合においても、本部を廃止するまでの間は、必要な部の要員を指定して残務整理をさせる。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知

本部長は、本部を設置又は廃止したときは、知事、豊中市防災会議委員、報道機関にその旨を通知する。

5 災害対策本部の組織等

(1) 組織

本部の組織は、図に示すとおりである。

資料:地震応急-1 豊中市災害対策本部条例

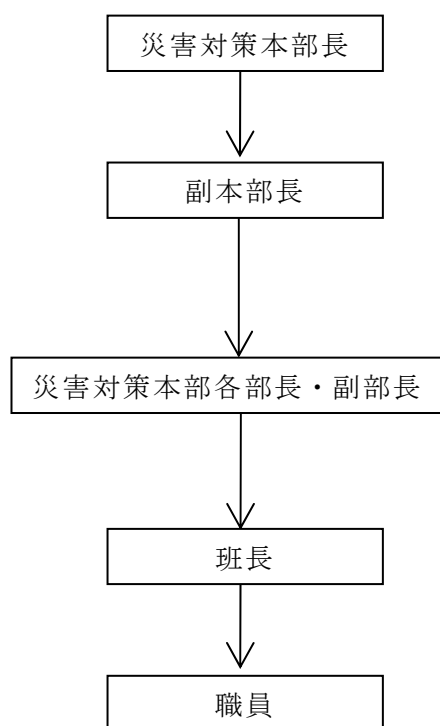
資料:地震応急-2 平成31年度 災害対策本部機構図

資料:地震応急-3 平成31年度 災害対策本部業務分担

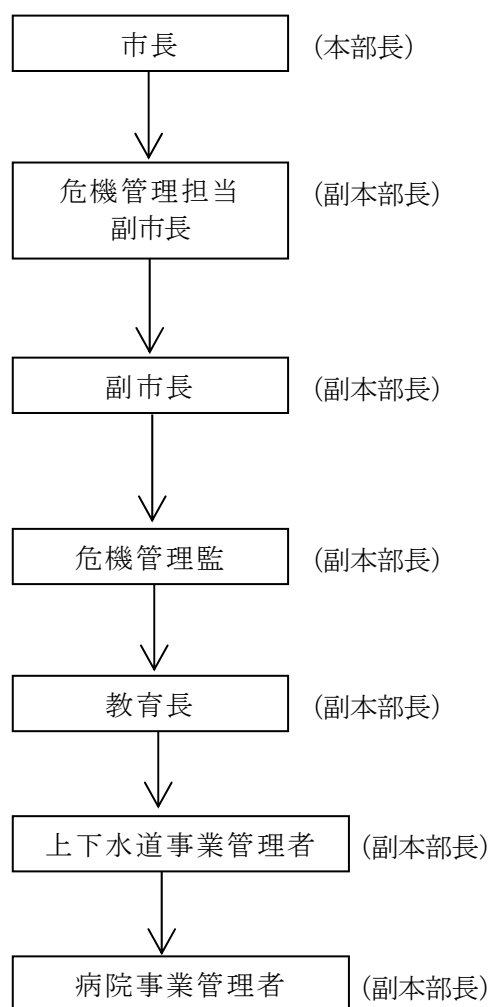
資料:様式-10 「災害対策本部が設置されたときのあなたの役割」

(2) 指揮命令系統の確立

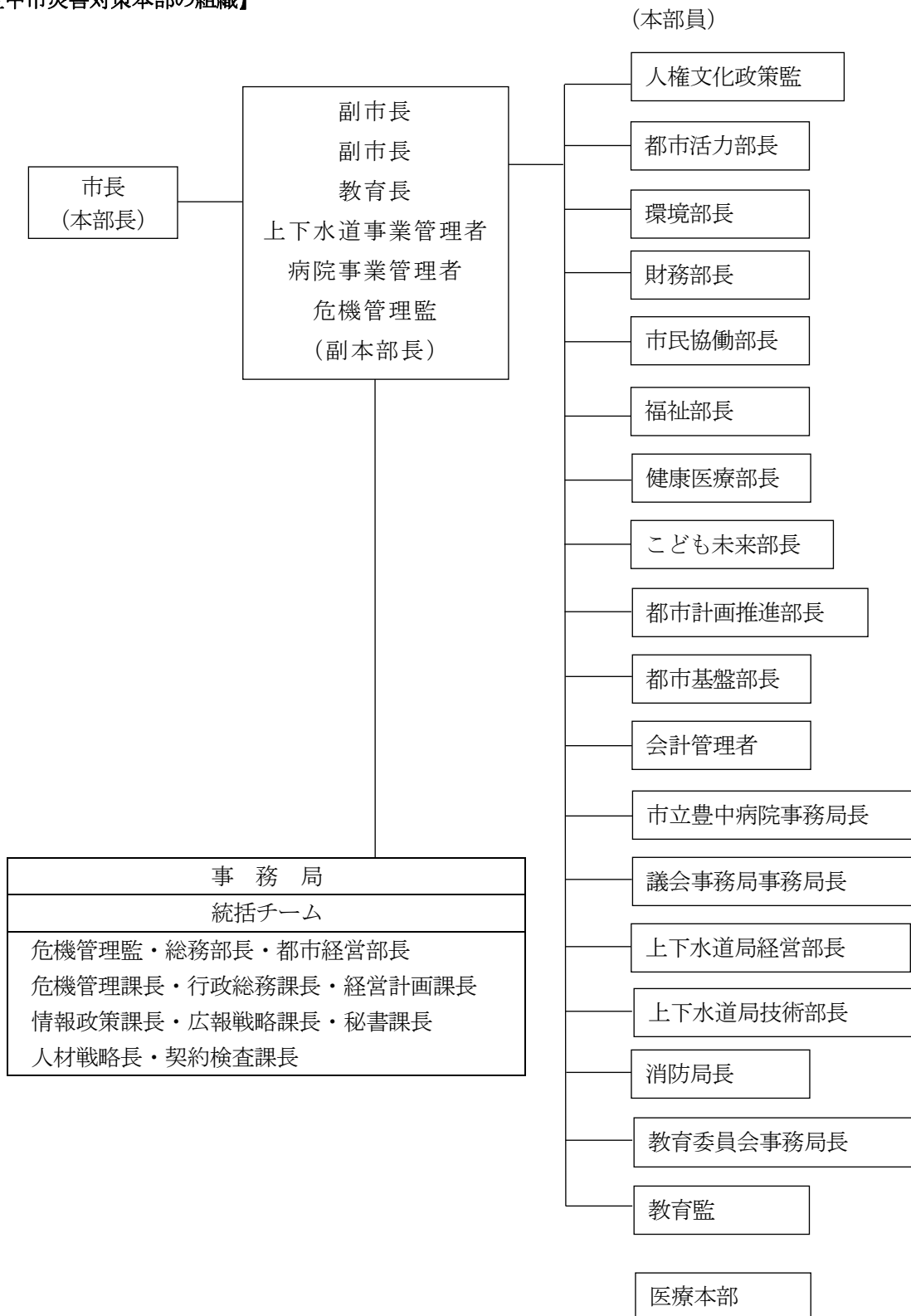
ア 指揮系統



イ 指揮順位



【豊中市災害対策本部の組織】



(3) 本部長の代理

本部長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、危機管理担当副市長、副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者の順とする。

(4) 緊急対策会議

緊急対策会議は、本部長、副本部長、及び関係部長で構成され、本部会議を招集するいとまがないときに本部長の招集によって開催し、本部会議と同様に災害の実態に即した災害応急対策を協議決定する。

(5) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部各部長で構成され、本部長の招集によって開催し、各部との密接な連絡のもとに、災害の実態に即した災害応急対策を協議決定する。

ア 第一回災害対策本部会議は、災害発生後、概ね2時間以内に開催し被害予測から市の災害対応力での対応可否を判断する。

イ 第二回災害対策本部会議は、災害発生後、概ね5時間以内に開催し被害状況から災害対策本部各部、各班が優先して対応する災害応急活動内容について報告し、共有化を行う。

ウ 第三回災害対策本部会議は、災害発生後、概ね8時間以内に開催し各部、班の災害応急活動状況から今後の対応体制について協議し、方針を決める。

6 職員等の活動環境

(1) 安全の確保

活動にあたるべき職員等が被災した場合は、応急対策活動全般に大きな支障を及ぼすため、本部長は職員等の安全確保に万全を期する。

ア 庁内の安全確保

本部長は、職員等が応急対策活動に従事するにあたって、二次災害を防止するための安全確保の措置を徹底する。

イ 安否及び被害の確認

職員は、勤務時間中の地震発生時に、家族の安否確認等を行う方法を事前に確保し、応急対策活動に全力を傾注する。

各部総務班は、必要に応じて各職員に代わり家族の安否確認等を行う。

(2) 24 時間体制への対応

ア 大規模災害の発生直後は、場合によっては24時間体制での対応をとらざるを得ないため各部長は適切な班の編成、職員の健康管理等に努める。

イ 災害対策本部会議の災害応急活動方針で24時間体制での対応を行なうこととなった場合は、統括チーム職員動員グループは24時間対応職員の仮眠場所及び給食等を確保する。

7 大阪府現地災害対策本部との連携

災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要があるときなどにおいて、大阪府の現地災害対策本部が設置された場合は、統括チームが連絡窓口となり連携を図る。

第 2 節 職員の動員配備

《基本的な考え方》

災害発生時に迅速かつ的確な応急対策を実施するため、災害の状況に応じた配備体制をとる。また、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合については、予め定めた配備体制により災害応急対策体制を確立する。

なお、災害応急対策活動の実施にあたっては、活動に従事する者（市職員の他、市外からの応援職員等を含む）の安全確保が図られるように留意する。

《対策の体系》

職員の動員配備	1 配備体制 2 動員体制 3 初動体制 4 配備体制の確立 5 動員報告
---------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 配備体制の決定及び配備指令に関すること
統括チーム 職員動員グループ	1 職員参集状況の取りまとめ及び報告に関すること
統括チーム	1 被害程度の市長・副市長等への報告及び配備指令の各部への連絡に関すること

《対策の展開》

1 配備体制

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、職員は次のいずれかの要員として所定の活動に従事する。ただし、災害の種類、規模に応じて人員を増減することがある。

(1) 災害対策要員

災害対策に従事するため、市長が指名する職員。

(2) 平常業務従事職員

災害初動期等の災害対策業務集中時には、各班長の指示により災害対策業務に従事するものとするが、平常業務（平常業務時間帯）に備え必要最小限の職員を平常業務従事職員に指名する。

(3) 初動要員

上記(1)(2)のうち、自宅から概ね 30 分以内に出勤可能な職員で、市長が指名する職員。

(4) 小・中学校避難所開設要員

自宅から概ね 30 分以内避難所に出勤可能な職員で、半数を教育委員会に属する職員か

ら指名し、半数をその他の部局に属する職員から指名する。

(5) 部付職員

災害時において各部局の長と災害対策本部室との円滑な連絡調整を図るための支援要員。

2 動員体制

(1) 配備区分

職員の配備区分は、次のとおりとする。

ただし、各部長は、特に必要があると認めるときは、配備基準と異なる体制をとることができる。

【配備の種類と基準】

配備の種類	発令の基準	配置人員
震災1号配備	本市域で震度4が観測されたとき	統括チーム（正・副チーム長、所属長、初動要員）、消防部（初動要員・当務職員）
震災2号配備	本市域で震度5弱・5強が観測されたとき	統括チーム、消防部、部長・副部長、部付職員、所属長、初動要員
震災3号配備	本市域で震度6弱以上が観測されたとき	全職員

※自主参集を要しない職員は、地震発生から3時間以内は自宅待機又は参集連絡がとれるようにしておくこととする。

資料:地震応急-4 平成30年度 災害対策本部動員数一覧

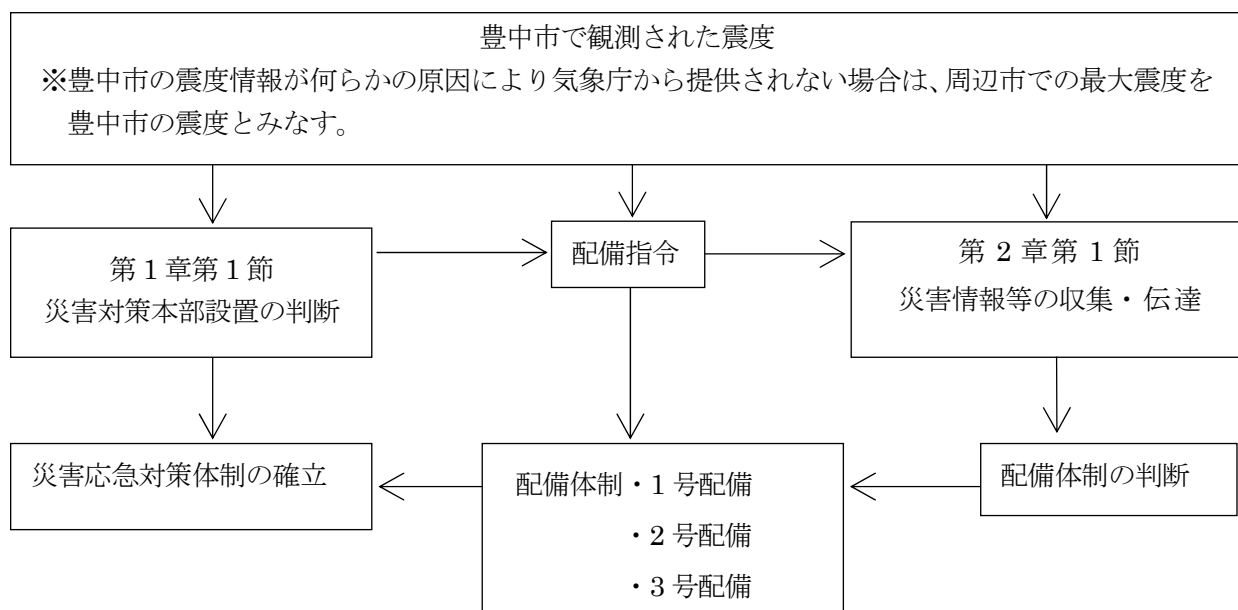
(2) 配備指令

職員の配備は、配備基準に従い、市長が決定し指令する。危機管理監より連絡を受けた各部長は、所属職員に対し配備の種類を周知する。

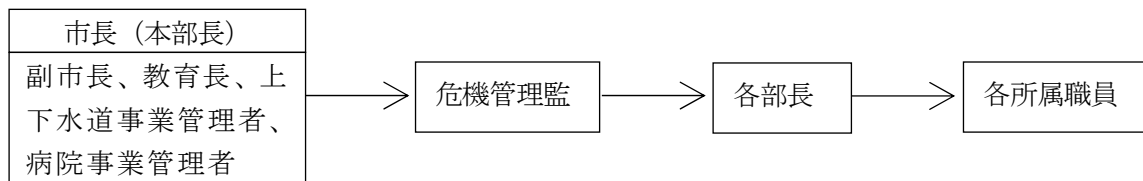
地震災害以外の場合、各部長は、所属職員に対しあらかじめ作成された連絡網に基づき、参集するよう連絡する。

なお、配備指令の流れは下記のとおりとする。

【配備指令の判断】



【配備指令の伝達ルート】



3 初動体制

- (1) 初動要員は、本市域で震度 5 弱以上（統括チーム及び消防部初動要員については震度 4 以上）を観測と同時に速やかに勤務場所又は指定された参集場所に出動し、初期の応急対策業務に従事する。
- (2) 初動要員は、本部長あるいは部長等の指揮・命令のもとに定められた業務を行うが、通信の途絶等により本部からの指揮・命令が受けられない場合は、所属長等の判断・指揮のもとに業務を遂行する。
- (3) 部長等は初動要員を指揮するが、本部に 30 分以内に参集できない者にあつては、あらかじめ代行者を初動要員の中から指名する。
- (4) 地震発生直後に震災 1 号又は 2 号配備体制とした場合に、被害の拡大状況等により、配備体制を強化する必要があると判断される場合、各部長は配備体制を強化するとともに、直ちに本部長に報告する。
- (5) 各部長から配備体制強化の報告を受けた本部長は、災害の状況、職員の対応状況等から総合的に判断し、必要と認められる場合は配備指令の強化を発令し万全を期する。

4 配備体制の確立

(1) 勤務時間外の配備

勤務時間外の場合は、各職員が配備基準により配備体制を自主判断することとし、動員連絡は行わない（自主参集）。配備基準よりも配備体制を強化する場合は、各部にて部内緊急連絡網に従い動員連絡を行う。

ア 本市域で震度 4 が観測されたとき

危機管理監、危機管理課長（以下危機管理監等という。）は守衛、消防局、警察署等から収集した情報により被害の程度を把握し、市長・副市長等に報告する。自主参集職員で対応できない場合は、危機管理監等は直ちに各関係部課長を経由して必要な職員等を招集する。

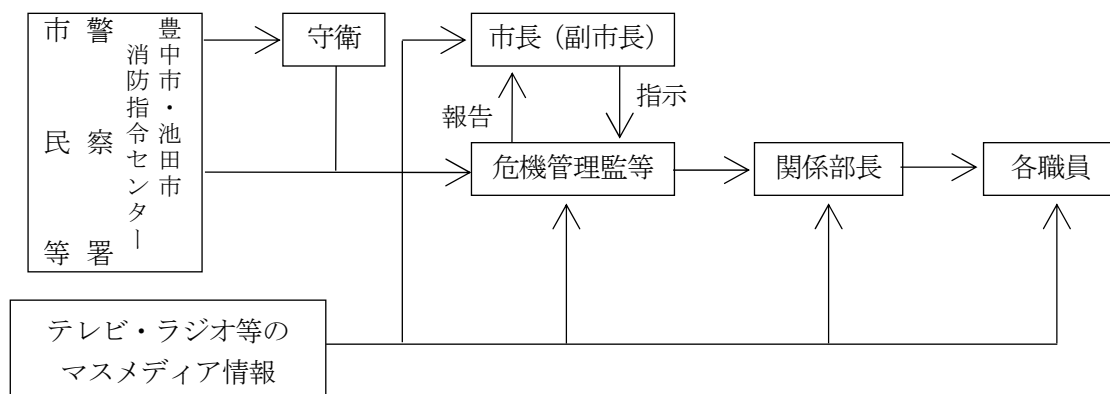
イ 本市域で震度 5 弱・5 強が観測されたとき

震災 2 号配備指令があったものとして、配置人員は速やかに参集し、あらかじめ決められた職務につく。

ウ 本市域で震度 6 弱以上が観測されたとき

震災第 3 号配備指令があったものとして、全職員は、勤務場所（指定避難所開設要員等は指定場所）に速やかに参集し、あらかじめ決められた職務につく。

【勤務時間外の配備の通達ルート】

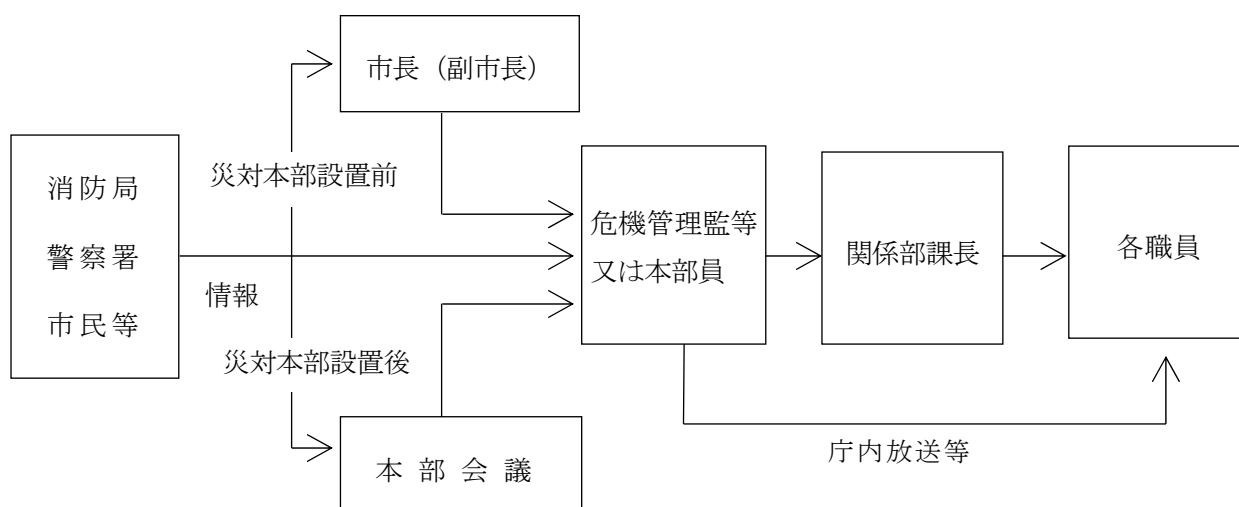


(2) 勤務時間内の配備

勤務時間内に地震が発生した場合、各部は「豊中市業務継続計画」に基づき通常の業務を一時停止、または縮小し、配備区分の基準に従い定められた配備につく。

配備の伝達は、市長（本部長）の指示により危機管理監等が各関係部課長に連絡し、各関係部課長は各職員に伝える。また、庁内放送等により配備体制を整えるよう伝達し、速やかに実働体制を確立し、あらかじめ指名を受けている職員は、直ちに所定の職務につく。

【勤務時間内の配備の伝達ルート】



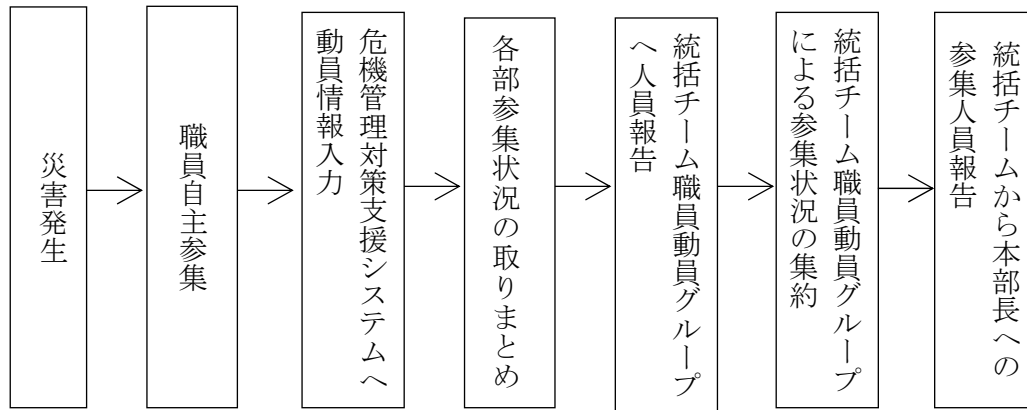
5 動員報告

動員状況は、各部において危機管理対策支援システムに入力を行い、統括チーム職員動員グループが集約し、本部長へ報告する。システムが使用できない場合には、動員報告書を利用し各部取りまとめの上、統括チーム職員動員グループへ提出する。

資料:様式-2-1「動員報告書」

資料:様式-2-2「災害対策本部の動員状況」

【動員報告の流れ(震度 5 弱以上)】



第3節 広域応援等の要請と受入れ

《基本的な考え方》

被害が甚大であり、市民の生命又は財産を保護するため必要と判断された場合は、大阪府、他市町村及び指定地方行政機関等に対し応援・協力を要請するとともに、応援部隊の活動・宿営等のための拠点を確保するなど受入れ体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全を期す。

《対策の体系》

広域応援等の要請と受入れ	1 広域的な応援体制 2 大阪府への応援要請 3 協定市町への応援要請 4 その他市町村への応援要請 5 防災関係機関等との相互協力 6 広域応援の受入れ体制 7 職員の派遣要請
--------------	---

《応急対策の分担》

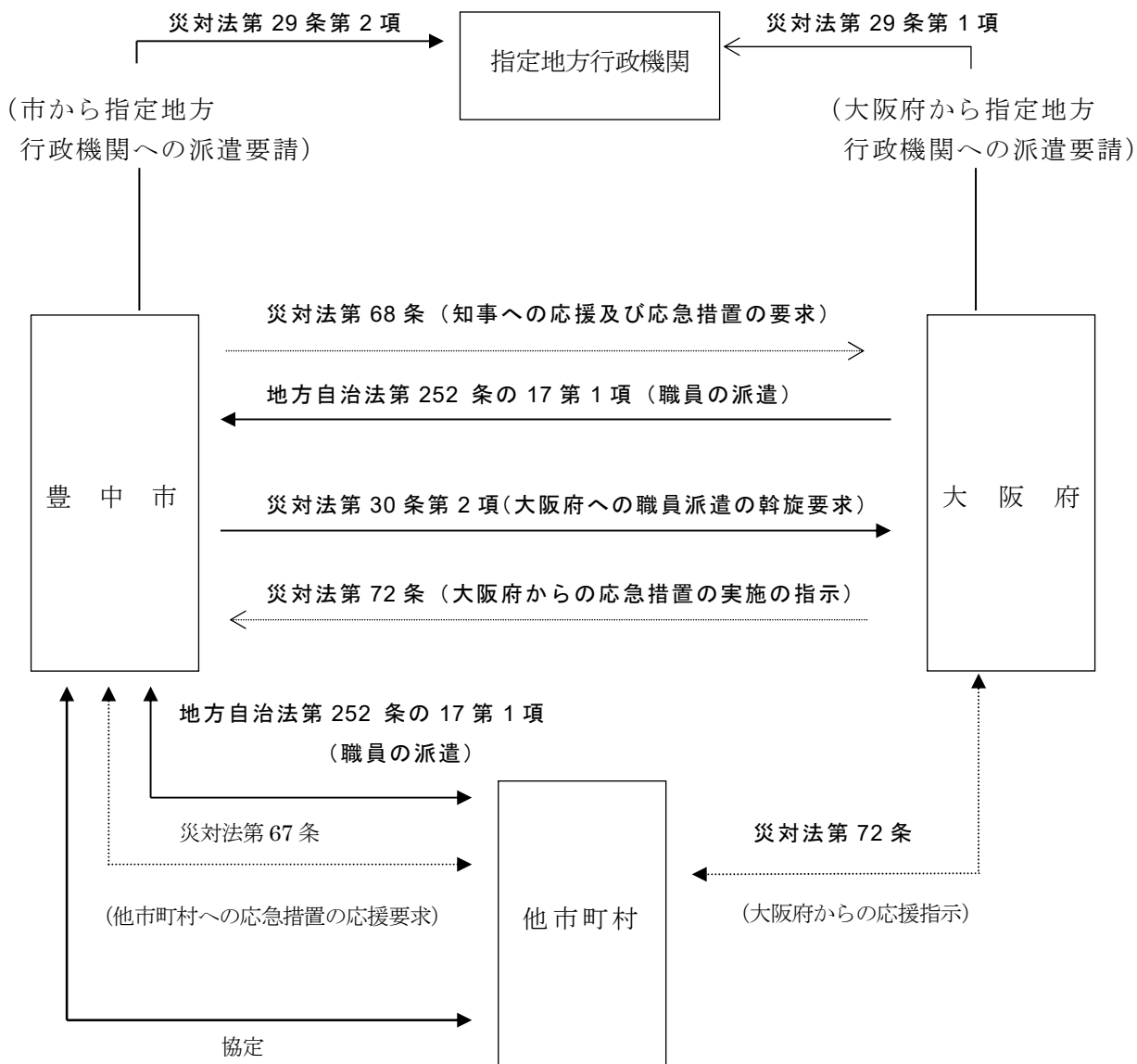
実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 応援要請の決定に関すること
統括チーム	1 大阪府への応援要請に関すること 2 協定市町村への応援要請に関すること 3 その他市町村への応援要請に関すること 4 防災関係機関との相互協力に関すること
各 部	1 広域応援の受入れ体制の整備に関すること

《対策の展開》

1 広域的な応援体制

法律、協定に基づく応援協力の要請系統は次のとおりである。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



→ 全般的な相互応援協力要請 → 応急措置の応援要求、指示

➤ 職員の派遣要請、派遣

2 大阪府への応援要請

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたときは、知事に対し原則として文書をもって、応援（短期間で身分の異動を伴わない場合）又は職員派遣（長期にわたり派遣先の身分に併任される場合）の斡旋を求める。ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線・電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

応援要請に際しては、統括チームが次の事項について明らかにして行う。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を必要とする期間
- エ 応援を希望する人員、物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

【連絡先】

名称	直通電話	F A X	大阪府無線電話
大阪府災害対策本部事務局 (政策企画部危機管理室)	06-6944-6021	06-6944-6654	8-200-6041

8-は豊中市の発信者番号

3 協定市町への応援要請

協定市町に応援を要請するときは、相互応援協定等に基づいて統括チームが行う。

【豊能地区3市2町による災害時相互応援協定締結市町及び担当部局】

市町名	所管部課名	電話	F A X	大阪府防災専用電話
池田市	市長公室 危機管理課	072-754-6263	072-752-1495	8-504-8900 FAX8800
箕面市	総務部 市民安全政策室	072-724-6750	072-724-6376	8-520-3900 FAX3800
能勢町	総務部 自治防災課	072-734-0119	072-734-0119	8-535-8900 FAX8800
豊能町	総務部 秘書政策課	072-739-3413	072-739-1980	8-534-8900 FAX8800

※8-は豊中市の発信者番号

4 その他市町村への応援要請

市長（本部長）は、上記協定市町の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めたときは、その他の市町村長等に対し応援を要請する。

その他市町村からの応援に従事する者は統括チームにおいて調整のうえ、受入れ担当部において受入れ、当該部長の指揮のもとで活動する。

5 防災関係機関等との相互協力

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたとき、防災関係機関等に対し、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な災害応急対策活動を実施するため、職員の斡旋を要請する。職員の応援要請は統括チームが行い、各部が受入れる。

6 広域応援の受入れ体制

- (1) 広域応援の要請を依頼した担当部は、要請と同時に応援部隊の受入れ体制を整える。
 - (2) 受入れ担当部は、活動の記録をまとめる。
 - ア 要請先、要請時間、要請内容
 - イ 回答内容、回答時間
 - ウ 応援部隊の到着時間、人員、責任者の氏名、連絡先
 - エ 滞在期間
 - オ 搬入物資内容、量、返却義務
 - カ 応援活動実績記録
 - キ 撤収日時
 - (3) 受入れ担当部は、派遣された応援部隊に対して、活動の地域、期間、内容等の応援活動計画を作成する。
 - (4) 応援部隊は、食料、飲料水、宿泊等の手配は自らを行うことを原則とする。
 - (5) 応援部隊が大量の応急活動、復旧活動用の資機材等を搬入し、活動拠点となるオープンスペースが必要な場合の集結場所及び活動拠点は次のとおりとする。

また、下記に定めていない場合の調整は統括チームが行う。

 - ア 大阪府下広域消防相互応援協定に基づく応援隊及び緊急消防援助隊の進出拠点は、大阪府服部緑地公園内第2駐車場とする。
 - イ 豊中市北消防署管内の災害対応のための緊急消防援助隊の活動拠点は、大門公園とする。
 - ウ 豊中市南消防署管内の災害対応のための緊急消防援助隊の活動拠点は、菰江公園とする。
 - エ 他市の応急給水及び応急復旧(漏水調査も含む)応援隊の集結、活動拠点は、大曽公園とする。
 - (6) 臨時ヘリポートの確保等

ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期す。
- 資料: 予防-9 災害時用臨時ヘリポート選定基準及び選定場所一覧表**
- (7) 経費の負担

応援に要した費用(交通費、諸手当、食料費、資機材等の費用及び輸送費)等については、原則本市がこれを負担する。

7 職員の派遣要請

災害応急対策、災害応急復旧対策を本市の職員のみでは十分にできない場合は、大阪府、近隣市町、指定行政機関等に対して、職員の派遣を要請する。

- (1) 派遣を要請するときの要件
 - ア 災害が大規模であり、応急対策や復旧対策が相当長期にわたると考えられるとき。
 - イ 派遣機関の組織力・行動力が有効に活用できるとき。

(2) 職員の派遣要請

市長は、災害対策基本法第 29 条（職員派遣の要請）又は、地方自治法第 252 条の 17（職員の派遣）の規定により大阪府、近隣市町又は指定地方行政機関等に対し、職員の派遣を要請することができる。その要請の手続きは、以下の事項を記載した文書により行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

第4節 自衛隊に対する災害派遣要請

《基本的な考え方》

市長（本部長）は、災害の状況により自衛隊の協力が必要となった場合は、知事に対し速やかに派遣要請の要求を行う。知事に対して要請の要求ができないときは、直接自衛隊に災害の状況を通知する。

《対策の体系》

自衛隊に対する災害派遣要請	1 派遣要請要求等 2 派遣部隊等の受入れ体制 3 自衛隊に要請する救援活動 4 知事への撤収要請の要求
---------------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム	1 自衛隊の災害派遣及び撤収要請の要求に関すること 2 自衛隊の受入れに関すること 3 自衛隊の活動の支援に関すること

《対策の展開》

1 派遣要請要求等

(1) 知事への派遣要請要求

知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するときは、「災害派遣要請の要求書」に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって大阪府（政策企画部危機管理室）に要求するものとし、事後速やかに要求文書を提出する。また、関係機関に対しても通報する。

なお、派遣要請の要求の事務手続きは、次の事項を明らかにして統括チームが行う。

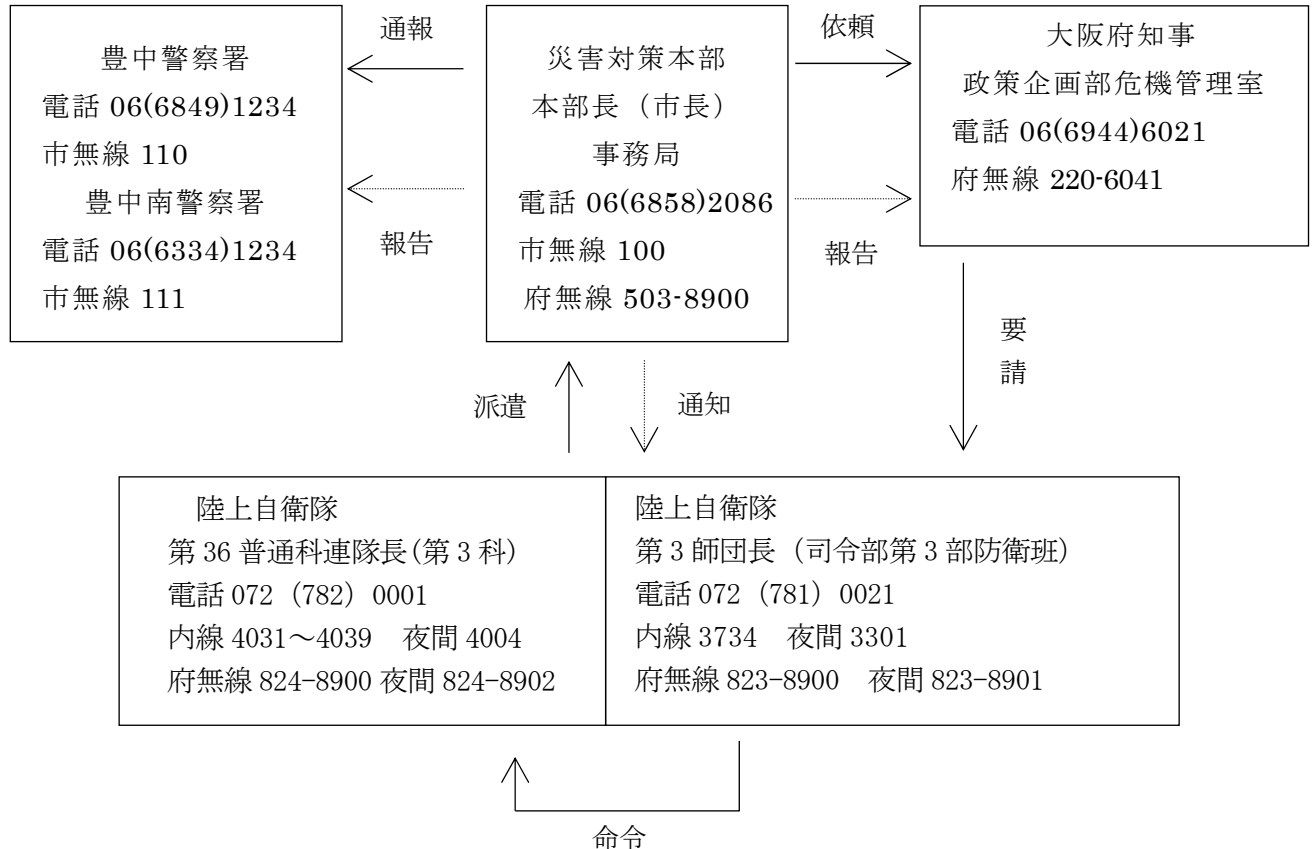
- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 自衛隊への災害状況の通知

通信の途絶等により、知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求ができない場合は、市長が直接自衛隊に災害の状況を通知する。

この場合、市長（本部長）は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

【派遣要請等の流れ】



2 派遣部隊等の受入れ体制

(1) 連絡員の派遣

自衛隊に対し本部に情報連絡、調整のための連絡員の派遣を要請する。また、必要に応じて自衛隊の活動地区に市の連絡員を派遣する。

(2) 派遣部隊の誘導

ア 市内への進入ルート及び集結地点又は救援物資の受取場所等を選定し、派遣部隊を誘導する。

イ 自衛隊へ派遣要請したときは、大阪府警（豊中警察署・豊中南警察署）に派遣部隊の誘導について依頼する。

(3) 受け入れ体制

ア 連絡場所の提供

自衛隊の連絡調整のため派遣された連絡員の連絡場所を提供する。

イ 派遣部隊との連絡調整

本部は、市職員現地連絡担当者を指名し現地派遣部隊との連絡調整にあたらせる。

(4)資機材等の提供

自衛隊災害派遣部隊の活動の実施にあたり不足する資機材等は、可能な限り市が調達し提供する。

(5)その他

ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等を準備する。

3 自衛隊に要請する救援活動

自衛隊の派遣要請を求めることのできる範囲は、原則として、人命及び財産の救護を必要とし、かつ、やむを得ない事態の場合であって、概ね次の活動内容とする。

- | | |
|-------------|---------------|
| ア 被害状況の把握 | キ 応急医療、救護及び防疫 |
| イ 避難の援助 | ク 人員及び物資の緊急輸送 |
| ウ 遭難者の搜索救助 | ケ 炊飯及び給水 |
| エ 水防活動 | コ 物資の無償貸付又は譲与 |
| オ 消防活動 | サ 危険物の保安及び除去 |
| カ 道路又は水路の啓開 | |

4 知事への撤収要請の要求

災害の救援が市の機関をもって実施できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となった場合は、市長は派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議のうえ、「撤収要請の要求書」に記載する事項を明らかにして知事に提出する。

- (1)撤収要請日時
- (2)派遣された部隊
- (3)派遣人員及び従事作業の内容
- (4)その他参考となるべき事項

資料:様式-7「自衛隊の災害派遣要請の要求・撤収要請の要求様式」

第5節 災害緊急事態

《基本的な考え方》

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、市は、大阪府、防災関係機関とともに、政府が定める対処基本方針に基づき応急対策を推進し、府の経済秩序の維持に協力するとともに、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第6節 オペレーション体制の整備

《基本的な考え方》

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、大阪府と連携して、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制（災害応急活動に従事する職員のローテーション等）の整備を図る。

大阪府は、オペレーション体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降のオペレーションについて検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市のオペレーション体制の整備を支援する。

第2章 情報の収集伝達

第1節 災害情報等の収集・伝達

第1 情報の収集・伝達

《基本的な考え方》

大阪管区気象台から発せられる地震情報や、二次災害に結びつくその他災害情報を、迅速かつ的確に収集伝達する。

《対策の体系》

情報の収集・伝達	1 情報の収集 2 庁内の情報連絡 3 市民への連絡
----------	----------------------------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム	1 災害情報等の収集伝達に関すること 2 配備指令等各部への伝報に関すること 3 庁内の情報連絡に関すること
消防局	1 災害情報等の収集伝達に関すること 2 災害種別ごとの受信状況に関すること
各部	1 通信手段の確保 2 各部内職員への連絡に関すること

《対策の展開》

1 情報の収集

(1) 地震情報

ア 大阪管区気象台から発表される地震情報は、大阪府政策企画部危機管理室を通じて、大阪府防災行政無線によりファクシミリで通報される。

イ 地震直後で通信回線に障害があるときは、地震に関する情報をテレビ・ラジオ等により入手する。

【地震に関する情報の内容】

種類	内容
震度速報	震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 180 に区分）と地震の発生時刻を発表。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
その他の情報	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

注）大阪管区気象台は、応急活動を支援するため、地震活動の状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

緊急地震速報	震度 5 弱以上の揺れが予想された場合、震度 4 以上が予想される地域に対して緊急地震速報（警報）を発表。 なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。
--------	--

津波警報・注意報	地震が発生した時に、沿岸で予想される津波の高さを求め、発生から約 3 分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表。 予想される津波の高さは、通常は 5 段階の数値で発表。
----------	---

注 1. 震度速報は、気象庁専用回線及び緊急情報衛星同報装置により伝達される。これらの受信手段を持たない機関は、テレビ等の情報を利用する。

2. 地域震度：当該地域の観測点における最大の震度
3. 市町村震度：当該市町村の観測点における最大の震度（当該市町村の区域における観測点が一の場合にあっては、当該観測点の震度）
4. 地点震度：観測点ごとの震度

資料：地震応急-5 気象庁震度階級関連解説表

南海トラフ地震に関連する情報	気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 7 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、異常な現象が観測された場合には、有識者および関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。 ※詳細については、P238 参照
----------------	---

(2) 気象予警報等

大阪管区気象台は、気象現象等により災害が発生するおそれがある場合には、気象業務法に基づき注意報・警報を発表して住民及び関係機関の注意を喚起し、警戒を促す。

また、気象情報として、気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を、住民及び関係機関に対して発表する。

資料：地震応急-6 警報・注意報発表基準一覧表

市、大阪府及び防災関係機関は、気象情報の観測・伝達体制の強化充実に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を円滑に相互提供できるような体制の整備に努める。

また、市民向けには、「おおさか防災ネット」による気象情報等メール配信機能等の利用の推進を図るほか、水害に対し、市民自らがより適切に対処できるよう市内 13 箇所に配置した雨量計により観測した情報を公開するなど市民向けの各種気象情報の伝達体制を充実強化する。

(3) 土砂災害警戒情報

大阪府および大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表後、府が観測する降雨量及び大阪管区気象台が計測する土壌雨量指数が基準を超過し、土砂災害の発生のおそれが高いと認められるとき、土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条、災害対策基本法第 51 条、第 55 条、気象業務法第 11 条、第 13 条、第 15 条）

ア 発表の基準

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、大阪府と大阪管区気象台が共同して発表する情報である。

なお、発表は、気象台の短時間降雨予測に基づき、大阪府の土砂災害発生基準雨量及び気象台の土壌雨量指数が共に基準を超過することが見込まれる場合、該当市町村に発表される。

イ 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

(4) 火災気象通報等

大阪管区気象台長は、消防法第 22 条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を火災気象通報として知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで最大風速(10 分間平均風速の最大値) 10m/秒以上となる見込みのとき。

ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報をとりやめることがある。

市長は、消防法第 22 条に基づき、知事から火災気象通報を受けたとき、又は市消防法施行規則に基づく火災警報発令基準に達し、必要があると判断されたときは火災警報を発令する。
火災警報は、関係機関、報道機関、掲示板、広報車等によって市民に通報する。

(5) 淀川洪水予報・猪名川洪水予報・神崎川・安威川洪水予報

淀川洪水予報及び猪名川洪水予報は、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び水防法第 10 条第 2 項に基づき、大阪管区气象台及び近畿地方整備局が共同して発表する。

また、神崎川・安威川洪水予報は、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項及び水防法第 11 条第 1 項に基づき、大阪管区气象台及び大阪府都市整備部河川室が共同して発表する。

**資料:地震応急-7 大阪管区气象台及び近畿地方整備局が共同して発表する
洪水予報(淀川、猪名川、神崎川、安威川)**

(6) 水位周知河川（水位情報周知河川）での特別警戒水位到達情報

水防法第 13 条第 2 項に基づき、大阪府知事が指定する水位周知河川（水位情報周知河川）（千里川・天竺川・兎川・高川・箕面川）について、避難判断水位及び氾濫危険水位に達する水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定する。

大阪府知事は当該水位に到達した場合には、その旨を水防管理者などに通知するとともに、必要に応じ、一般に周知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

市は、この情報等の伝達方法を住民に周知させるための措置を講じる。

(7) 水防警報

水防法第 16 条に基づく国土交通大臣が指定する河川（猪名川・淀川・神崎川）において、洪水等により災害が発生するおそれがある場合には、国土交通大臣（近畿地方整備局長）は水防警報を発し、その警報事項は大阪府知事に通知される。

また、大阪府知事は、その受けた通知に係る事項を水防管理団体に通知することとなり、本部においては直ちに関係機関及び各部に通知する。

また、同条の規定により、大阪府知事は、国土交通大臣が指定する河川で洪水等により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川において洪水等により災害が発生するおそれがある場合には、水防警報を発し、その警報事項を水防管理団体に通知することとなり、本部においては直ちに関係機関及び各部に通知する。

【水防警報の発令者】

河川名	種類	水防警報発令者
猪名川	洪水区域	近畿地方整備局猪名川河川事務所長
淀川	洪水区域	近畿地方整備局淀川河川事務所長
神崎川	高潮区域	大阪府西大阪治水事務所長

(8) 異常現象通報

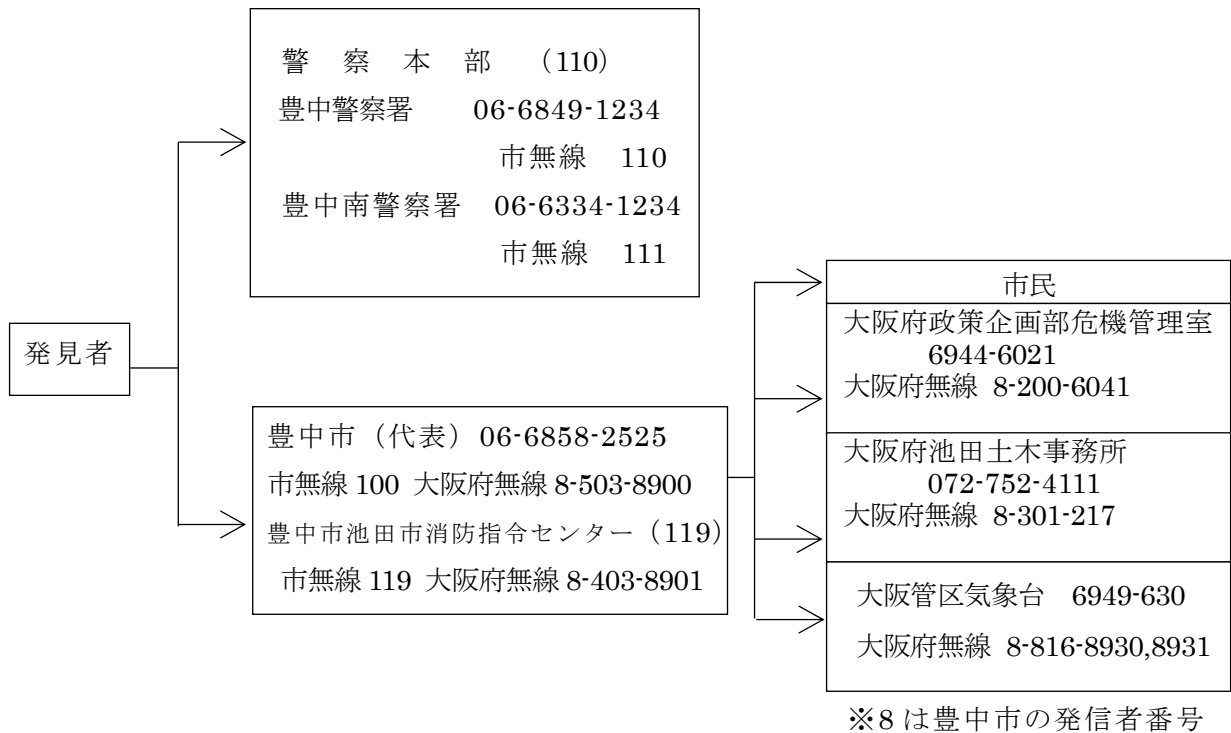
堤防からの漏水や、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市職員、消防職員、警察官等に通報する。

通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に報告し、また市長は必要に応じて大阪管区气象台、大阪府及び関係機関に通報するとともに、市民に対して周知徹底を図る。

【異常現象の種類と内容】

気象	竜巻、強い突風等で著しく異常な気象現象
地象	山くずれ、がけくずれ等
その他	堤防等に水漏れがある場合等

【異常現象発見時の連絡系統図】



2 庁内の情報連絡

(1) 勤務時間内における連絡方法

- ア 各部への連絡は、統括チームが防災無線（移動系防災行政無線を含む）、庁内放送、電話又は伝令で行う。
- イ 電話又は伝令の場合は、各部長に対して行う。ただし部長に連絡できない場合は、これに代わる者に対して行う。
- ウ 各部内における連絡方法は、各部内において定める。
- エ 庁内LANを活用し、危機管理対策支援システム等災害対策本部の活動を支援するシステム運用環境を優先的に確保するとともに、電子掲示板等により全庁的な情報の共有化を行う。

(2) 勤務時間外における連絡方法

地震発生時は通信の混乱が予想されるため、職員は自らテレビ・ラジオ等によって地震情報等を収集し、震度階級に応じて自主的に参集する。電話連絡が可能な場合は、各部長から部内連絡網によって連絡する。

3 市民への連絡

市民に対する災害情報等の連絡活動は、「第2章第3節 災害広報・広聴」に基づいて行う。

第2 被害規模早期把握のための活動

《基本的な考え方》

地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、被害状況の把握及び応急対策の実施体制確立のため、地震発生後、直ちに防災関係機関と連携し、情報収集・伝達活動を行う。

《対策の体系》

被害規模早期把握のための活動	1 情報の収集・伝達体制 2 第1次情報等の収集 3 第2次情報等の収集 4 住家等被害状況調査（住家被害認定調査）
----------------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム	1 被害情報等の報告に関すること 2 被害情報等の収集・伝達に関すること
財務部施設対策班 都市計画推進部 都市計画推進対策班	1 被災建物の応急危険度判定調査に関すること
財務部家屋調査班	1 建物等の被害状況及び当該建物の居住者の調査に関すること
都市活力部経済班	1 事業者、農地及び農産物の被害調査に関すること
健康医療部 健康医療支援班	1 医療機関の被害調査に関すること
各部総務班 （部により総務班以外の班が担当となる場合は、その班）	1 各部の所管に属する情報の整理及び伝達に関すること 2 各部の所管に属する被害情報及び応急対策に関する情報の収集・伝達に関すること
防災関係機関	1 各機関の所管に属する被害情報及び応急対策に関する情報の収集・伝達に関すること

《対策の展開》

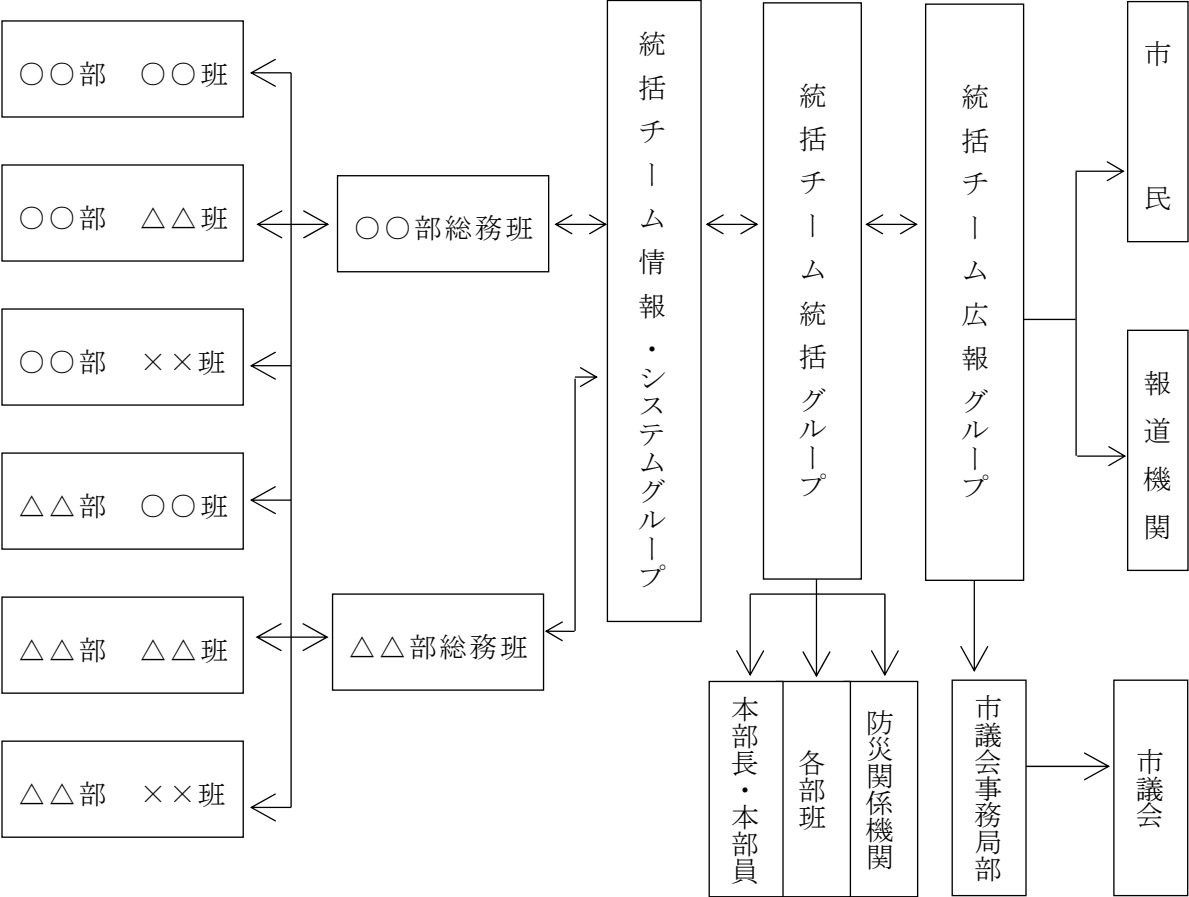
1 情報の収集・伝達体制

(1) 情報収集・伝達の手順

- ア 災害の発生後、各班は直ちに情報収集を開始する。
- イ 各班は、収集した情報を各部総務班に報告する。
- ウ 各部総務班は、各班が収集した情報をとりまとめたうえで、各部長及び統括チームに報告する。
- エ 統括チームは情報を整理し、本部会議又は緊急対策会議に速やかに報告する。
- オ 本部会議又は緊急対策会議において決定した対策等は、出席した本部員が所属各班に連絡し、全職員に周知徹底するとともに、統括チームが各部総務班に連絡する。

- カ 本部会議又は緊急対策会議を行わないで本部長又は副本部長が決定した対策等は、統括チームが各部総務班に連絡する。
- キ 各部内における収集・連絡方法は、各部総務班において定める。
- ク 市議会へは、市議会事務局を通じて情報提供を行う。
- ケ 収集した被災現場の画像情報については、必要に応じて、災害対策本部を通して防災関係機関へ提供し、情報の共有化を図る。

【情報の収集・伝達の流れ】



(2) 情報の種類

収集・伝達する情報の種類は、下表のとおりとする。

【情報の種類】

種類	情報の内容
第1次情報	被害の全体像を早期に把握し、本市の災害対応力での対応可否判断及び、災害応急対策の優先順位付けを行い、併せて人命の安全確保を優先した応急対策活動にあたるための概括的情報
第2次情報	継続して人命の安全確保、二次災害の防止、災害救助法適用の判断、被災者の生活救援のための情報、復旧情報

(3) 大阪府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（平成

24 年 5 月 31 日付消防応第 111 号) により、基本的に大阪府及び消防庁に対して行うが、地震が発生し、当該市町村域内で震度 4 以上を記録したものについては大阪府に、また、震度 5 強以上を記録したものについては被害の有無を問わず、大阪府に加えて、直接消防庁に報告(30 分以内)する。

なお、大阪府への報告は、原則として大阪府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、電話及びファクシミリ等の手段による。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、大阪府警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は都道府県に連絡する。

(ア) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を大阪府及び国(消防庁)に通報する。

(イ) 大阪府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国(消防庁)に報告する。

(ウ) 応急措置が完了した後、速やかに大阪府に災害確定報告を行う。

ア 災害概況即報

地震発生直後の第一報、個別の災害現場の概況を報告する場合、災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合は、「火災・災害等即報要領」の第 4 号様式(その 1)

「災害概況即報」に従い報告するとともに、概況が判明するのにあわせて随時報告する。

第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告する。

人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

震度 6 弱以上を観測した場合は、119 番通報件数についても概数を記入する。

イ 被害状況即報

地震発生直後の大阪府への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、「火災・災害等即報要領」の第 4 号様式(その 2)「被害状況即報」に従い報告する。なお、報告数値は判明した範囲で構わない。

人的及び家屋被害に加えて各種被害状況についても報告する。

震度 6 弱以上を観測した場合は、119 番通報件数についても概数を記入する。

ウ 災害確定報告

応急措置が完了した場合は、災害報告取扱要領の第 1 号様式「災害確定報告」に従い、事後速やかに報告する。

資料:様式-5「被害状況報告」

2 第 1 次情報等の収集

災害対策本部の各部は、迅速的確な応急対策の体制確立、各機関への応援要請の判断のために、災害発生後、直ちに防災無線(移動系防災行政無線を含む)等を活用し、被害規模を把握するための概括的被害情報、ライフライン被害、医療機関の機能情報及び地震に伴う負傷した外来者状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集を実施する。

(1) 収集する情報の種類

ア 収集する情報の種類

担当各部班は、地震発生後概ね 1~2 時間以内に、次の情報を収集・連絡するよう努める。

この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の全容を概括的に把握することに留意する。

【第1次情報の種類】

項 目	収集内容	担 当
1 概括的被害情報 *人命危険の有無及び 人的被害の発生状況 *避難の必要性の有無 及び避難の状況 *火災、土砂災害等の 二次災害の発生要因及び 発生状況	災害種別ごとの通報及び対応情報・特殊災害事案 情報 がけ崩れ等の危険箇所の調査 その他の2次災害要因及び発生状況	消防部、消防団 都市基盤部 都市基盤対策班 各 部
	参集途上の情報（勤務時間外の場合） 予め指定された町丁目地域の被害情報 （勤務時間中の場合）	各 部
2 公共交通機関の被害 状況	鉄道・バス等の被災状況	都市基盤部 都市基盤総務班
3 ライフラインの被害 範囲 *施設被害状況 *供給等の停止状況	上水道・下水道	上下水道部 上下水道広報班
	電話（西日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ） 都市ガス（大阪ガス） 電気（関西電力）	統括チーム
4 医療機関の機能情報 及び地震に伴う医療 機関への負傷した外来者 状況	市立豊中病院 民間医療機関（豊中市医師会）	病院部事務局班 健康医療部 健康医療支援班
5 110番通報の状況	110番通報（警察） 市役所への市民通報	統括チーム
6 そ の 他	各指定避難所の避難者の状況	各部避難班
	主要幹線道路の交通障害情報 住家の全壊家屋棟の概数情報（推定） 死者・負傷者の推定情報 所管施設・設備の損壊状況(機能停止に限る) 開始した応急対策の内容 その他災害の発生拡大防止措置上必要な措置	都市基盤部 都市基盤対策班 都市基盤総務班 統括チーム 財務部家屋調査班 消防部 各 部

※人的被害の数（死者・行方不明者数）については、大阪府が一元的に集約・調整を行うため、適宜、市の集計結果を提供する。

イ 情報収集の方法

(ア) 参集者による被害状況報告

勤務時間外において地震発生後 1 時間以内に勤務場所に参集した職員は、参集途上の被害状況を確認のうえ、各部総務班に報告し、各部総務班は概ね 90 分以内に情報を取りまとめ統括チームに報告する。

報告は各部において危機管理対策支援システムに被害状況を入力して行う。システムが使用できない場合には、「参集途上における被害状況報告のまとめ」を利用して行う。

(イ) 勤務時間中における指定勤務職場職員等による被害状況報告

①勤務時間中に本市域で震度 5 弱以上を観測したときには、予め指定されている施設の責任者(所属長)は、勤務職員の内から被害情報収集者を指名し指定地域内(丁目)の被害状況の情報収集にあたらせる。

②庁外で執務中の職員が災害対策本部を設置すべき地震災害が発生したことにより勤務場所へ帰庁するに際しては、庁外執務場所附近の知り得た被害状況を報告すること。

③被害情報収集者は、指定地域の被害状況の収集を行い(概ね 30 分間)その内容を危機管理対策支援システムに入力する。システムが使用できない場合には、「参集者情報報告書(勤務中)」を利用して(1 時間以内に)統括チームに報告する。

(ウ) 関係機関からの情報連絡

①公共交通機関、ライフライン関係機関は、地震発生後概ね 90 分以内に統括チームに機能状況、被害内容、対応状況を連絡する。

②統括チームは、関係機関からの被害情報の提供がない場合は関係機関に被害状況等の照会を行う。

資料:地震応急-8 災害初動期の活動項目チェックリスト

資料:様式-1-1「参集者情報報告書(勤務時間外)<地震>」

資料:様式-1-3「情報報告書のまとめ」

資料:様式-1-4「応急対策状況及び応急対策計画報告書」

(2) 情報の整理

ア 情報の整理・分析

(ア)統括チームは、各部から報告された情報に基づき被害状況等を取りまとめるとともに、必要に応じて分析を行い、その結果を緊急対策会議又は本部会議に報告する。

(イ)収集した情報及び決定した対策等は、統括チームが速やかに大阪府(政策企画部危機管理室)に速報として報告する。

《被害情報のとりまとめの留意事項》

- a 確認された各種情報から災害の全体像を把握する。
- b 至急に確認すべき未確認情報を整理し、確認する。
- c 報告済みの情報の訂正は、迅速かつ的確に行う。
- d 情報の空白は、被害が甚大であることを意味する場合があるため、情報空白地を把握、確認する。

イ 情報・システムグループによる整理

統括チームは、収集された情報等を常に整理し、各班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

(3) 得られた情報に基づく判断

ア 本部体制の判断

本部長は、得られた情報に基づき、緊急対策会議又は本部会議において重点的に取り組むべき応急対策、その他実施方針及びそのために必要な体制を決定する。

ただし、勤務時間外等のため、緊急対策会議等を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。

イ 応援体制の判断

本部長は、応援体制の必要性を認めたときは、大阪府、協定市町、その他市町村、自衛隊等への応援要請を「第1章第3節 広域応援等の要請と受入れ」「第1章第4節 自衛隊に対する災害派遣要請」に基づいて行う。

ウ 各部の判断

勤務時間外に地震が発生し、本部長及び副本部長が発災後直ちに参集できない場合で、緊急対策会議開催等の災害対策本部の組織的運営が可能となるまでの間に、応急対策等について緊急を要すると認められるときは、統括チーム長の指揮のもと各部において実施し、事後速やかに本部長に報告する。

3 第2次情報等の収集

(1) 収集する情報の種類

担当各部班は、地震発生後速やかに次表に示す情報を収集するよう努める。この場合、把握できた範囲から一刻も早く第一報として報告することに留意し、特に、二次災害防止に関する情報及び人的被害・住家被害の把握に重点を置く。

ア 被害状況等報告様式に基づき必要な事項を大阪府（政策企画部危機管理室）へ報告する。

また、土砂災害が発生した場合は、大阪府池田土木事務所にも報告する。

イ 住家被害の把握については、各部等からの応援を求めて地区毎に調査班を編成して行う。

資料:地震応急-9 被害状況等報告基準

資料:様式-5「被害状況報告」

資料:様式-6「災害報告(がけ崩れ)」

【第2次情報の種類】

項目	収集内容	担当
1 人的被害	死者、行方不明者の状況 負傷者の状況	福祉部福祉総務班 消防部、消防団、病院部事務局班 健康医療部健康医療班
2 住家被害	全壊・半壊の状況、被害状況調査	財務部家屋調査班
	被災建築物応急危険度判定調査	財務部施設対策班 都市計画推進部都市計画推進対策班
	全焼、半焼の状況	消防部、消防団
3 非住家被害	全壊・半壊の状況、被害状況調査	都市活力部経済班 健康医療部健康医療支援班 財務部家屋調査班
	被災宅地危険度判定調査	財務部施設対策班 都市計画推進部都市計画推進対策班
4 公共土木施設等の被害	道路、橋梁、河川等の状況	都市基盤部各班 上下水道部下水道管きょ班
	土砂崩れ等の危険箇所の調査	都市基盤部都市基盤対策班 都市計画推進部都市計画推進対策班
	宅地等の被害調査 交通施設、交通の状況 道路交通（警察） 公共交通機関（各社） 上下水道施設の状況	都市計画推進部都市計画推進対策班 都市基盤部都市基盤総務班 統括チーム 上下水道部上下水道広報班
	電話、都市ガス、電気各社の状況	統括チーム
5 その他	田畑の被害情報及び量販店の営業情報（銀行・郵便局含む）	都市活力部経済班
	文教施設	教育部各避難班
	市内各病院の被害状況・機能状況 地震に伴う負傷した外来者状況等	病院部事務局班 健康医療部健康医療支援班
	救急救助活動の状況、出火の状況 特殊災害事案情報	消防部、消防団
	医療活動の状況	病院部事務局班
	応急給水の状況	上下水道部上下水道総務班
	指定避難所の状況	各部避難班
	社会的混乱の発生状況 避難勧告・避難指示（緊急）、警戒区域 設定状況	統括チーム 消防部
	社会福祉施設の被害調査	福祉部援護班
	応急対策活動の状況等、その他	各部
6 被害額	公立文教施設	教育部各避難班
	商工被害、農業施設、農産物被害	都市活力部経済班
	その他公共施設	各部

※人的被害の数（死者・行方不明者数）については、大阪府が一元的に集約・調整を行うため、適宜、市の集計結果を提供する。

(2) 得られた情報による判断

ア 二次災害防止対策の判断

得られた情報に基づき緊急対策会議又は本部会議において重点的に取り組むべき二次災害防止対策及びその実施方針（「第3章第6節二次災害の防止」参照）を決定する。

イ 災害救助法適用の判断

被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあると判断される場合は、「第3章第7節災害救助法の適用」に基づき、知事に被害状況を報告し、同法に基づく救助の実施を要請する。

資料:様式-1-4「応急対策状況及び応急対策計画報告書」

4 住家等被害状況調査（住家被害認定調査）

(1) 現地調査の実施

財務部の調査担当各班は、小学校区単位に第1次情報を集約し、被害の大きい校区から調査を行う。

(2) 現地調査の体制

ア 財務部の調査担当職員を中心として3人1組の班を構成する。

イ 調査担当者が不足するときは、他部からの応援又は大阪府等へ職員の応援を要請する。

(3) 調査方法

調査を行う旨を予め市民に広報し、住家等被害状況調査表により棟単位で可能な限り居住者又は所有者等の立会のうえで立入調査を実施し、判定に正確を期す。

(4) 被害認定の基準

住家の被害認定にあたっては、内閣府において作成された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成30年改訂）を参考に行う。なお、認定基準は次の表のとおりである。

【住家の被害の程度と住家の被害認定基準等】

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

(5) 調査実施体制の強化

被災規模が大きく調査対象住家が多数・広範囲にわたる場合には、必要に応じて、大阪府に対し次の業務に係る支援を要請し、調査実施体制を強化する。

ア 住家被害業務全体を支援し、府との連絡調整を行う「住家被害認定士リーダー（府職員）」の派遣

イ 事前登録された住家被害認定士の派遣

資料：地震応急-10「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（抜粋）

第 2 節 通信の確保・伝達

《基本的な考え方》

災害時における関係機関相互間の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため通信連絡窓口を定め通信連絡系統を明確にするとともに、気象業務法に基づく予報及び警報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を確実に収集し、防災関係機関及び各部に伝達する。

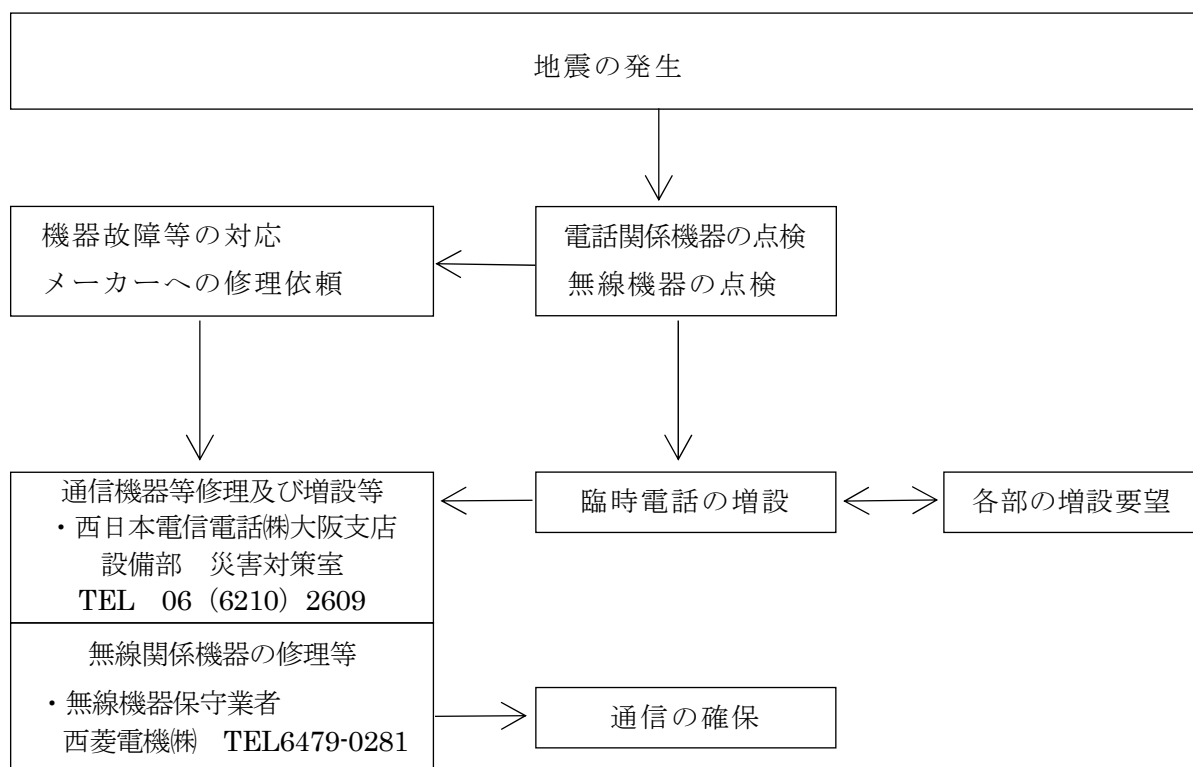
《対策の体系》

通信の確保・伝達	1 通信機能の確保 2 関係機関の通信窓口 3 災害時における通信網の整備
----------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
各部	1 通信手段の確保と情報連絡に関すること 2 所属各班及び各機関と本部との連絡に関すること
防災関係機関	1 通信手段の確保と情報連絡に関すること 2 災害対策本部との連絡に関すること

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 通信機能の確保

(1) 通信手段の機能確認

各部は、災害発生後直ちに通信手段を確保するため、通信機器の機能確認を行う。

(2) 故障時の対応

ア 通信機器取扱者は、通信機器に故障が発生した場合は、統括チームに連絡し、連絡を受けた総括グループは各機器装置の保守業者に修理を依頼する。

イ 西日本電信電話(株)等は、市役所等防災関係機関の電気通信設備が被災した場合は通信の確保を優先的に行う。

2 関係機関の通信窓口

災害に関する情報を収集・伝達する関係機関及び各部局の窓口をあらかじめ定める。

資料:地震応急-11 関係機関の通信窓口

3 災害時における通信網の整備

(1) 災害通信網の整備計画

統括チームは、災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、絶えず気象情報等を収集するとともに、大阪管区気象台、大阪府、豊中警察署、豊中南警察署及び関係機関から情報を収集する。

(2) 電話が不通の場合、次の方法により行う。

ア 大阪府及び府内市町村との連絡方法

(ア) 大阪府防災行政無線により連絡する。

〔無線機設置場所〕

無線機・親電話機・電源装置
災害対策本部用電話

夜間専用電話

消防局専用電話

第二庁舎 5 階（無線室）

第二庁舎 3 階（無線統制室）
（8-503-8900,FAX8800）

第二庁舎地下中央管理室
（8-503-8900,FAX8800）

豊中市池田市消防指令センター
（8-403-8901）

(イ) 大阪地区非常通信経路計画市町村系により連絡する場合は、次の方法で連絡する。

〔通信経路〕

0.5km
豊中市（危機管理課） ～～～ 豊中警察署（総務課）
無線
大阪府警本部（通信指令室） ～～～ 大阪府庁（政策企画部危機管理室）
隣

無線
豊中市（危機管理室）
無線
市消防局（消防指令センター）
無線
大阪市消防局（指令室）
無線
大阪府庁（政策企画部危機管理室）

資料:地震応急-12 豊中市防災無線構成表

イ 大阪府内市町村その他関係機関等への連絡方法

大阪府防災行政無線及び市防災無線（移動系防災行政無線を含む）を活用し連絡する。
なお、大阪府の無線が設置されていない機関については、大阪府を經由し連絡する。

第3節 災害広報・広聴

第1 災害情報の広報

《基本的な考え方》

災害発生により、一時的に混乱状態におかれた市民に対し、人心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、正確かつきめ細かな情報を提供する。

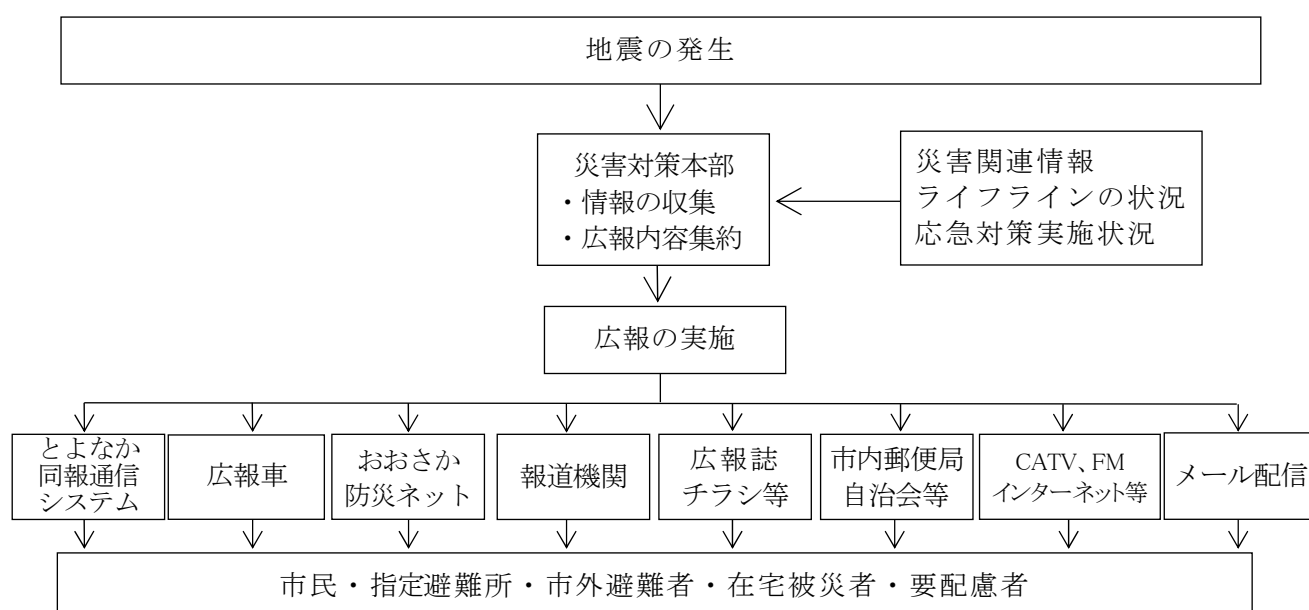
《対策の体系》

災害情報の広報	1 広報体制の確立 2 災害の記録 3 市民への広報 4 報道機関との連携 5 職員への広報（災害対策の周知）
---------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム 統括グループ	1 災害情報等の広報内容・時期の決定に関する事
統括チーム 広報グループ	1 広報手段の確保に関する事 2 災害の記録に関する事 3 市民に対する広報に関する事 4 報道機関への情報提供に関する事
統括チーム 情報・システムグループ	1 職員への広報（災害対策の周知）に関する事

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 広報体制の確立

統括チーム広報グループは、予め市長が指名した広報用車両と人員により広報体制を確立する。

(1) 広報活動

- ア 統括チーム統括グループ等と協議し、応急対策等に係る広報内容・時期・手段を決定する。
- イ 各部は、統括チーム統括グループの指示に従い広報原稿を統括チーム広報グループに提出する。
- ウ 統括チーム広報グループは、広報活動資料を作成し、アの決定事項のとおり広報活動を実施する。
- エ 広報内容は、簡潔で誤解を招かない表現に努める。

(2) 多様な広報活動の展開

災害発生直後、多様な手段で広報活動を実施する。

- ア とよなか同報通信システムによる広報
 - イ 広報車による広報
 - ウ おおさか防災ネット
 - エ 報道機関を活用した広報
 - オ 広報誌（臨時号を含む）、又はチラシ等による広報
 - カ 市内郵便局、並びに、自治会その他応援協力団体等を通じた広報
 - キ ジェイコムウエスト、エフ・エム千里、インターネット等を活用した広報
 - ク メール配信（緊急速報メールやおおさか防災ネットのメール配信機能）を活用した広報
- これらのほか、各部は、福祉部援護班・避難班と各部避難班の協力による、指定避難所等における掲示広報を活用した広報を実施する。
- なお、点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報を行う。

資料:地震応急-13 災害時広報車両一覧表

資料:地震応急-14 災害時の広報文例

2 災害の記録

統括チーム広報グループは、災害対策に資するため、各部の協力を得て災害状況等を写真、ビデオ等で収集記録する。

3 市民への広報

(1) 地震発生直後に特に必要な広報

- ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）、津波情報、気象の状況
- イ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- ウ デマ情報への注意の呼びかけ
- エ 避難勧告、避難指示（緊急）の呼びかけ
- オ 避難行動要支援者保護及び人命救助等の協力呼びかけ
- カ 救急医療情報（救護所、医療機関の開設状況等）
- キ 緊急交通路、交通規制情報及び自動車使用自粛の呼びかけ
- ク 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起 等

(2) その後の広報

- ア 被災状況、二次災害の危険性に関する情報
- イ 被災者支援施策や救援活動に関する情報
 - (ア) 住宅情報（応急仮設住宅、住宅の取得及び斡旋等）
 - (イ) 各種相談窓口の開設情報等
 - (ウ) 援助・融資等の情報
 - (エ) 義援物資等の取扱い
- ウ 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報等
- エ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- オ 医療機関などの生活関連情報
- カ 交通規制情報
- キ 避難所情報
- ク 復興情報
- ケ 住民の安否確認情報

4 報道機関との連携

- (1) 報道機関への広報窓口は統括チーム広報グループに一元化し、発表時刻等を明確にする。
- (2) 被害状況及び応急対策状況等の情報を発表し、報道依頼を行う。
- (3) 発表場所は、豊中記者室とする。
- (4) その他必要に応じてファクシミリ等で報道機関に情報を提供する。

5 職員への広報（災害対策の周知）

統括チーム情報・システムグループは、災害発生後、国、大阪府、防災関係機関が決定した災害対策に係わる事項を、全職員に周知徹底する。

第2 災害広聴対策

《基本的な考え方》

災害発生による混乱状態を解消するため、市の応急対策の実施状況、被害状況、各種支援施策等に関する市民からの問い合わせ・相談・要望・苦情等について対応する。この場合、統括チームでの対応が困難なときは本部長の指示により、総合的に市民相談等に対応するため相談窓口を開設する。

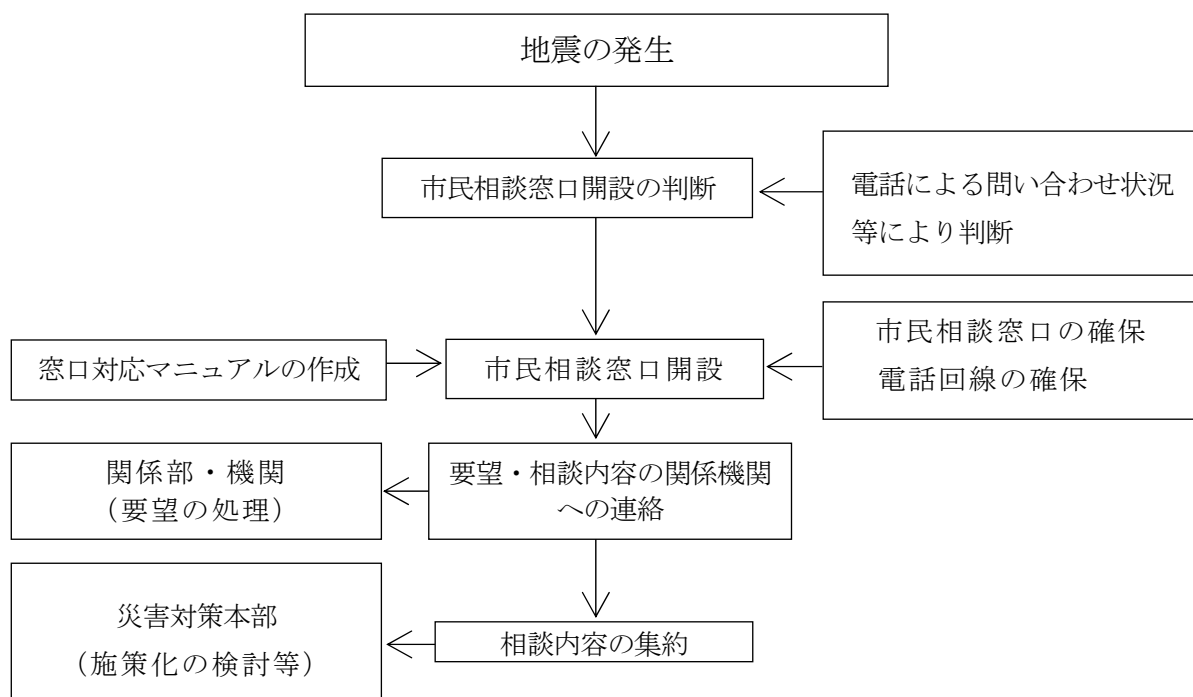
《対策の体系》

災害広聴対策	1 市民相談窓口の開設 2 実施体制 3 要望の処理 4 被災者の安否照会への対応
--------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム 広報グループ	1 市民相談窓口の開設及び市民の相談対応に関すること 2 市民の要望等の連絡に関すること
各部	1 市民相談窓口への職員の派遣移管すること 2 市民の要望等の早期解決に関すること

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 市民相談窓口の開設

- (1) 統括チームは、地震発生後の市民からの問い合わせや相談等に対応する。
市民相談窓口を開設するときは、第二庁舎 1 階ホール部に開設する。また、第一庁舎 5 階にコールセンターを開設する。
- (2) 時間的経過とともに変化していく相談内容に対応するよう、各部、関係機関と連携し相談業務にあたる。
- (3) 被災者の医療相談や法律相談等専門的な事項については、関係機関と連携して行う。

2 実施体制

市民相談窓口では、市の応急対策の実施状況、被害状況、各種支援施策等に関する情報等を整理し随時「窓口対応マニュアル」を作成・整理し、被災した市民からの問い合わせ・相談・要望・苦情等の処理にあたる。

- (1) 統括チームでの対応が困難なときは、本部長の指示により、統括チーム広報グループが相談窓口を開設、各部が開設業務の応援にあたるとともに、相談等の対応にあたる各部の職員により、電話及び市民対応業務を実施する。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報誌等で市民へ周知する。
- (3) 被害の状況に応じて、出張所等で相談窓口を設置する。
- (4) 問い合わせ専用電話・ファクシミリを用意し、問い合わせに対応する。

3 要望の処理

- (1) 相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。
- (2) 相談内容や要望事項を取りまとめ、統括チームに報告し、本部での対策検討等の資料とする。
- (3) 必要に応じ、関係機関の協力を求める。

資料:様式-3「相談等連絡用紙」

4 被災者の安否照会への対応

被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3章 初動期の応急活動

第1節 消火・救助・救急対策

《基本的な考え方》

地震発生時における消防活動は、災害の規模及び態様、さらに発生件数に応じて、効率的な消防力の運用により人命の安全確保と被害の軽減、二次災害の防止を図ることなどを活動の主眼とする。

消火活動のほか、生き埋めによる救助、負傷者に対する応急手当など限られた消防力を火災・救助・救急などに分散対応せざるを得ず、消防職・団員及び機械器具等を最大限活用し、効率的な消防活動に努める。

なお、この計画における消防部の役割については、概略的な活動を記述したもので、細部にわたる活動は「豊中市消防計画」（以下「消防計画」という。）に委ねる。

《対策の体系》

消火・救助・救急対策	1 震災配備体制の確立	6 救助活動
	2 消防活動方針の決定	7 救急活動
	3 情報収集活動	8 消防広域応援の要請等
	4 消防広報活動	9 消防団の活動
	5 消火活動	10 自主防災組織の活動
		11 惨事ストレス対策

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
消防部消防統括指揮班	1 災害対策本部との連絡調整に関する事 2 消防活動方針の決定に関する事 3 非常警備体制に関する事 4 協定等に基づく応援要請と受入れの決定に関する事
消防部災害指揮班	1 災害状況等の把握と分析に関する事 2 災害防ぎょ活動方針の策定に関する事 3 消防隊の編成及び統括指揮に関する事 4 協定等に基づく応援要請と受入れの調整に関する事 5 防災関連機関、医療機関との連絡調整に関する事 6 自主防災組織、消防防災協力事業所等との連絡調整に関する事
消防部情報整理班	1 災害情報、被害状況（水利に関するものを除く。）等の整理に関する事 2 被害報の作成に関する事 3 国及び府への災害報告に関する事
消防部支援班	1 消防職団員の被害状況の把握に関する事 2 重機、資機材、消耗品等の確保に関する事 3 広報広聴に関する事

実施担当	実施内容
消防部通信指令班	1 災害受信及び出動指令に関すること 2 通信機器等の保全及び応急修理に関すること
消防部情報収集班	1 災害情報、被害状況等の収集と仕分けに関すること 2 道路及び水利情報の把握に関すること 3 医療情報の把握に関すること 4 国及び府への災害速報に関すること
消防部北署大隊 南署大隊 (消防団)	1 消火・救助・救急活動に関すること 2 火災警戒区域・消防警戒区域の設定に関すること 3 災害現場広報に関すること
環境部総務班・環境対策班 都市基盤部都市基盤対策班 上下水道部下水道管きょ班	1 災害初期の救出業務の応援に関すること

《対策の展開》

1 震災配備体制の確立

消防部は、平常時から災害対応体制に基づき災害業務に従事しているが、地震発生時には非常事態に備え警防本部を設置するなど、全組織を挙げて速やかに震災配備体制を確立し、活動を開始する。

(1) 配備体制の発令

- ア 本市域又は周辺都市で震度 5 弱以上を観測したとき。
- イ 本市域で震度 4 以下を観測したときで、消防局長が必要と認めたとき。

(2) 職員の参集

- ア 参集先は所属の勤務場所とする。ただし、あらかじめ指定されている場合は指定場所に参集する。
- イ 交通状況等を考慮し、徒歩・自転車など最も合理的な方法での参集に努める。
- ウ 参集途上、震災に遭遇した場合は、必要最小限度の活動を行う。

(3) 消防部隊の編成

初動期においては、災害の規模及び被害の状況、火災の発生状況等により必要最小限度の人員で一隊でも多くの部隊が必要とされ、また、状況に応じて柔軟な部隊編成が求められるため、「消防計画」に基づき部隊の編成を行う。

(4) 通信手段の確保

ア 通信ラインの確保

震災時には、災害の多発による通信の輻輳が予測され、また施設の被害による通信機能の低下も予測されるので通信ラインの確保に努める。

イ 「119 番分散受信体制」への切替え

指令管制室での 119 番通報が受信不能になった場合は、「119 番分散受信体制」へ移行し、消防局において受信体制を確保する。

ウ 通信統制

震災時の通信の効率性を確保するために、必要により定めるところの通信統制を行う。

(5) 資機材の確保

震災時の消防活動において、消防部が保有している資機材だけでは、十分な対応ができない場合は、自ら又は統括チーム物資等調達グループを通じて重機類などの迅速な調達に努める。

2 消防活動方針の決定

消防局長は、災害の規模及び被害の状況等により、速やかに消防活動方針を決定し、本部長に報告するとともに、市民の安全確保を目的とした消防活動を展開する。

3 情報収集活動

地震発生直後において、消防部が災害応急対策活動を実施するにあたり、消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動期の情報をいち早く収集するかにかかっている。しかし、初期の段階においては、防災関連情報の空白化が予測されることから、多様な手段を利用した迅速・的確な情報収集体制を確立する。

「第2章第1節 災害情報の収集・伝達」に定めるほか、消防部の情報収集活動は次のとおりとする。

(1) 参集途上の情報収集

参集者は、参集途上の道路状況、被害状況など消防活動に影響を及ぼす重要な情報の収集に努めるとともに、参集後直ちに知り得た情報を整理して所属班長等に報告する。

(2) 通信施設による情報収集

通信班は、119番災害通報、携帯電話及び消防無線など通信施設を利用した情報の収集に努める。

(3) 消防団員からの情報収集

総務班は消防団本部と連携して、団員の参集状況、分団区域内の被害状況、分団の活動状況などの情報を収集し整理する。

(4) 災害現場からの情報収集

北・南署大隊は、災害現場において自治会、自主防災組織など応援協力団体や先着している防災関係機関からの情報を収集し通信班・指揮班へ報告する。

(5) 情報の伝達

指揮班は、あらゆる情報媒体を活用して収集した情報の整理・分析を行い効率的な部隊運用を行うとともに、統括チームへ報告する。

4 消防広報活動

119番災害通報と並行して、住民や報道機関からの被害情報、安否情報、生活情報等の問い合わせの殺到が予測されるが、消防部で把握した災害状況、消防活動状況については、消防部調査班及び北・南署大隊が一体となって迅速に現場広報する。

「第2章第3節 災害広報・広聴対策」に定めるほか、消防部の広報活動は次のとおりとする。

(1) 出火防止の現場広報

延焼危険の高い地域、指定避難所周辺の道路等を優先して、出火防止及び初期消火につい

て現場広報する。

(2) 災害状況の現場広報

被害の大きな地域等を優先して、火災発生状況、地震の被害状況、消防隊の活動状況など地震に関する現場広報を行い住民の動揺を防止する。

(3) 警戒区域の現場広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために火災警戒区域又は消防警戒区域を設定したときは、区域内からの退去又は出入りの禁止若しくは制限等を現場広報する。

(4) 避難勧告・避難指示(緊急)の現場広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民に危険が切迫し、緊急に避難させる必要が生じたときに、本部長から発令される避難勧告・避難指示(緊急)に基づき、統括チーム長から要請があったときは、統括チーム広報グループと連携し避難行動要支援者の安全確保と併せて、避難場所から遠い住民を優先に現場広報する。

(5) 広報体制

地震発生と同時に消防広報体制を確立し、消防部総務班は統括チーム広報グループとの連携のもと報道機関への広報並びに市民への広報等を実施する。

5 消火活動

震災時には、同時に多数の火災、救急・救助事案が発生することから、出場隊は自己隊の責任で対応する決意をもって、最大限の消防力を発揮することに努める。

＜消火活動の原則＞

- ア 震災時に延焼火災が多数発生した場合は、消火活動を優先する。
- イ 火災を初期のうちに鎮圧することが大火災を防ぐ最大の方法であり、早期発見と一挙鎮圧を図る。
- ウ 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全確保を優先に、避難場所や避難路の確保のための活動を行う。
- エ 延焼火災が多発し拡大した場合は、消火可能な区域を優先する。
- オ 同時多発火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域の火災を優先する。
- カ 大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災を優先する。
- キ 不特定多数を収容する建築物、地下街等から出火した場合は、人命の救助を優先する。

(1) 部隊の運用

各署の予備車両等については、参集職員及び毎日勤務職員により部隊を効率的に運用し、増隊を図る。

(2) 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のための消防機械とともに不可欠なものである。断水等により消火栓を使用できないことを考慮して、できる限り防火水槽やプール等の人工水利と河川、池等の自然水利を活用する。

6 救助活動

震災時には、火災をはじめ建築物の倒壊等により多種多様な救助事案が発生することが予測される。このため、自衛隊、警察等関係機関との協力・連絡体制を確保し救助活動を行う。

＜救助活動の原則＞

- ア 規模が同じ程度の救助事案が火災現場付近とその他の場所に同時に発生した場合は、火災現場付近を優先する。
- イ 同時に複数の救助事案が発生した場合は、原則として、少数の隊員で多数の人命を救助できる事案に主力を注ぐ。
- ウ 高層ビル、地下街等多数の者を収容し、パニック等により多数の人命危険が予測される建築物等を優先する。
- エ 複数の救助事案が発生している場合、二次災害の発生のおそれのあるものを優先する。
- オ 延焼火災が少なく、同時多数の救助事案が発生した場合は、原則として少数の隊員で多数の人命を救助できる事案に主力を注ぎ、効率的な活動を行う。

7 救急活動

大震災時には、火災をはじめ建築物の倒壊等により多数の救急事案が発生することが予想される。

一方、医療機関においても医療機器の損壊、ライフラインの機能停止などにより診療機能の低下が予測されるため、医療機関、豊中市医師会等との協力・連絡体制を確保し応急救護所の開設など救急活動を行う。

＜救急活動の原則＞

- ア 傷病者が多数発生している災害現場直近には、応急救護所を設置し、救急活動を行う。
 - イ 救急処置は、救命処置を必要とする重傷者を優先し、その他の軽傷者はできるだけ自主的な処置を行わせる。
 - ウ 豊中市医師会等が派遣する、医療救護班との連携・協力により救急活動を行う。
 - エ 多数の傷病者が発生している災害現場では、救命処置の必要な傷病者を優先して搬送するために、傷病程度を選別するためのトリアージタグ（※注）を活用した救急活動を行う。
 - オ 受入れ可能な救急医療機関やその他の医療機関の情報を収集し、後方医療機関等へ搬送できる体制を確立する。
 - カ 遠距離医療機関への救急搬送については、交通渋滞等の道路状況により救急車による搬送が困難となることが予測されることから、ヘリコプターによる搬送を検討する。
- ※注 トリアージタグとは、災害時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先度を決定することをいい、その際に用いるタグ（識別票）をいう。

8 消防広域応援の要請等

(1) 応援の要請

災害の規模により、現有消防力を結集しても消防力が不足することが見込まれる場合は、隣接市町との消防相互応援協定に基づく応援消防隊、大阪府下広域消防相互応援協定に基づく応援隊及び大阪府が策定した「緊急消防援助隊受援計画」に基づく緊急消防援助隊との連携及び受入体制の整備を図る。

(2) 応援要請の手続

- ア 隣接市町等への応援要請は、消防局長が必要と認める場合に協定に定める事項を明らかにして行い、応援要請後は速やかに本部長へ報告する。
- イ 応援消防隊、応援隊及び緊急消防援助隊等の応援要請をする場合は、大阪府知事を経由して国（総務省消防庁長官）に要請する。

(3) 応援要請の体制整備

応援消防隊、応援隊及び緊急消防援助隊等の活動が効果的に行えるように、消防無線の統制、燃料などの補給体制、受入れ体制等を整備する。

9 消防団の活動

消防団は、地域に密着した消防機関としてその活動が大きく期待されており、震災対策上からも重要な任務を担っている。地震時には、消防部と連携して区域内の住民に対して消火・救助・救護等の消防活動にあたる。

(1) 出火防止

地震発生と同時に地域住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

(2) 情報の収集・伝達

災害時の初期活動を行うとともに、携帯無線機や伝令等により、消防活動上必要な情報や被害状況の情報収集・伝達を行う。

(3) 消火活動

北・南署大隊と連携して若しくは、消火活動あるいは分団区域内の避難路の確保などを独自で行う。

(4) 救出・救護

北・南署大隊と連携して救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急処置を行う。

(5) 避難誘導

避難勧告・避難指示(緊急)等が出された場合は、地域住民に伝達するとともに消防部との連携を取りながら避難者の安全確保と誘導を行う。

10 自主防災組織の活動

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。

また、消防署、警察署等、防災関係機関との連携を図る。

11 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第 2 節 医療救護活動

《基本的な考え方》

災害発生初期は、医療救護要員の確保が最も重要であり、豊中市医師会等の協力を得るなど医療救護要員の確保に努める。また、医療機関、医療救護要員の広域的な活用を図るべく、搬送体制や医療機関の連携体制を確立する。

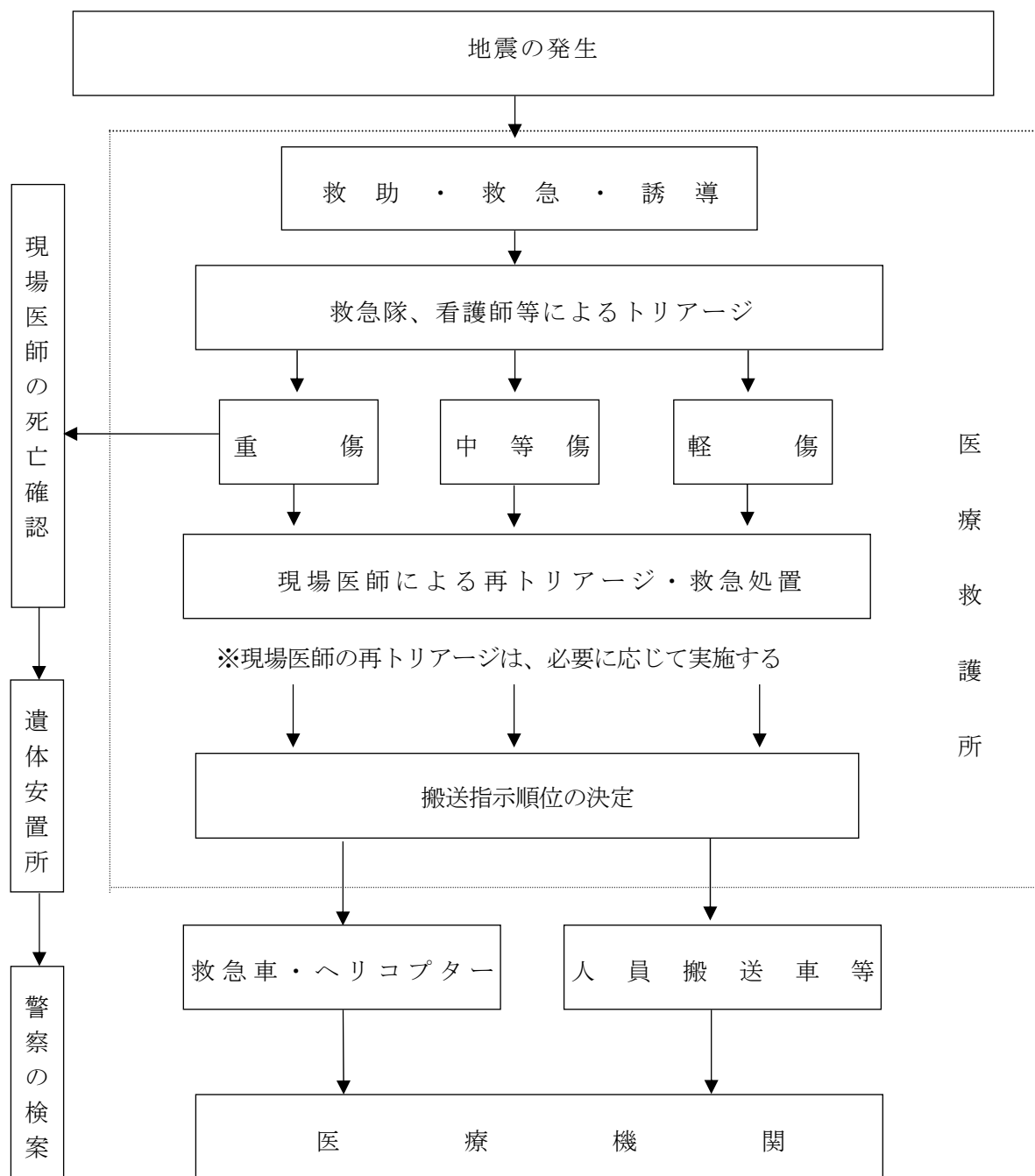
《対策の体系》

医療救護活動	1 医療活動体制の確立 2 医療情報の収集 3 救護所の設置 4 医療救護班の体制 5 後方医療機関への搬送 6 後方医療機関 7 医薬品及び医療用資器材の確保 8 搬送体制の確立 9 個別疾病対策
--------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
医療本部 (医師会、歯科医師会、薬剤師会、豊中市病院連絡協議会、豊中市訪問看護ステーション連絡会、市保健所)	1 医療本部における医療救護の指揮に関すること 2 救護所の開設に関すること 3 医療救護班の派遣に関すること 4 被災地内での負傷者の医療救護の調整に関すること 5 被災地外への応援要請の決定に関すること 6 医療救護班の編成と医療救護活動に関すること 7 負傷者等の受入れ調整及び医療救護活動に関すること 8 医薬品・医療資器材の調達・確保に関すること 9 被災者の巡回診療の調整に関すること 10 広域応援要請及び後方医療機関への搬送に関すること
病院部	1 負傷患者の受入れに関すること 2 応急救護所への災害救護班の派遣に関すること 3 遺体の検案の協力に関すること 4 医薬品・医療用資器材の調達に関すること
健康医療部健康医療班	1 医療情報の収集に関すること 2 被災者の健康管理、精神保健活動に関すること 3 被災者の巡回診療に関すること
健康医療部健康医療支援班	1 市内医療機関の被害状況等の把握に関すること
消防部	1 救急・救助に関すること 2 トリアージに関すること

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 医療活動体制の確立

(1) 医療本部の設置

ア 設置基準

本市域で震度6弱以上が観測され気象台からの発表等により確認されたときは、豊中市医師会、歯科医師会、薬剤師会、豊中市病院連絡協議会、豊中市訪問看護ステーション連絡会、市保健所、市立豊中病院は、豊中市役所内に医療本部を組織する。なお、震度5強以下のときは、医療本部長の要請により組織する。

イ 医療本部の役割

市保健所長を本部長とし、被災した市民に対する医療救護活動を総合的に調整する。

- (ア) 医療救護所の開設及び医療救護班の派遣に関すること
- (イ) 初期医療体制に関すること
- (ウ) 広域医療体制に関すること
- (エ) 医療救護班・医療ボランティアの応援要請及び受入れに関すること
- (オ) 保健対策に関すること
- (カ) 傷病者の病状の判断に関すること

2 医療情報の収集

(1) 被災地内における情報収集と連絡

- ア 健康医療部健康医療支援班は、市内医療機関の被害状況・活動状況等を把握し、健康医療部健康医療班に適時連絡する。
- イ 医療本部は、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズ等を把握し、速やかに大阪府へ報告するとともに、市民への情報提供に努める。

(2) 被災地外との情報収集と連絡

医療関係機関と密接な連携のもと、被災地外の医療施設の空床状況等、災害医療情報を迅速かつ的確に把握する。

3 救護所の設置

(1) 医療救護所

医療救護所は下記の2か所に開設する。ただし、災害状況等により医療本部の判断で増減することとする。

- ア 医療救護所を開設後、各医療救護班は医療本部に報告する。
- イ 医療救護班は、医療本部の指示により応急医療活動を行う。

【医療救護所開設予定場所】

地域名	箇所数	開設予定場所名
南部地域	1 か所	庄内保健センター
北部地域	1 か所	豊中市医療保健センター

(2) 応急救護所

災害の状況により、負傷者が多数発生している災害現場直近に応急救護所を設置する。

医療救護班は、市災害医療センター（病院部）の派遣に加え、他の自治体等へ応援派遣を依頼する。医療本部が応援医療班の派遣要請を決定する。

4 医療救護班の体制

(1) 医療救護班の編成

医療救護所の救護班は、豊中市医師会・豊中市歯科医師会・豊中市薬剤師会・（財）豊中市医療保健センターの応援により編成し、1班あたり、医師2人、薬剤師2人、看護師2人、事務員1人の計7人とし、医師が班長となる。

(2) 医療救護班の派遣要請

市の医療救護班のみでは応急対策が困難な場合は、大阪府及び日本赤十字社大阪府支部に災害医療救護班の派遣を要請する。

(3) 医療救護班の受入れ等

医療本部は、応援医療救護班の受入れを行い、医療救護所及び応急救護所等への配置調整を行う。また、応援医療救護班は、医療本部の指揮のもとで活動する。

5 後方医療機関への搬送

医療本部は、被災地域内において医療を確保することが困難な場合は、大阪府健康福祉部と調整して被災地域外の医療施設に広域的后方医療活動を要請する。また、救急車が不足する場合は、次の搬送手段によって必要な傷病者の搬送を実施する。

ア 救急告示病院等が保有する搬送車を要請する。

イ ヘリコプター搬送を要請する。

ウ 市、大阪府等の公用車による搬送を検討する。

エ その他関係機関へ要請する。

被災地域内で対応困難な重症患者の広域医療搬送が必要となる場合は、大阪府が設置する広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）と連携して被災地域外への搬送を行う。

6 後方医療機関

大阪府地域防災計画により指定された「災害医療協力病院」は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受け入れ情報を活用しながら、市災害医療センター（病院部）等と協力し、医療救護所等の後方医療機関として、患者を受入れる。

資料：地震応急-15 災害医療センター等一覧表

7 医薬品及び医療用資器材の確保

大阪府、市及び日本赤十字社大阪府支部は、豊中市薬剤師会や関連業者の協力を得て、災害の発生後、緊急を要する医薬品、医療用資器材、輸血液等の確保・供給体制を整備する。

8 搬送体制の確立

大阪府及び市は医療救護所や市内の病院等から被災地外後方医療機関への搬送体制を確立する。

9 個別疾病対策

大阪府及び市は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関として、現地医療活動、後方医療活動、必要医薬品の確保・供給及び在宅医療患者への情報提供を行う。

第 3 節 応急避難

第 1 避難勧告等の発令と避難誘導

《基本的な考え方》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険区域における住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・避難指示（緊急）等の発令、避難誘導等、必要な措置を講ずる。その際、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

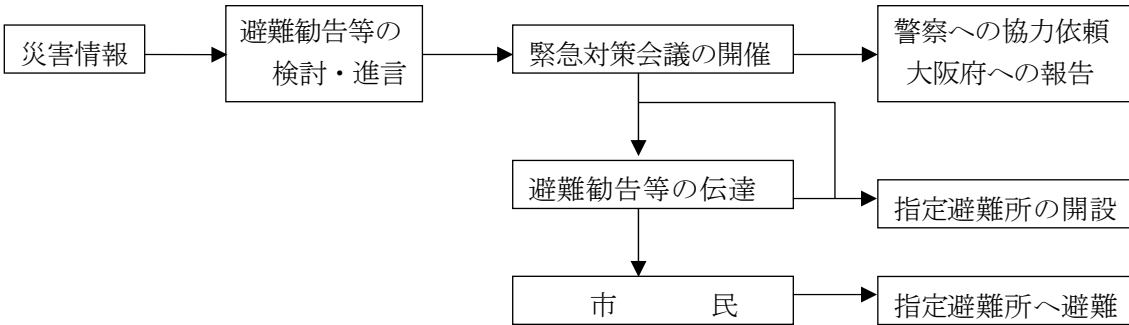
《対策の体系》

避難の勧告・指示と誘導	1 避難勧告等の種類 2 避難勧告等の発令 3 避難誘導 4 優先避難 5 避難勧告等の解除
-------------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
市長（本部長）	1 避難勧告等の発令に関する事 2 避難勧告等の解除に関する事
各部避難班 消防部（消防団）	1 避難誘導に関する事
統括チーム	1 大阪府等への避難勧告等に係る報告に関する事 2 避難広報に関する事

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 避難勧告等の種類

危険区域の住民に対する避難のための立ち退きの勧告又は指示は、原則として次の基準及び内容により市長が行うものとするが、時間的余裕があるときは消防部及び警察官等の協力を得て調査し実施する。

立ち退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内安全確保（屋内退避、垂直避難等）に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

また、立ち退き避難の指示を行う際に、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難勧告等に関する事項について、助言を求めることができる。

なお、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

【避難準備・高齢者等避難開始】

区分	基準及び内容等
条件	災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難勧告等を実施することが予想される場合
趣旨	危険予想地域の住民に事態の周知を図り、避難のための準備（避難に時間を要する高齢者、障害者等は避難開始）を勧告する
伝達内容	勧告者、危険予想地域、避難準備等を勧告すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法
伝達方法	広報車による伝達、自治会等の応援による伝達、戸別訪問による伝達、Ｌアラート（災害情報共有システム）、おおさか防災ネット及びおおさか防災ネット（メール配信）による伝達、ケーブルテレビによる伝達、とよなか同報通信システムによる伝達、緊急速報メール、FM 千里による伝達等必要に応じて報道機関等に要請する

【避難勧告】

条件	当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合
伝達内容	勧告者、発令地域、勧告すべき事由、避難先、指定避難所に至る経路、その他必要事項
伝達方法	避難準備・高齢者等避難開始の伝達方法によるが、必要に応じ個別に口頭伝達を行う 避難が広範囲にわたる場合等必要に応じて報道機関等に要請する

【避難指示(緊急)】

条件	状況がさらに悪化し避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生しその現場に残留者がいる場合
伝達内容	指示者、発令地域、指示すべき事由、避難先、指定避難所に至る経路、その他必要事項
伝達方法	避難勧告の伝達方法に加えて、警察官の協力を要請し避難を拒否するものに避難をすすめる

※発令範囲については、特に土砂災害について、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

※住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

【避難勧告等の発令】

実施責任者	勧告・指示の内容	根拠法規
市長	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退きを勧告・指示する	災害対策基本法第 60 条
知事	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代って行う	災害対策基本法第 60 条
知事又はその命を受けた職員	洪水又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
警察官	市長による避難の指示ができないと認められるとき又は市長から要請があったときは、避難のための立ち退きを指示する	災害対策基本法第 61 条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り避難等の措置を講ずる	自衛隊法第 94 条
水防管理者	洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する	水防法第 29 条

2 避難勧告等の発令

(1) 避難勧告等の発令手順

避難勧告等を適正に発令するため、収集した情報を総合的に把握・確認する緊急対策会議を開催する。また、避難勧告等を発令した場合は、速やかに大阪府に報告する。

(2) 避難準備・高齢者等避難開始の発令

災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては立ち退き避難が必要となる場合は、避難準備・高齢者等避難開始の発令を行う。

なお、土砂災害（特別）警戒区域において、「豊中市避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」等に定める基準を超過した場合は、住民に避難の準備を広報する。

(3) 避難勧告等の発令

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、住民の生命、身体、財産を保護するために、避難勧告等を発令し危険区域の住民を安全な地域に避難させる。

資料：様式-13「避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告及び避難指示(緊急)様式」

3 避難誘導

(1) 統括チーム広報グループは、避難勧告等が発令された地域名、避難先、避難理由等を明示し、様々な手法により周知する。

(2) 各部避難班は、避難者の誘導に際しては、警察官等の協力を得て、被災の大きい地域及び指定避難所より遠隔な地域から誘導を始め、誘導補助員として自主防災組織、赤十字奉仕団（分団）、自治会、町内会等の協力により避難者の誘導にあたる。

(3) 大規模の移送方法

各部避難班は、被災地が広域にわたり、避難者を他の地域に大規模移送する必要があるときは、統括チーム渉外グループを通し大阪府に応援を要請する。

この場合、事態が急迫し知事に要請するいとまがないときは、隣接市町又は警察署、関係機関と連絡をとり実施する。

(4) 携行品の制限

避難誘導者は避難立ち退きに当たっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な立ち退きについて誘導する。

4 優先避難

避難させるときは、高齢者、傷病者、障害者、子ども、妊産婦等を優先的に避難させる。

5 避難勧告等の解除

災害に伴う危険が解消し、避難の必要がなくなったときは、直ちに広報車、自治会等の応援による伝達、又は報道機関等の協力を得て、避難者に避難勧告等を解除した旨を周知徹底するとともに、知事に速やかにその旨を報告する。

第2 警戒区域の設定

《基本的な考え方》

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

《対策の体系》

警戒区域の設定	1 設定者 2 実施方法 3 警戒区域の解除
---------	------------------------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
市長（本部長）	1 警戒区域の設定及び解除の決定に関する事
統括チーム 統括グループ 消防部	1 警戒区域の設定及び解除に関する事

《対策の展開》

1 設定者

実施責任者	内容	根拠法規
市長	住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する	災害対策基本法 第 63 条
知事	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する	災害対策基本法 第 73 条
警察官	市長が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する	災害対策基本法 第 63 条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する	災害対策基本法 第 63 条
消防吏員又は 消防団員 警察官（現場 に消防吏員が いないとき）	火災警戒区域又は消防警戒区域を設定する	消防法第 23 条の 2、 第 28 条
水防団長 水防団員 消防機関に属 する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する	水防法第 21 条

2 実施方法

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特別に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定する。

なお、大阪府への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

(1) 本部長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に対して当該区域への立ち入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し本部長が発令するいとまのないときは、消防局長、都市基盤部長、その他の関係部長が実施する。この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

(2) 警察官は、前記の職員が現場にいないとき、又これらの者から要求があったときは、この職権を代行することができる。この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

(3) 警戒区域の設定に必要な措置は、統括チーム、消防部その他関係部が連携し、警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。

3 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難勧告等の伝達と同様にして速やかに警戒区域を解除し、その旨を周知する。

第3 指定避難所の開設・運営

《基本的な考え方》

災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者で、避難を要する者を一時的に受入れて保護するため、指定避難所を開設する。

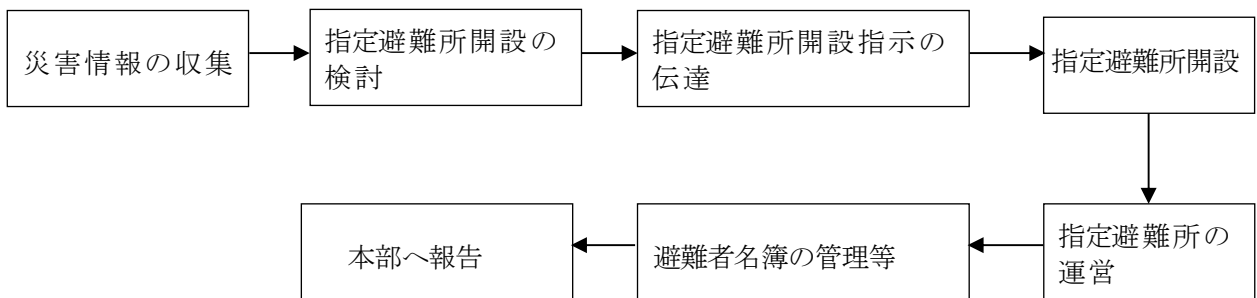
《対策の体系》

指定避難所の開設・運営	1 指定避難所の開設 2 指定避難所の運営 3 指定避難所の閉鎖等 4 災害救助法の実施基準 5 指定避難所以外の避難者への対応 6 指定避難所の早期解消のための取組み等
-------------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
教育部教育総務班	1 指定避難所の開設の総合調整に関する事 2 臨時避難所の指定に関する事
施設を所管する部の 総務班	1 指定避難所の開設・管理に関する事 2 指定避難所の閉鎖に関する事 3 指定避難所運営への避難者の協力依頼に関する事 4 指定避難所でのプライバシーの保護に関する事 5 指定避難所での広報に関する事
福祉部援護班	1 避難所生活が困難な高齢者、障害者等の他施設への搬送に関する事 2 要配慮者への配慮に関する事
健康医療部健康医療班	1 指定避難所への医療救護班の派遣に関する事 2 指定避難所でのメンタルケアに関する事
環境部廃棄物対策班	1 仮設トイレ（簡易トイレ含む）の設置に関する事 2 指定避難所の廃棄物の処理に関する事
都市計画推進部 都市計画推進総務班	1 指定避難所の要配慮者等の応急仮設住宅、公的住宅等への優先入居等の措置に関する事
財務部施設対策班 都市計画推進部 都市計画推進対策班	1 開設した指定避難所の応急危険度判定調査に関する事
各施設管理者	1 指定避難所の開設に関する事 2 指定避難所運営への協力に関する事 3 指定避難所の閉鎖に関する事

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、指定する避難所の全て又は一部を開設することとし、避難施設を所管する部長は各避難班に開設を指示する。

ただし、現に避難者が指定避難所への受入れを求めてきたときは、指定避難所の施設管理者等は避難者を受入れるとともに、速やかに所属避難班長に連絡する。

資料: 予防-12 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧表

資料: 様式-4-1 「指定避難所等一覧集計用紙」

資料: 様式-4-2 「指定避難所別直後情報に基づく応急対策の検討」

資料: 様式-4-3 「直後情報に基づく応急対策(緊急性の高いもの)〈集計表〉」

資料: 様式-8 「指定避難所の報告用紙(開設・定時・閉鎖)」

(2) 避難受入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

(イ) 現に被害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ア) 避難勧告・避難指示（緊急）が発せられたとき

(イ) 避難勧告・避難指示（緊急）は発せられていないが、緊急に避難することが必要であるとき

ウ その他災害によって避難が必要と認められるとき

(3) 指定避難所の開設方法

ア 勤務時間内の指定避難所開設

(ア) 各部避難班長は、指定避難所となる施設管理者に対して開設を指示する。

(イ) 避難者が受入れを求めた場合は、本部からの指示がなくとも施設管理者が開設し、所属避難班長にその旨を報告する。

イ 勤務時間外の指定避難所開設

(ア) 施設の宿日直者又は警備担当者が施設管理者の指示により開設する。施設の日直者等が不在の場合は、指定避難所開設要員等が開設する。

(イ) 避難者が受入れを求めた場合は、本部からの指示がなくとも施設管理者が開設し、所属避難班長にその旨を報告する。

ウ 避難施設を所管する部の総務班は、指定避難所の開設情報をとりまとめ、教育部教育総務班に報告する。なお、開設報告は原則として危機管理対策支援システムによるが、システムが使用できない場合には、避難の報告用紙を使用する。

エ 指定避難所の開所にあたり、施設管理者又は指定避難所開設要員等は、施設の安全確認を行う。

オ 財務部施設対策班及び都市計画推進部都市計画推進対策班は、他の被災建物の応急危険度判定調査に優先させて指定避難所の危険度判定を行う。判定結果により指定避難所として開設することが危険な場合は、避難施設を所管する部の総務班に連絡する。

(4) 臨時の避難所

指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合には、避難施設を所管する部の総務班長は、避難者に指定避難所に避難するよう指示する。ただし、指定避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得た上で、臨時の避難所として指定する。

2 指定避難所の運営

(1) 運営

指定避難所の運営は、初期段階では市職員等が中心となっていくが、清掃、衛生管理、雑用水の利用、電話呼出し等について、避難者による自主的な運営を促す。その際には、性別や年齢、障害の有無などによるニーズの違いを把握し、固定的な役割分担にとらわれないようにするため、運営組織の管理責任者には多様な立場の人を配置し、また役員のうち3割以上が女性となるよう促す。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めることとする。

(2) 避難者の把握

ア 各部の避難班は、指定避難所ごとにそこに入所している避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りにきている被災者等（自宅、テント及び車等の指定避難所外で生活している人）に係る情報の把握に努め、大阪府への報告を行うとともに、避難所運営を円滑に行うため、プライバシーの保護に留意して、避難者名簿を作成する。

イ 把握した避難者数を定時に避難施設を所管する部の総務班に報告するとともに、各部の総務班は教育総務班に定時に報告する。

ウ 教育総務班は、統括チーム物資等調達グループに指定避難所ごとの避難者数を定時に連絡する。

資料:様式-9-1「避難者名簿」

資料:様式-9-2「避難者調べ」

(3) 仮設トイレ（簡易トイレ含む）対策

ア 仮設トイレ設置の基準

環境部廃棄物対策班は、避難者や施設の被害状況から、必要に応じて次の基準を目安に仮設トイレを設置する。

【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレ種別	必要とする住民あたりの必要数
組立型	1 基／500 人（大阪府が準備する基準）
ボックス型	1 基／100 人

イ 仮設トイレの管理

(ア) 環境部廃棄物対策班は、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。

(イ) 避難者等が自主的に、日常の清掃等の管理を行う。

(4) 女性や子育て家庭のニーズへの配慮

市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点又は性別に配慮した視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布などによる指定避難所における安全性の確保、安全に配慮したトイレ・更衣室・入浴設備等の整備（昼夜を問わず誰もが安心して使用できる場所を選び、照明をつけるなど）、女性相談員を配置した相談窓口の設置など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

また、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの役割として、女性相談窓口の設置等、女性支援のためのボランティアなどの活動支援を行う。

(5) 要配慮者等への配慮

福祉部援護班及び避難班は要配慮者に対し次の事項に配慮する。

ア 高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を把握し、スペースの確保や必要な生活必需品等の支給等に配慮する。

イ 事前に把握している寝たきり等で指定避難所での生活が困難な者については、本人の意思を確認したうえで福祉避難所（二次的避難所）への避難及び社会福祉施設等への入所を案内する。

ウ 介護が必要で、指定避難所での集団生活を行うことが困難であると市が判断する高齢者、障害者等についても、本人の意思を確認したうえで福祉避難所（二次的避難所）への避難及び社会福祉施設等への入所を案内する。

エ 要配慮者の病状等により、必要に応じ後方の病院等適切な施設への搬送措置をとる。

オ 指定避難所における要配慮者の生活の安定を確保するため、介護等の必要な措置をとる。

資料：予防-12 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧表

(6) 指定避難所における情報提供

各部避難班は、指定避難所において次のとおり情報提供を行う。

ア 指定避難所において各種運営情報を口頭・ビラ・掲示板・アナウンス等で伝える。

イ 水、食料、日用品、医療品等の支給等について広報する。

ウ 被害状況や安否情報等について広報する。

エ 災害対策本部の窓口として、指示に基づき各種災害対策や支援情報を提供する。

(7) 一般ボランティアの要請

ア 一般ボランティアの受入れは、「第4章第5節自発的支援の受入れ」に定める災害救援ボランティアセンターが行う。

イ 一般ボランティアが必要な場合は、必要人員、活動内容、活動場所、必要資機材等を災

害支援ボランティアセンターに要請する。

ウ 各部避難班は、ボランティア活動に必要な情報を提供する。

(8) 指定避難所の環境保護の方針

ア 健康医療部健康医療班は、豊中市医師会等と連携し、指定避難所への救護班の派遣（巡回）を行う。

また、避難生活が長期化した場合、メンタルケアの専門チームの派遣を行う。

イ 都市計画推進部都市計画推進総務班は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、要配慮者に対しては、避難生活が長期化すると予想される場合、応急仮設住宅や公的住宅、その他施設への優先入居等の措置を講ずる。

ウ 各部避難班は、指定避難所におけるプライバシーの保護に努める。

エ 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。

オ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

(9) 避難所生活長期化に対応する環境整備

避難所生活が長期化することにより、環境悪化が懸念されることから、指定避難所運営には特に次の事項に留意する。なお、各指定避難所の運営者とともに、避難所施設の良い生活環境を継続的に確保するよう努める。

ア 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。

イ トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等について、避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力を得る。

ウ 避難して助かった被災者が、指定避難所で亡くなることのないよう、避難生活の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止）

エ 指定避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。

オ 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。

カ 乳幼児のいる家庭専用部屋を設置する。

キ 女性用物干し場を設置する。

ク トイレ・更衣室以外にも男女各々等の性別に配慮した専用スペースを設置する。

ケ 指定避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。

(10) 愛玩動物の受入れ対策

ア 大阪府と連携し、相談・保護等について獣医師会及び動物愛護団体に要請する。

イ 指定避難所での愛玩動物の飼育については、避難者が相互に話し合い運営する。

ウ 愛玩動物の所有者は、飼育困難等の事情により直ちに引き取ることが困難な場合にであっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

(11) 外国人への配慮

人権部及びとよなか国際交流協会と連携し、外国人に対して、外国語での避難所施設の案内表示や情報提供など、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

3 指定避難所の閉鎖等

- (1) 指定避難所は、応急対策や復旧状況等を勘案し、適宜閉鎖する。
- (2) 指定避難所を退去する場合、避難者が自宅等から持参したもの、及び市が避難者に支給したもの（貸与品は除く）は避難者が各自持ち帰る。
- (3) 指定避難所を閉鎖した場合、避難施設を所管する部の総務班は、本部へ報告する。

4 災害救助法の実施基準

資料:地震応急-16 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)

5 指定避難所以外の避難者への対応

- (1) 車中泊避難者や指定避難所に滞在することができない在宅避難者など指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、保健医療サービスの提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援に努める。
- (2) 被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

6 指定避難所の早期解消のための取組み等

- (1) 避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。
- (2) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。
- (3) 府、市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

第4 広域一時滞在

《基本的な考え方》

大規模災害による被害が甚大な場合で、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、本市域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、市は、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

大阪府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たずに、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、市長と協議を行う。協議を受けた市長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第4節 交通輸送

第1 道路の応急復旧等

《基本的な考え方》

地震等により、道路施設に被害が発生したとき、道路管理者は交通の安全と施設保全及び被災地における交通確保のため、迅速に応急措置を講ずる。

《対策の体系》

道路の応急復旧等	1 緊急交通路等の道路啓開 2 道路啓開作業等の実施手順 3 道路上等の災害廃棄物の処理 4 災害応急措置としての放置車両対策
----------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
各道路管理者	1 道路復旧、啓開に関する事
都市基盤部 都市基盤対策班	1 市管理道路等の応急復旧に関する事 2 緊急交通路・交通規制情報の収集に関する事 3 道路上等の災害廃棄物の撤去に関する事
都市基盤部 都市基盤総務班	1 道路復旧、啓開に係る資機材等の調達に関する事
統括チーム 広報グループ	1 緊急交通路・交通規制情報の広報に関する事
環境部廃棄物対策班	1 災害廃棄物の収集・処理計画に関する事 2 災害廃棄物の収集・処理に関する事

《対策の展開》

1 緊急交通路等の道路啓開

災害時において、道路交通及び市民の日常生活を阻害する土砂、流木などの物件の除去については、市及び道路、河川管理者等が豊中建設業協会等の協力を得て実施する。

ア 作業時における障害物除去の対象はおおむね次のとおりとし、関係者と連絡のうえ行う。

(ア)市民の生命・財産等の保護のため除去を必要とする場合

(イ)河川はん濫、護岸決壊等の防止その他、水防活動の実施のため除去を必要とする場合

(ウ)緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

(エ)その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 災害救助法による住家の障害物の除去対象となるのは次のとおりである。

(ア)当面の日常生活が営みえない状態にあるもの

(イ)居間、炊事場等日常生活に支障をきたす状態にあるもの

(ウ)住家が半壊又は床上浸水したもの

(エ)自らの資力でもって、障害物の除去ができないもの

(オ)原則として、災害により直接被害を受けたもの

2 道路啓開作業等の実施手順

(1) 啓開・復旧等の作業の指示

市の管理する道路については都市基盤部都市基盤対策班が、啓開・復旧等の作業範囲を決定した上で、豊中建設業協会等の協力を得て実施する。なお、市の管理外の道路にあっても、本部が必要と認めた場合は、啓開作業を実施する。

(2) 道路啓開作業用資機材等の調達

都市基盤部都市基盤総務班は、資機材等を保有する豊中建設業協会等に要請する。それでも、なお不足する場合は、統括チームを通じ、大阪府あるいは他市町村へ応援を要請する。

3 道路上等の災害廃棄物の処理

災害発生直後においては、道路上の障害物と混在して家屋の倒壊・焼失等から生じる災害廃棄物（家具、廃材等）が搬出・集積されることが予想される。この場合、緊急通行車両の通行及び応急活動への障害を排除する範囲で、都市基盤部都市基盤対策班と環境部廃棄物対策班とが協力して収集・処理する。（第4章第8節第3 災害廃棄物の処理参照）

また、処理する災害廃棄物の内容等によっては、必要に応じて警察官等に立会いを要請するとともに、写真撮影等を行い、事後の対応策を講じる。

4 災害応急措置としての放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して、放置車両や立ち往生車両の運転者等に対して移動を命令し、運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動する。

この際、車両の保管場所確保のため等やむを得ない必要がある場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

第2 鉄軌道施設の応急復旧

《基本的な考え方》

鉄軌道施設の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持回復に努める。

《対策の体系》

鉄軌道施設の応急復旧	1 災害時の活動体制 2 情報連絡体制 3 鉄軌道施設の応急復旧
------------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
阪急電鉄(株)	1 災害時の活動体制の確立に関する事
北大阪急行電鉄(株)	2 被害情報の収集及び連絡に関する事
大阪高速鉄道(株)	3 災害の復旧及び輸送の確保に関する事

《対策の展開》

1 災害時の活動体制

鉄軌道施設の管理者は、災害が発生した場合には、被害を最小限度にとどめ、速やかな応急復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等の活動体制を確立し、輸送の確保に努める。

2 情報連絡体制

運行状況、復旧状況、今後の見通しなどを市災害対策本部統括チーム情報・システムグループ等関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

3 鉄軌道施設の応急復旧

線路、保安施設、通信施設など、列車等の運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

また、被災状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

第3 緊急輸送のための交通確保

《基本的な考え方》

救助・救急・消火・医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

警察、道路管理者は相互に連携して、災害が発生した場合、又はまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

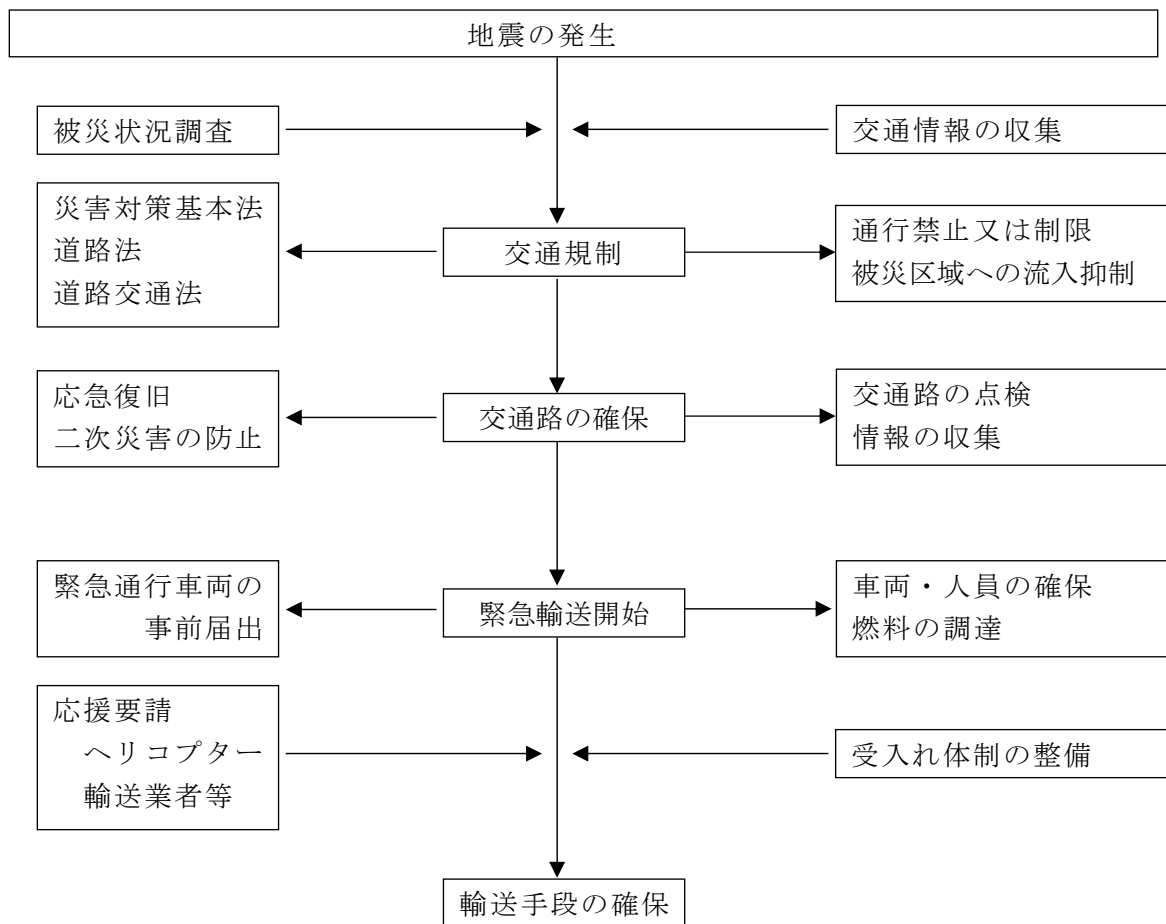
《対策の体系》

緊急輸送のための交通確保	1 道路交通網の確保 2 緊急輸送体制の確立 3 交通規制の実施
--------------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
都市基盤部 都市基盤総務班	1 道路交通網の確保に関する事 2 交通規制の実施に関する事
都市基盤部 都市基盤対策班	1 交通路の選定に関する事 2 交通路の確保に関する事 3 交通路の確保に関する情報交換及び協力体制の確立に関する事 4 交通規制の実施に関する事
統括チーム庁舎・車両 グループ	1 人員・輸送車両の確保・運用に関する事 2 輸送需要の把握に関する事 3 緊急通行車両の申出に関する事
福祉部避難班	1 食料及び物資の輸送に関する事
消防部	1 消防用緊急通行車両の通行確保に関する事（現場に警察官がいない場合）

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 道路交通網の確保

(1) 道路交通網の確保

道路の応急復旧等による交通路の確保を行うとともに、都市基盤部都市基盤総務班は、大阪府公安委員会や警察等と密接に連絡・調整を図りつつ、一般車両に対する自粛等を含めた交通規制を実施する。

(2) 交通路の確保

都市基盤部都市基盤対策班は、道路等の被害状況等を踏まえ、国・大阪府等の道路管理者や警察と協議し、輸送ルートを選定するとともに、障害物の除去等による応急復旧を進め、安全な交通路を確保する。

2 緊急輸送体制の確立

(1) 人員・輸送用車両等の確保・運用

統括チーム庁舎・車両グループは、災害初動期において緊急に必要な物資等の輸送需要に対応する必要な人員、輸送用車両及び燃料を確保する。また、被害が甚大で、職員や市有車両等に対応できない場合は、関係機関、社団法人大阪府トラック協会河北支部及び民間事業者に協力を要請する。

- ア 必要人員を見積り、職員を中心とする要員を確保するとともに、人員が不足する場合は関係機関等に協力を要請する。
- イ 必要車両を見積り、市有車両を確保するとともに、運送会社等の民間事業者に応援を要請し、車両を調達する。
- ウ 輸送用車両の効率的運用を図るため、統括チーム庁舎・車両グループが一元的な管理を行う。
- エ 水上輸送が効果的である場合は、必要に応じて大阪府に要請する。

(2) 緊急輸送の実施

福祉部避難班は、人員や車両等の確保状況を踏まえて救援物資等の輸送を実施する。

- ア 救援物資等を食料・日用雑貨、衣料等に分類して保管し、配分を行うための物資輸送方針を決定する。
- イ 道路事情等によりバイク・自転車等を活用した輸送を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

都市基盤部都市基盤対策班は、交通路の確保や迂回ルートを選定にあたり、各道路管理者や警察との情報交換、周辺市町を含む広域圏との協力体制を確立する。

- ア 道路管理者相互で交通情報等を交換する。
- イ 警察との間で交通事故・渋滞発生情報等を交換する。
- ウ 道路復旧工事と輸送等救援活動との連絡調整を行う。
- エ 交通情報や自家用車の自粛情報等についての広報を報道機関に依頼する。

3 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施

- ア 交通規制は、道路の啓開・復旧活動と十分に調整を図りながら行うが、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と緊密に連絡をとり実施する。また、交通の誘導や適切な情報提供を行い混乱を防止する。
- イ 交通規制を行うときは、その内容を立て看板、報道機関等を利用し広報する。ただし、緊急のため既定の標識を立てることが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに警察官等が現場において指導にあたる。
- ウ 災害対策基本法に基づき交通規制が実施された場合、現場に警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、それぞれの運転する緊急通行車両の通行を確保するため、必要な措置をとることができる。

(2) 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における措置等は、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

【交通規制の実施者】

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第 46 条第 1 項

実施責任者	範囲	根拠法
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第 76 条第 1 項
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第 4 条第 1 項
警察署長	道路交通法第 4 条第 1 項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第 5 条第 1 項
警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第 6 条第 2 項 7、第 4 項

【通行禁止区域における措置命令実施責任者】

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	1 通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる 2 措置命令に従わないときまたは相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を移動する等、必要な措置を講ずることができる	災害対策基本法 第 76 条の 3
自衛官 消防吏員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らが行うことができる	

(3) 道路交通の確保対策

都市基盤部都市基盤対策班は、次のとおり道路交通の確保対策を行う。

- ア 道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現状を把握し現地においてパトロールを強化する。
- イ 災害箇所については、都市基盤部都市基盤対策班において優先順位の高いものから、応急復旧措置を行う。
- ウ 近畿地方整備局大阪国道事務所高槻維持出張所、大阪府池田土木事務所、警察署、都市基盤部都市基盤総務班・都市基盤対策班は、災害時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報を収集・交換する。

(4) 交通規制情報の周知

- ア 統括チーム広報グループは、交通規制状況等（緊急交通路・交通規制対象路線の情報）を十分に市民に周知徹底させるため、報道機関に依頼し広報を行う。
- イ 都市基盤部都市基盤総務班・都市基盤対策班は、交通規制状況等を十分に市民に周知徹底させるため主要地点での掲示等を行う。

第5節 地震水防応急対策

《基本的な考え方》

地震発生後、河川・ため池等の決壊、津波の来襲等による被害が予想される場合は、効果的な監視や応急措置体制を確立し、迅速かつ的確な軽減措置を講ずる。

《対策の体系》

地震水防応急対策	1 河川・ため池等の監視 2 水門・樋門等の操作 3 応急措置 4 資機材の調達
----------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
都市基盤部 都市基盤対策班	1 河川・ため池等の被害情報及び重要水防箇所の調査・監視に関すること 2 水門・樋門等の開閉に関すること 3 資機材の調達に関すること 4 水防応急措置に関すること 5 危険警戒区域の設定に係る情報収集に関すること

《対策の展開》

1 河川・ため池等の監視

地震が発生した場合は、都市基盤部都市基盤対策班は、市域内の河川、ため池等を巡視し、被害の状況及び重要水防箇所を調査・監視する。

2 水門・樋門等の操作

都市基盤部都市基盤対策班は、水門、樋門等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

3 応急措置

都市基盤部都市基盤対策班は、次のとおり応急措置を実施する。

- ア 地震により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、速やかに河川管理者に連絡するとともに、当該河川管理者と連携し水防工法等により応急措置を講ずる。
- イ 地震活動による二次災害が予想される危険箇所については、各管理者と連携して関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講ずる。

4 資機材の調達

都市基盤部都市基盤対策班は、資機材倉庫の資機材を優先的に活用し、なお不足する場合には、統括チーム物資等調達グループを通じ調達を行う。

また、必要に応じて大阪府池田土木事務所が保有する、大阪府の資機材についても調整のうえ調達を行い活用する。

第 6 節 二次災害の防止

《基本的な考え方》

地震活動、又は大雨による浸水、がけ崩れ及び建築物の倒壊など二次災害を防止するため、施設の被害調査の実施やその結果を踏まえ、関係機関と協力して必要な措置を講ずる。

《対策の体系》

二次災害の防止	1 二次災害情報の収集・伝達 2 被災建築物応急危険度判定調査の実施 3 建築物・土木構造物等の応急対策 4 危険物等の応急対策
---------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム	1 二次災害防止に係る関係機関との連絡調整に関すること 2 豊中市応急危険度判定実施本部との連絡調整に関すること 3 大阪府、他市町村等への応援要請に関すること 4 応急危険度判定の広報に関すること
財務部施設対策班 都市計画推進部 都市計画推進対策班	1 豊中市応急危険度判定実施本部の設置及び大阪府の派遣要請に関すること 2 応急危険度判定作業の実施に関すること 3 建築物の立入禁止等に関すること
都市計画推進部 都市計画推進対策班	1 宅地等の被害調査、土砂災害警戒区域等の危険箇所の点検に関すること
都市基盤部 都市基盤対策班	1 土木構造物等の応急措置に関すること 2 土砂災害警戒区域等の危険箇所の点検に関すること
各部	1 公共施設の応急措置に関すること
統括チーム 情報・システムグループ 消防部	1 災害危険箇所情報等の収集に関すること 2 危険物施設の被害情報の収集等に関すること

《対策の展開》

1 二次災害情報の収集・伝達

被災家屋の応急危険度判定調査や土砂崩れ等の危険箇所調査等については、専門家による調査体制を早期に確立し、必要な情報の収集・伝達を行う。

また、警察や道路・河川管理者あるいは電力・ガス等の関係事業者と密接な連携により二次災害情報の収集・伝達を行う。

(1) 関係機関との連携

ア 統括チーム統括グループは、二次災害の防止対策について、関係機関と連携を図る。

イ 土砂崩れや堤防損壊等の防止対策について、道路管理者や河川管理者との連携を図る。

ウ 電気・ガス等に関する二次災害防止対策について、関係事業者と連携を図る。

(2) 情報収集

- ア 消防部は、災害危険箇所等を中心とした緊急パトロール等により現場情報を収集する。
- イ 災害危険箇所等についての情報は、市民や消防団等からも収集する。

2 被災建築物応急危険度判定調査の実施

(1) 応急危険度判定実施本部の設置

- ア 財務部施設対策班及び都市計画推進部都市計画推進対策班は、地震発生後の概括的被害情報等に基づき、被災建築物の応急危険度判定実施の必要性の検討を行う。
- イ 判定を要すると判断した時は、直ちに応急危険度判定実施本部を設置するとともに、災害対策本部長並びに大阪府知事に判定実施決定を連絡する。
- ウ 応急危険度判定実施本部は、被害情報をもとに判定区域を設定し、判定実施期間、必要判定士数、判定資機材等の内容からなる判定実施計画を策定する。
- エ 被災建築物応急危険度判定の実施において、応急危険度判定士の応援が必要と判断されたときは、都市計画推進部都市計画推進対策班が大阪府に対し応急危険度判定士の派遣と資機材の要請を行う。
- オ 派遣された応急危険度判定士の宿泊場所・輸送手段等について、必要に応じて、手配し、または大阪府に支援要請する。
- カ 応急危険度判定士の派遣要請等をおこなった内容について統括チーム統括グループに連絡する。

(2) 応急危険度判定の実施

被災規模等により、あらかじめ作成された区域割及び班編成に従い、応急危険度判定を実施する。また、調査に必要な物品等については、数量等を取りまとめ統括チーム物資等調達グループに調達を要請する。

(3) 応急危険度判定作業の広報

財務部施設対策班及び都市計画推進部都市計画推進対策班は、協議の上、応急危険度判定の実施に関わる内容、注意事項を整理し、市民に理解を得るための広報活動を統括チーム広報グループに依頼し実施する。応急危険度判定士は、必要に応じて応急危険度判定の趣旨を現地において説明する。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査の他、住家被害認定調査やその他住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、市民に明確に説明・周知するものとする。

3 建築物・土木構造物等の応急対策

(1) 建築物

都市計画推進部都市計画推進対策班は、被災建築物等応急危険度判定結果により必要に応じ応急措置を指導するとともに、二次災害を防止するため倒壊等の危険性のある建物等の指導を行う。

(2) 公共施設

各部は、市管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検、調査を迅速に行い、応急措置を実施する。

ア 応急措置が可能なもの

(ア) 危険箇所があれば緊急に保安措置を行う。

(イ) 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を行う。

(ウ) 電気、ガス、通信等の応急措置及び補修が必要な場合には、関係機関と連絡をとり、応援を求め実施する。

イ 応急措置の不可能なもの

被害の防止措置を重点に実施する。

(3) 宅地等の調査

都市計画推進部都市計画推進対策班は、被害状況の早期把握に努め、危険箇所に対する調査を速やかに行い、二次災害の防止に努める。

資料: 予防-4 土砂災害警戒区域図

(4) 土砂崩れ等の調査

都市基盤部都市基盤対策班及び都市計画推進部都市計画推進対策班は、被害状況の早期把握に努め、土砂災害警戒区域等の危険箇所に対する調査を速やかに行い、二次災害の防止に努める。

災害の状況に応じ、特定非営利活動法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により斜面判定士制度を活用して、土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

また必要に応じて本部長は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する。

資料: 予防-4 土砂災害警戒区域図

(5) 土木構造物

都市基盤部都市基盤対策班は、土木構造物が著しい被害を受けて、二次災害が生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4 危険物等の応急対策

(1) 施設管理者による危険物等の点検、通報

危険物施設等の管理者は、地震災害時ただちに危険物施設等の点検を行い、異常があるときには速やかに市及び関係機関に通報・連絡する。

(2) 避難及び立ち入り制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに各種防災設備を活用した初期防除を実施し、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

(3) 施設の点検、応急措置

消防機関は、爆発などの二次災害防止のため、必要に応じて危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等の取扱施設への立入検査など、適切な措置を講ずる。

(4) 応援の要請

統括チームは、災害の規模状況を判断し、必要に応じ相互応援協定等により知事又は近隣市町長に対し応援を要請する。

第 7 節 災害救助法の適用

《基本的な考え方》

市長は、被害が「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合で、同法第 23 条に定める救助を必要とする場合は、直ちに知事にその旨を報告し、同法に基づく救助の実施を要請する。

《対策の体系》

災害救助法の適用	1 実施責任者 2 災害救助法の適用基準 3 適用手続 4 救助の内容 5 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準
----------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
知事	1 災害救助法に基づく応急救助活動の実施に関すること
市長（本部長）	1 知事から委任された救助事項の実施に関すること 2 知事が行う救助の補助に関すること 3 災害救助法適用基準に関わる被害状況の知事への報告に関すること
統括チーム	1 災害救助法の申請手続に関すること

《対策の展開》

1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施し、市長は知事が行う救助を補助する。知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項について市長が実施責任者となって応急活動を実施する。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用は、災害による市域の被害が次の 1 つに該当する場合において、知事が当該市町村を指定して行う。

(1) 家屋の全壊、全焼、流失等により住家を失った世帯（以下「被害世帯」という。）の数が市町村の人口に応じ、定める数（注 1 ア）以上に達したとき。

(2) 大阪府内の被害世帯数が 2, 500 以上に達する場合において、市町村の被害世帯の数が(1)に規定する数には達しないが、市町村の人口に応じ、定める数（注 1 イ）以上に達するとき。

注 1：定める数（災害救助法別表抜粋）

ア 人口が 300,000 人以上の市町村では、住家が滅失した世帯の数が 150 世帯以上の場合…(1)適用

イ 人口が 300,000 人以上の市町村では、住家が滅失した世帯の数が 75 世帯以上の場合…(2)適用

〈備考〉

- ・人口は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口とする。ただし、合併等があった場合の人口は、府知事の告示による人口による。
- ・住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊又は半焼する等著しく破損した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家が滅失した 1 の世帯とみなす。

(3) 大阪府内の被害世帯の数が 12,000 以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生省令で定める特別の事情（注 2）がある場合であって多数の世帯の住家が滅失したとき。

（注 2）特段の事情

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準（注 3）に該当するとき。

（注 3）基準

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- 2 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

3 適用手続

市長は、災害が前項の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は直ちにその状況を知事に報告するとともに、法適用について要請する。

連絡先：大阪府政策企画部危機管理室 災害対策課 災害対策グループ

電話 06(6944) 6021 直通 大阪府無線 8-2006041

※8 は豊中市の発信者番号

4 救助の内容

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において大阪府知事があたることになっているが、知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、その職権の一部を委任した救助の実施については市長が行う。

なお、上記により市長が行う事務の他、市長は、知事が行う救助を補助する。

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助を行うことができないときは、市長が自ら救助に着手する。

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- (1) 受入れ施設（応急仮設住宅を含む）の提供
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料：地震応急-16「災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）」に示す。

ただし、これにより救助の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度・方法及び期間を定めることができる。

第4章 応急対策活動

第1節 被災者生活救援対策

第1 応急給水

《基本的な考え方》

災害が発生し、水道施設の損壊等により飲料水、炊事用水、その他生活に必要な水の供給が停止した場合には、直ちに応急給水を実施する。また、被災者が飲料水を得ることができない場合も同様とする。

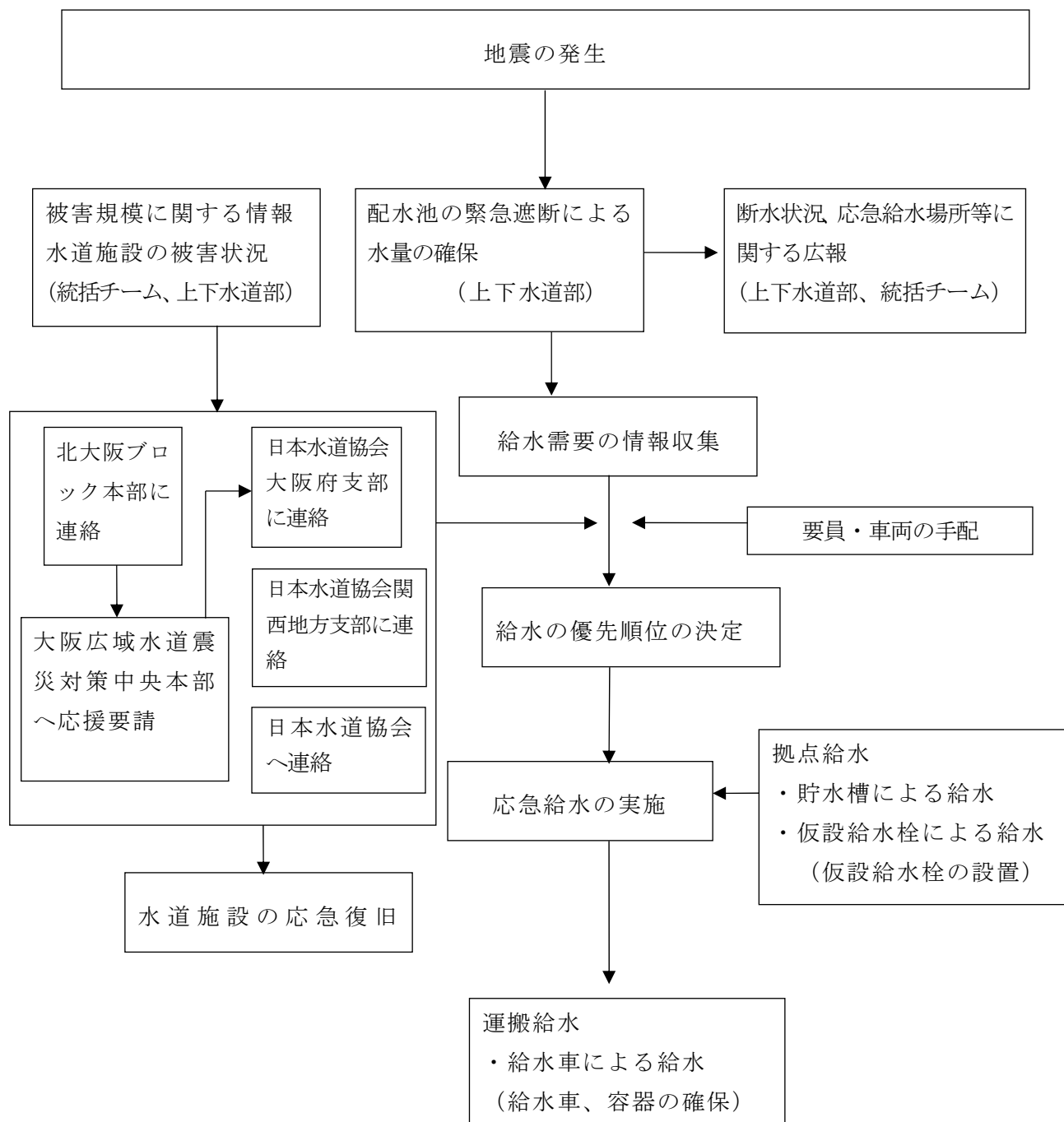
《対策の体系》

応急給水	1 発災直後の応急給水体制
	2 応急給水の実施
	3 災害救助法の実施基準

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
上下水道部 上下水道総務班	1 応急用資機材の調達に関する事 2 他機関への応援要請及び調整に関する事
上下水道部 上下水道広報班	1 情報の収集及び記録に関する事 2 給水所設置の広報に関する事
上下水道部 水源班	1 受・配水量の計画・調整に関する事 2 取水・浄水・配水場施設の点検・復旧に関する事
上下水道部 給水班	1 応急給水の計画・調整に関する事 2 応急給水活動の実働に関する事
上下水道部 水道復旧班	1 上水道施設の被害調査及び復旧に関する事 2 市内各地区の給・配水計画に関する事 3 漏水等の調査及び修繕に関する事

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 発災直後の応急給水体制

(1) 発災直後の情報の収集

次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急給水体制を確立する。

- ア 浄水場等の状況を確認し、受・配水量の把握及び調整を行う。
- イ 大阪広域水道企業団と連絡をとり、双方の被害状況と供給量の確認を行う。
- ウ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 応援要請

- ア 災害の規模によっては、市独自で全ての応急体制を整えることが困難と認められる場合は、北大阪ブロック本部及び日本水道協会に支援を要請する。給水活動、復旧活動に対する他水道事業者等からの応援の申し出があった場合は、上下水道部上下水道総務班で調整のうえ受入れる。
- イ 自衛隊の応援要請が必要な場合は、知事に要請する（上下水道部上下水道総務班→統括チーム）。

(3) 飲料水の確保

大規模災害が発生した場合には、直ちに上水道施設の異常を調査し、漏水を確認したときはバルブ操作により各配水池において応急給水用の水を確保する。このため、北大阪ブロック本部と緊密な連絡をとり、給水の確保に努める。

2 応急給水の実施

(1) 応急給水の目標

給水の量は、被災者1人当たり1日約3ℓを目標とし、応急復旧の進捗にあわせて順次給水量を増加していく。

(2) 配水池等における応急給水

配水池等に仮設給水栓を設置し、拠点給水を実施する。

(3) 車両輸送による応急給水

ア 給水所（拠点）への搬送

飲料水等の給水所への搬送は、上下水道部給水班が車両（給水タンク車等）により「水源」となる浄・配水場から運搬し、給水を行う。

イ 給水所（拠点）での給水

給水所での給水は、市民が自ら持参した容器をもって行う。なお、極端に容器が不足する地域については、市が備蓄する給水袋等を使用する。

ウ 仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管による応急給水を実施する。

(4) 医療機関・福祉施設等への給水

後方医療機関となる病院、診療所及び人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、障害者（児）施設、特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水を優先的に行う。

(5) 給水所（拠点）の設定

ア 給水所の設定

(ア) 給水は原則として給水所を設定し、給水車等による拠点給水方式で行う。

(イ) 給水所は指定避難所を単位として設定するが、供給停止区域が一部の区域の場合は、状況に応じて、被災地等に給水所を設定する。

イ 給水所の周知・広報

給水所を設定した時は、市民への広報を行うとともに、設定した地域及びその周辺に「給水所」の掲示物を表示する。

(6) 応急給水における水質管理

応急給水に際し、水道水質の監視、管理体制を確立する。

3 災害救助法の実施基準

資料:地震応急-16 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)

第 2 食料供給

《基本的な考え方》

指定避難所に入所している人や、住家が被害を受けたため炊事が不可能な人など、食料を得ることが困難な人に対して食料を供給する。

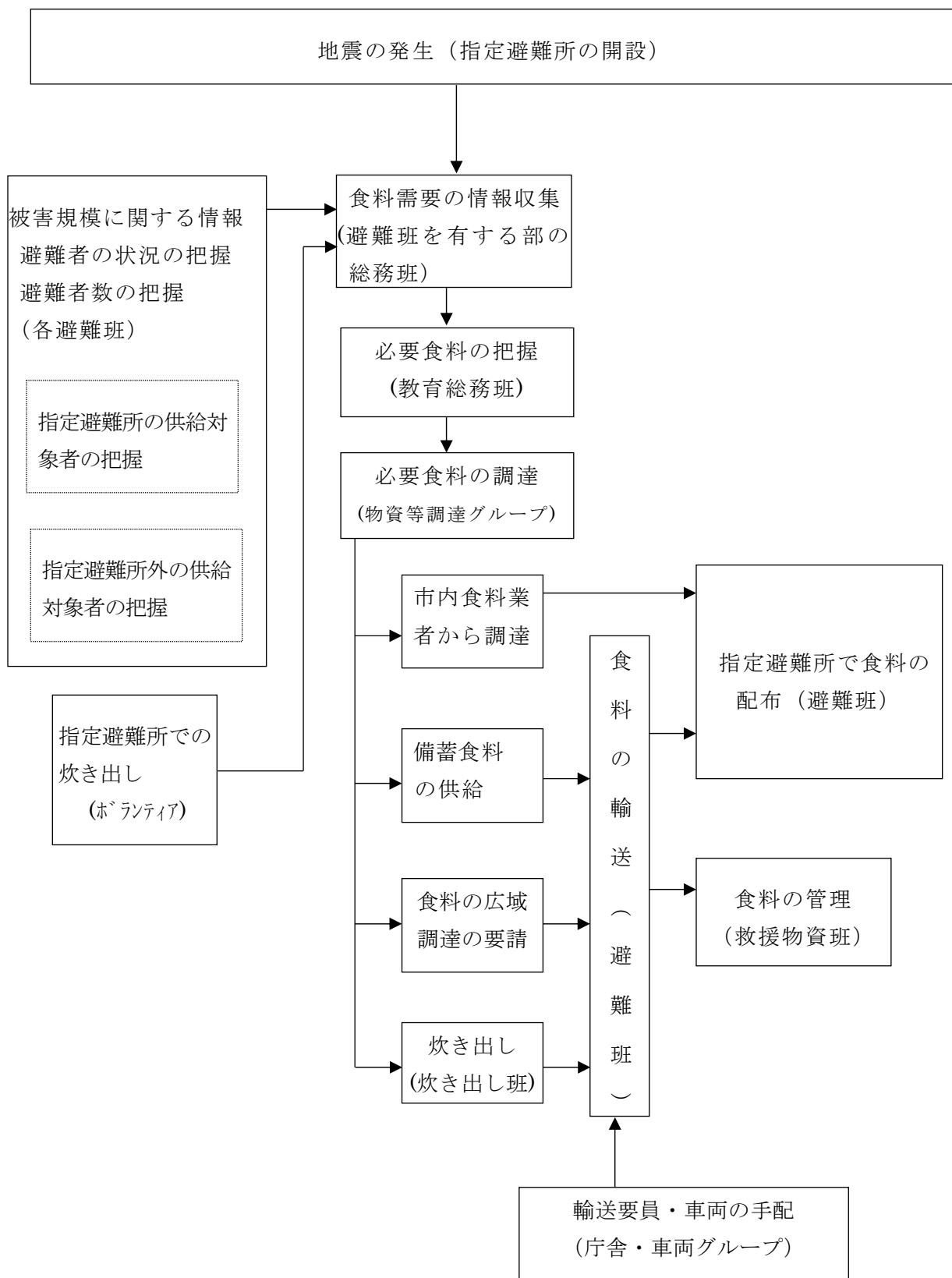
《対策の体系》

食料供給	1 食料供給の方針 2 備蓄食料の供給 3 食料の調達・搬送 4 食料の配給 5 炊き出しの実施 6 災害救助法の実施基準
------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
福祉部避難班	1 食料の搬送に関すること 2 発災当日の備蓄食料の供給に関すること 3 指定避難所での食料の供給に関すること
環境部廃棄物対策班	1 物資の輸送等、福祉部の応援に関すること
教育部炊き出し班	1 被災者への給食の炊き出しに関すること
各部避難班	1 必要食料の品目、数量の把握及び連絡に関すること
市民協働部救援物資班	1 食料の出納管理に関すること
統括チーム 物資等調達グループ	1 大阪府及び関係機関、市内業者等からの食料の調達に関すること

《応急対応の流れ》



《対策の展開》

1 食料供給の方針

(1) 対象者

- ア 指定避難所に入所している人
- イ 災害により被害を受け炊事ができない人（テントや車中で生活している人等を含む）
- ウ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人

(2) 供給の方針

- ア 食料は、なるべく調理の手間がかからないものを供給する。また、必要に応じて高齢者食や粉ミルクの供給を行う。
- イ 食料の供給は、原則として指定避難所で実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携を図りながら実施する。
- ウ 避難者の状況を踏まえて必要食料の数量を把握し、必要に応じて、大阪府に対して計画的に安定した食料供給の支援を要請する。
- エ 食中毒の防止等の衛生面に十分配慮する。

2 備蓄食料の供給

福祉部避難班は、発災当日は食料の調達が困難なため、原則として備蓄食料のアルファ化米等を供給する。

資料: 予防-13 備蓄物資数量及び場所一覧表

3 食料の調達・搬送

(1) 食料の調達

統括チーム物資等調達グループは、小売業者等からの調達を要請するものとし、必要量が確保できないときは、統括チームを通じて近隣市町及び大阪府に対し応援を要請する。

- ア 大規模小売店舗等の流通業者に手配のうえ必要品を調達する（加工品を原則とする）。
- イ 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
- ウ 市内で十分な調達ができない場合は、大阪府の斡旋等により他市町に対して救援食料の支援を要請する。

(2) 調達食料の搬送

- ア 調達食料は市内小売業者等が指定避難所等へ直接搬送することを原則とするが、これによりがたい場合は、市民協働部救援物資班が、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、避難人数に応じた配分を行い、福祉部避難班が公用車・応援車を用いて各指定避難所等へ搬送する。
- イ 上記によりがたい場合は、状況に応じて運送業者に要請する。

4 食料の配給

(1) 必要人数・内容の把握

- ア 避難班を有する部の総務班は、指定避難所入所者（テントや車中で生活している人を含む）及び届出のあった在宅等で食料調達が困難な者（テントや車中で生活をしている人等を含む）に必要な食料の品目及び数量を把握し、教育部教育総務班に報告し、教育部教育

総務班は内容を取りまとめ、統括チーム物資等調達グループへ報告する。

イ 地震発生当日、物資等調達グループは、備蓄食料を巡回配送する福祉部避難班に避難者情報を報告する。

(2) 指定避難所での配給

福祉部避難班は、各指定避難所に届けられた応急食料を地域各種団体、ボランティア等の協力を得て配給する。

(3) 在宅での避難者等への配給

届出のあった在宅等で食料調達が困難な者（テントや車中で生活をしている人等を含む）への配給は、原則として最寄りの指定避難所で配給する。

5 炊き出しの実施

炊き出し場所は、原則として学校給食センター及び単独調理場のある小学校調理場とする。稼働に必要な電気、水道、ガスのライフラインの回復後、機器類の稼働点検で異常がなければ炊き出しを行う。

ただし、ボランティア等の炊き出しについては、避難班を有する部の総務班が関係部に連絡のうえ随時実施する。

【学校給食センター等の炊き出し能力】

施設名	炊き出し能力	電話	備 考
走井学校給食センター	12, 000 食	6152-9501	ただし、副食のみ
原田学校給食センター	8, 000 食	6843-9102	ただし、副食のみ
蛭池小学校	500 食	6841-0023	ただし、副食のみ
原田小学校	400 食	6843-4321	ただし、副食のみ
島田小学校	300 食	6333-0001	ただし、副食のみ
庄内南小学校	300 食	6334-8181	ただし、副食のみ
合計	21, 500 食		

※ 炊き出し能力：当該施設において人員が確保でき、炊き出しの指令を受けてから 3 時間 30 分での最大能力

※ 各施設には、備蓄食材はないため食材等の提供があった場合のみ対応可

※ 走井学校給食センターでは、持出し用移動釜を 2 台設置

プロパンガスまたはマキ・水・食材等の確保ができれば、約 1, 000 食分の副食の提供が可能

6 災害救助法の実施基準

資料：地震応急-16 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)

第3 生活必需品の供給

《基本的な考え方》

災害による住居の損壊等により、日常生活に欠くことのできない被服や寝具その他の衣料品及び生活物資を喪失するなど、日常生活を営むことが困難な者に対して、一時的に被災者の生活の安定を図るためこれらの物資の配給などを実施する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

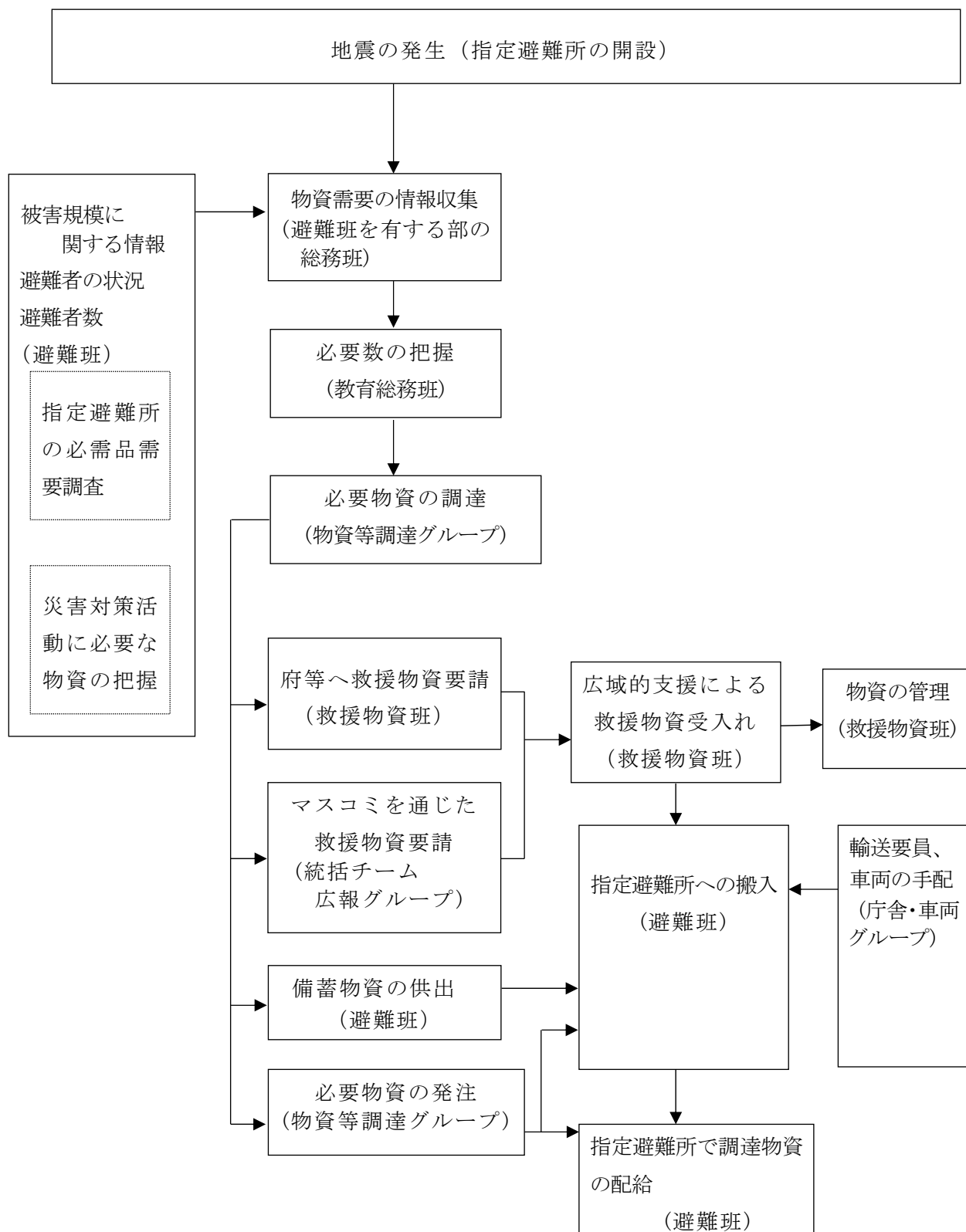
《対策の体系》

生活必需品の供給	1 生活必需品供給の方針 2 生活必需品の調達・搬送 3 物資の配給 4 災害救助法の実施基準
----------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
福祉部避難班	1 生活必需品の配給に関すること 2 生活必需品のとりまとめに関すること
環境部廃棄物対策班	1 物資の輸送等福祉部避難班の応援に関すること
統括チーム 物資等調達グループ	1 大阪府及び関係機関、市内業者等からの生活必需品の調達に関すること
市民協働部救援物資班	1 物資の出納管理に関すること
健康医療部健康医療支援班	1 福祉部避難班及び援護班の応援に関すること

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 生活必需品供給の方針

(1) 対象者

- ア 指定避難所に入所している者
- イ 在宅者で災害により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者（テントや車中で生活している人等を含む）

(2) 物資の供給、貸与の方法

物資の供給、貸与については、避難班を有する部の総務班において、被災世帯数、人員等を確実に把握したうえで配給品目、数量等を明らかにして、被災者間の不公平が生じないよう適切に実施する。

(3) 生活必需品の内容

被災者に給与又は貸与する生活必需品等は、災害救助法を基準とする。

2 生活必需品の調達・搬送

(1) 生活必需品の調達

統括チーム物資等調達グループは、災害時の応援協定を結んでいる大規模小売店舗等の流通業者に協力を要請する。また、流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者にも協力を要請する。ただし、調達が困難な場合、又はさらに不足するときは、大阪府等に調達を要請する。

災害救助法が適用された場合は、大阪府の備蓄物資（毛布、作業服、肌着、ゴム長靴等）を使用する。

(2) 生活必需品の搬送

- ア 調達した物資は、食料の搬送と同様に市内小売業者等が指定避難所等へ直接搬送することを原則とするが、これによりがたい場合は、市民協働部救援物資班が、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、避難人数に応じた配分を行い、福祉部避難班が公用車・応援車を用いて各指定避難所等へ搬送する。
- イ 上記によりがたい場合は、状況に応じて運送業者に要請する。

3 物資の配給

(1) 指定避難所での配給

福祉部避難班は、各指定避難所に届けられた応急物資を地域各種団体、ボランティア等の協力を得て避難者に配給する。

(2) 在宅での避難者等への配給

- ア 在宅での避難者等は、必要な物資の品目及び数量を、最寄りの指定避難所に連絡し、同避難所で配給を受ける。
- イ 統括チーム物資等調達グループは、指定避難所に届出のあった在宅での避難者等に必要な物資の品目及び数量の届出に基づいて物資を調達する。配給は、福祉部避難班が行う。

4 災害救助法の実施基準

資料:地震応急-16 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)

第 2 節 住宅応急対策

《基本的な考え方》

災害直後の二次的な被害の拡大を抑えるとともに、その後の生活再建・住宅復興への取り組みが円滑に行えるよう、迅速な応急対策を実施する。

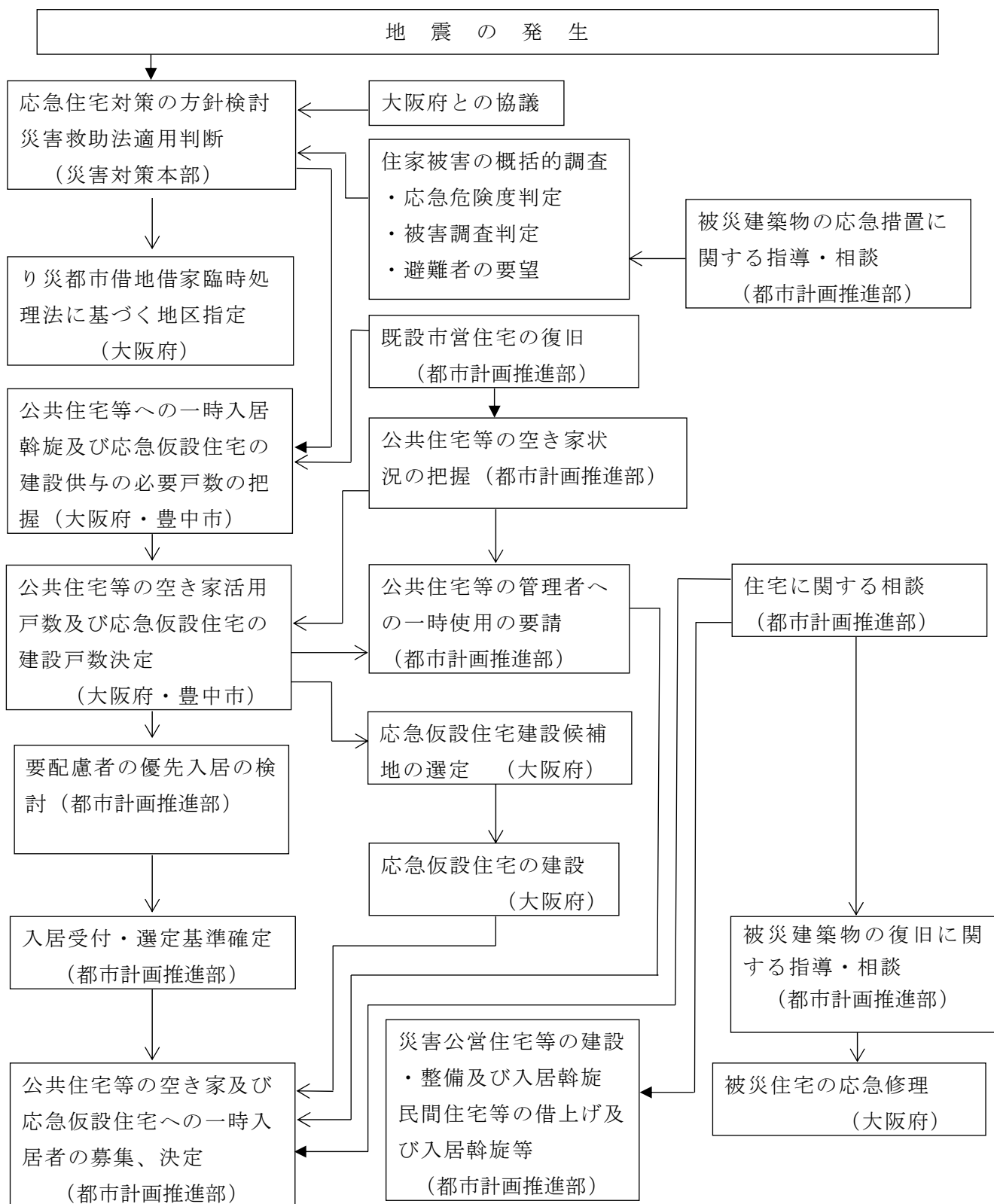
《対策の体系》

住宅応急対策	1 被災建築物に対する指導・相談 2 公共住宅等への一時入居 3 応急仮設住宅の提供 4 住宅に関する相談 5 被災住宅の応急修理 6 民間住宅等の借上げ及び入居斡旋
--------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
財務部管理避難班	1 応急仮設住宅建設用地の確保に関すること 2 民間住宅等の借上げ及び入居斡旋に関すること
環境部環境対策班	1 応急仮設住宅建設用地の確保に関すること
財務部施設対策班	1 被災住宅の応急修理の実施に関すること
都市計画推進部 都市計画推進総務班	1 公共住宅等への一時入居に関すること 2 住宅相談に関すること
都市計画推進部 都市計画推進対策班	1 被災建築物に対する指導・相談に関すること

《応急対策の流れ》



《住宅対策の種類と順序》

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 災害直後直ちに行う必要があるもの<ol style="list-style-type: none">(1) 被災建築物の応急措置に関する指導・相談(2) 被災住宅の応急措置(3) 既設市営住宅の復旧(4) 公共住宅等への一時入居斡旋、応急仮設住宅の建設供与(5) 被災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定(6) 住宅に関する相談2 災害直後の対策に引き続き、できるだけ早く実施すべきもの<ol style="list-style-type: none">(1) 被災住宅の応急修理(2) 災害公営住宅等の建設・整備及び入居斡旋(3) 民間住宅等の借上げ及び入居斡旋等(4) 被災建築物の復旧に関する指導・相談 |
|--|

《対策の展開》

1 被災建築物に対する指導・相談

都市計画推進部都市計画推進対策班は、被災建築物に対する応急措置や復旧に関する指導・相談を行う。

(1) 応急措置に関する指導・相談

倒壊のおそれのある建築物（工事中の建築物を含む）、及び外壁等の落下などのおそれがある建築物に関する相談・指導を行う。

(2) 復旧に関する指導・相談

必要に応じ、被災建築物の復旧に関する相談窓口を設置し、復旧に関する技術的指導や相談及び住宅金融支援機構の融資等に関する相談や情報提供などを行う。

2 公共住宅等への一時入居

(1) 都市計画推進部都市計画推進総務班は、市営住宅のほか、大阪府を通じて、他市町、住宅供給公社、都市再生機構等が管理する公営・公社・機構住宅等の空き家状況を把握する。

(2) 公営・公社・機構住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請し、一時入居の措置を実施する。

3 応急仮設住宅の提供

(1) 実施機関

ア 大阪府が実施する。知事から委任された場合は、市が実施する。

イ 災害救助法が適用されない場合は、被害の状況に応じてその他の応急住宅対策を勘案しながら、市が実施する。

(2) 実施基準

ア 被災の状況を十分考慮しながら、災害救助法の実施基準に準じて行う。

イ 集会施設等、生活環境の整備を促進するとともに、高齢者、障害者に配慮した応急仮設

住宅を建設するよう努める。

(3) 応急仮設住宅建設用地

被災の状況を十分考慮しながら、当面利用目的が決まっていない公共用地、都市公園等の建設適地の中から、財務部資産管理避難班・環境部環境対策班が選定し、大阪府が決定する。

(4) 建設上の留意点

ア 住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。

イ 設置戸数の決定にあたっては、災害救助法の設置基準によるほか、指定避難所等の存続状況などを考慮に入れて最終の戸数を決める必要がある。

(5) 応急仮設住宅の運営管理

市と大阪府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、市と大阪府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、様々な立場の生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

(6) 民間賃貸住宅の活用

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて提供する応急仮設住宅を積極的に活用する。

4 住宅に関する相談

都市計画推進部都市計画推進総務班は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供を行う。実施の方法等については、「第2章第3節災害広報・広聴」に定めるところによる。

5 被災住宅の応急修理

(1) 修理方法

災害救助法適用による応急修理は、知事が実施する。知事から委任された場合は市長が実施する。実施担当班は、財務部施設対策班とする。

(2) 修理の範囲

住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者の居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない必要最小限の部分のみを対象とし、基本修理額の範囲内で実施する。

6 民間住宅等の借上げ及び入居斡旋

財務部資産管理避難班は、民間賃貸住宅等の空き家状況を把握するため、不動産業関係団体に協力を要請する。必要に応じて、空き家になっている社員住宅等の借上げを検討する。被災者に対し空き家情報を提供し、入居を斡旋する。

都市計画推進総務班は、大阪府からの要請により、大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度の周知、申請受付及び書類の審査、対象住宅の情報（空家情報）の提供、相談窓口の設置を行う。

第3節 応急教育等対策

《基本的な考え方》

文教施設の被災又は小中学校の児童生徒及びこども園の乳幼児の被災により通常
の教育等を行うことができない場合には、休校等への措置や乳幼児・児童生徒の安全確
保並びに安否確認を行うとともに、速やかに学校園の再開に向けた措置を行う。

《対策の体系》

応急教育等対策	1 学校の地震発生時の対策 2 教育施設等の応急対策 3 こども園等の地震発生時の対策 4 学校園の再開 5 学校園給食対策 6 放課後こどもクラブの応急措置 7 社会教育施設等の応急措置 8 文化財の保護
---------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
避難班を有する部の 総務班	1 教育施設の被害調査及び応急対策、災害復旧に関すること 2 学用品等の調達及び支給に関すること 3 就学援助費の支給及び保育料の減免措置に関すること 4 部内各班の被害状況のとりまとめ及び報告に関すること
教育部 教育推進避難班	1 児童生徒の避難計画に関すること 2 児童生徒の安否確認、校区内の被害状況、通学路の安全点に 関すること 3 校舎の安全・管理体制の確立に関すること 4 休校処置に関すること 5 学校と保護者の連絡に関すること 6 応急教育等の実施に関すること 7 児童生徒の健康管理等に関すること
教育部炊き出し班	1 学校給食の実施に関すること
教育部生涯学習避難班	1 社会教育・社会体育施設の応急対策に関すること 2 文化財の保護に関すること
こども未来部 こども施設避難班	1 園児の避難計画に関すること 2 園児の安否確認、こども園周辺の被害状況、安全点検に 関すること 3 休園処置に関すること 4 保護者との連絡に関すること 5 応急保育の実施に関すること 6 園児の健康管理等に関すること

《対策の展開》

1 学校の地震発生時の対策

(1) 登校前の措置

児童生徒の登校園前に、本市域で震度 5 弱以上を観測した場合は、臨時休校とする。

なお、震度 5 弱未満であっても、一定の被害が発生した場合については、自宅待機の判断は保護者が行う。

(2) 登校後の措置

各校長は児童生徒の在校中に地震が発生した場合は、「防災に関する安全指導の手引」に基づき、児童生徒を安全な場所に避難させ、保護・監督にあたるとともに校内の被害状況等を点検し、学校に待機させるなど適切な措置を講ずる。

児童生徒を帰宅させる場合は、危険防止等についての注意事項を十分徹底させるとともに、通学路の安全を確認し、特に低学年児童には教職員が地区ごとに付き添うなど適切な措置をとる。ただし、帰宅させることが危険であると認められるときは、校内に保護し、保護者への連絡を行う。

(3) 夜間・休日等に、本市域で震度 5 弱以上を観測したときの措置

教職員は可能な限り所属の学校に参集し、応急教育の実施及び校舎の安全・管理のための体制の確立に努める。

2 教育施設等の応急対策

(1) 施設の被害状況の報告

ア 小中学校、その他教育施設の管理責任者は、災害にあったときは以下の項目について被害状況を速やかに調査し、教育部教育推進避難班に報告する。

(ア) 児童生徒等の被災状況

(イ) 教育関係職員の被災状況

(ウ) 学校施設の被害状況

(エ) その他教育施設等の被害状況

(オ) 応急措置を必要と認める事項

イ 教育部教育推進避難班は、直ちに統括チームに被害の状況を報告するとともに、大阪府教育委員会に報告する。

(2) 応急復旧対策

被災後、速やかに施設の応急復旧を行い、平常授業の実施体制を整える。

ア 災害による被害の軽易な復旧は、その施設の長が行う。

イ 被災施設の応急復旧に努めるほか、隣接校等との協議、調整を行い教室の確保を図る。

ウ 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎を建設する。

3 こども園等の地震発生時の対策

(1) 在園児への対応

ア こども園の地震発生時の対策

(ア) 登園前の措置

開園時間（午前 7 時 00 分）までに、本市域で震度 5 弱以上を観測した場合は、臨時休

園とする。

なお、震度5弱未満であっても、一定の被害が発生し、登園に支障を来す場合については、自宅待機の判断は保護者が行う。

(イ) 登園後の措置

保育中に地震が発生した場合は、乳幼児を安全な場所に避難させ保護し、こども未来部長は、関係所属長及びこども園長と協議の上、休園・中途帰宅等適切な措置をとる。

中途帰宅にあたっては、保護者へ連絡を行い、迎えに来るまでこども園で保育する。

イ こども園の応急復旧対策

被災した場合は、速やかに応急復旧を行い、早急に平常保育ができるよう措置する。

(2) その他の乳幼児の対応

災害の復旧にあたり、保護者並びに同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に、入園措置を行う。（子ども・子育て支援法施行規則第1条第5号「震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること」）。

4 学校園の再開

(1) 応急教育等の実施

ア 応急教育等の区分

災害により通常の保育・授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教職員、保育教諭、幼児・児童生徒及びその家族の被災程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して応急教育等を実施する。

イ 応急教育等実施の予定場所

(ア) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、隣接学校園、公民館等公共施設を一時的に使用して保育・授業を行う。

(イ) 校舎の一部が使用できない場合は、残存施設を活用し、必要に応じて二部保育・授業を行う。

(ウ) 地震等広域に及ぶ災害により、学校園もその周辺の民家も被災した場合は、保育・授業可能な屋舎を利用し、小単位集団に区分して保育・授業を行い、復旧状態に応じて逐次集団を統合し、保育・授業の継続を図る。

(2) 学用品等の調達、支給

ア 災害救助法が適用された場合、災害によって学用品を失い、又は損傷して就学上支障のある児童生徒に対して、同法の規定に基づいて教育委員会が学校を通じて学用品等を支給する。

イ 災害救助法が適用されない場合は、被害の状況を調査し、できるだけ速やかに調達し支給する。

資料：地震応急-16 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)

(3) 就学援助費の支給及び保育料の減免

災害救助法が適用された場合、被害によって、就学園することが著しく困難になった幼児・児童生徒に対し就学援助費の支給、保育料等の免除及びその他の補助を行う必要性が認められた場合は、関係機関と協議のうえ措置をする。

(4) 幼児・児童生徒の健康管理等

ア 被害の状況を勘案し、校舎長を通じて保健管理、安全指導を強化する。

- イ 被災地域の学校園の教職員、保育教諭、幼児・児童生徒に対しては、豊中市医師会、市保健所と緊密な連携をとり、臨時健康診断等を行うとともに、被災学校園の施設の清掃、消毒、飲料水の浄化を行い、感染症予防の適切な措置をとる。
- ウ 被災した園児・児童生徒に対し、関係機関等と連携しながら、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努める。

5 学校園給食対策

給食施設の被災により、完全給食の実施が困難な場合は、学校園再開にあわせ応急措置を施し、速やかに実施できるように努めるとともに、補食給食を行うなど給食の継続実施に努める。なお、次の場合は、学校園給食は一時中止する。

- (ア) 指定避難所となった学校園において、非常緊急措置として学校園給食施設で炊き出しを実施する場合。
- (イ) 給食施設が被災し、給食実施が不可能となった場合。
- (ウ) 感染症の発生が予想される場合。
- (エ) 給食物資が入手困難な場合。
- (オ) その他給食の実施が適切でないと認められる場合。

6 放課後こどもクラブの応急措置

(1) 児童の登校前の措置

児童登校前に、本市域で震度 5 弱以上を観測した場合は、臨時休校となるため、放課後こどもクラブは開設しない。

(2) 放課後こどもクラブ開設中の措置

放課後こどもクラブ開設中に本市域で震度 5 弱以上を観測した場合は、地域や学校の被害の状況に応じて児童を安全な場所に避難させるなど保護、監督にあたりとともに、機関長（校長）と連携を取りながら指導員から保護者に引取りの連絡を行う。

7 社会教育施設等の応急措置

教育部生涯学習避難班は、それぞれの施設に対する応急対策を実施する。

- ア 施設の管理責任者は、施設で開催されている事業等の中止又は延期の措置を行うとともに、施設内における人命の安全確保を図るため、防災計画に基づき適切に避難誘導を行うなど混乱防止に努める。
- イ 施設の管理責任者は、建築物の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を実施する。

8 文化財の保護

教育部生涯学習避難班は、地震発生後直ちに文化財の被害調査を行い、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

第4節 要配慮者支援策

《基本的な考え方》

避難や救出の困難さ、避難所生活での困窮等、災害時にさまざまなハンディキャップのある高齢者、障害者や乳幼児等の要配慮者への支援を、迅速、適切に実施する。

《対策の体系》

要配慮者支援策	1 災害発生直後の要配慮者支援策 2 その後の要配慮者支援策
---------	-----------------------------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
人権部 人権総務班	1 外国人への災害情報等の伝達に関する事
福祉部避難班	1 福祉相談窓口の設置及び巡回相談の実施に関する事 2 居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等における福祉ニーズの把握に関する事
福祉部援護班	1 要配慮者の安否確認に関する事 2 在宅福祉サービスの継続的提供に関する事 3 要配慮者の施設への緊急入所に関する事 4 災害情報の提供に関する事
とよなか国際交流協会	1 災害情報の提供に関する事

《対策の展開》

1 災害発生直後の要配慮者支援策

(1) 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援

校区福祉委員会、豊中市民生・児童委員会協議会などの避難支援等関係者の協力を得て、速やかに避難行動要支援者名簿を活用した安否確認を行うとともに、単独での避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

(2) 福祉ニーズの把握

被災した要配慮者が居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等においても、福祉サービスが継続的に受けられるよう安否確認とあわせて福祉ニーズを把握する。

(3) 要配慮者の施設への緊急入所等

居宅、指定避難所等では生活ができない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所（二次的避難所）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所の手続きを行い、市内の施設では不足する場合は、大阪府に対し広域応援を要請する。

資料：予防-12 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧表

(4) 災害情報の提供

関係団体、ボランティア等の協力を得て、障害者や外国人等の要配慮者に対して、災害情報の提供を行う。

ア 手話通訳者等のボランティアを要請し、障害者に対する支援体制を確立する。

イ ラジオ、テレビ、広報誌、広報車等のさまざまな媒体を利用することにより、また障害者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障害者に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

ウ 公益財団法人とよなか国際交流協会と連携して災害時多言語情報支援センターの設置、運営を行うほか、国際交流団体や外国人等の支援団体、宿泊施設等に情報を提供することにより、日本語を解さない外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

2 その後の要配慮者支援策

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

ア 被災した要配慮者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスを提供する。

イ デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、要配慮者に対する福祉サービスの継続的な提供を行う。

(2) 福祉全般の相談窓口の開設

高齢者や障害者等に対しては、地域住民を中心としたきめ細かな援護体制を確立し、早期に相談窓口を開設する。

(3) 情報提供

統括チーム広報グループは、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

(4) 巡回相談の実施

指定避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、指定避難所周辺の住民も含めた相談業務を行うとともに、地域の保健・福祉ニーズの把握に努める。

(5) 外国人市民等への支援

災害時多言語情報支援センターを設置し、多言語での情報提供や相談窓口の開設、避難所の巡回などを行うほか、国際交流団体や外国人等の支援団体と協力し、外国人市民等への情報提供及びニーズの把握に努める。

第 5 節 自発的支援の受入れ

第 1 災害ボランティアの受入れ

《基本的な考え方》

災害発生後に、災害対策本部は、被災者の生活や自立を支援するとともに、行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する災害ボランティアが、効果的に支援活動を展開するための受入体制や情報提供等の活動を行う。

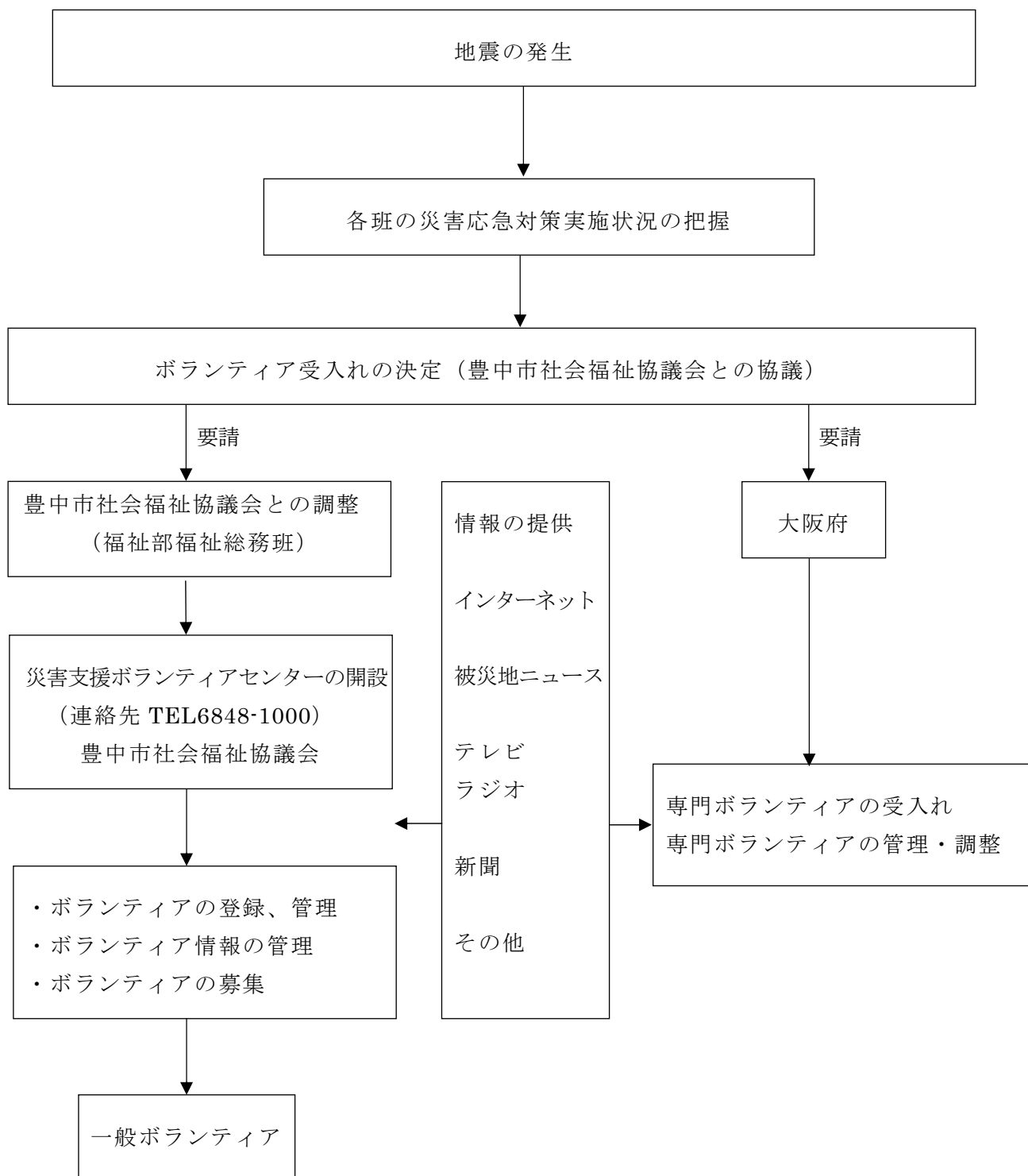
《対策の体系》

災害ボランティアの受入れ	1 災害支援ボランティアセンターの開設 2 一般ボランティアの活動 3 専門ボランティアの活動
--------------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
豊中市社会福祉協議会	1 災害支援ボランティアセンターの開設に関すること 2 ボランティアの受入れ及び需給調整に関すること 3 具体的な援助情報の把握と情報提供に関すること
市民協働部 市民協働総務班	1 専門ボランティアの要請に関すること 2 専門ボランティアの活動拠点の提供に関すること

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 災害支援ボランティアセンターの開設

(1) 開設手順

- ア 統括チームは、地震発生後の指定避難所の状況及び災害応急対策要員の確保状況をみて、広くボランティアを募集して対応する必要があると判断した場合は、福祉部福祉総務班を通じ、豊中市社会福祉協議会に対し災害支援ボランティアセンターの開設を要請する。
- イ 豊中市社会福祉協議会は、福祉部の協力のもと、すこやかプラザに災害支援ボランティアセンターを開設する。

(2) 災害支援ボランティアセンターの業務

- ア 一般ボランティア需要の集約と総合的情報の提供
 - (ア) 指定避難所や防災関係機関等における一般ボランティアの需要情報を一元的に管理する。
 - (イ) 一般ボランティアに対し、ボランティア活動の内容、場所等の情報を提供する。
- イ 一般ボランティアに関する情報の一元的管理
 - (ア) 一般ボランティアの活動状況等の情報を一元的に管理する。
 - (イ) 市内・外のボランティア組織との総合的調整を行う。
- ウ その他
 - (ア) 資機材の調達、活動時の保障（保険加入等）等、活動のための環境づくりを行う。
 - (イ) 報道機関とのボランティア募集等の調整を行う。
 - (ウ) 運営は、豊中市社会福祉協議会が核となる。

(3) 一般ボランティアの要請

指定避難所や物資集積場等で活動する各班は、一般ボランティアが必要な場合、必要人員活動内容、活動場所、必要資機材等を災害支援ボランティアセンター、豊中市赤十字奉仕団、要配慮者関係団体等に要請する。

(4) 情報の提供

福祉部福祉総務班は、災害支援ボランティアセンターに対し、一般ボランティア活動に必要な情報の提供を行う。

2 一般ボランティアの活動

(1) 活動の範囲

一般ボランティアの活動の範囲は、被災世帯への救援物資の配布、炊き出し、情報伝達等、人命に関わる課題や専門性のない範囲のものとする。

(2) 一般ボランティアに要請する活動項目

- ア 災害発生初期の指定避難所等における運營業務への協力
- イ 被災者に対する炊き出し業務、飲料水の輸送等の業務への協力
- ウ 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- エ 高齢者、障害者等避難行動要支援者の安否確認業務等への協力
- オ 高齢者、障害者等要配慮者の日常生活維持のための介助業務への協力
- カ 被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力

- キ 地域における生活関連情報等の収集及び被災者への提供
- ク 市が行う災害時における広報活動への協力（要配慮者向け資料の作成等）
- ケ 負傷者の応急手当及び指定避難所・病院等への搬送
- コ 災害時における情報収集活動への協力（外国語通訳、手話通訳要員等を含む）
- サ 指定避難所・被災地区における健康管理業務への協力（保健師等による）
- シ こころのケア業務への協力
- ス その他、災害の状況に応じて豊中市社会福祉協議会が判断した活動

3 専門ボランティアの活動

(1) 応援の要請

災害発生時に応急対策を実施するにあたり、市職員のみで不足する場合は、各部は、統括チームを通じて、大阪府に対しアマチュア無線クラブや建築士会等の専門性をもつサークルや職能団体に応援を要請する。

(2) 活動拠点の提供等

各部は、専門ボランティア活動に必要な場所やボランティア関係団体への情報の提供を行うとともに、災害ボランティア団体等の情報共有の場を設けるなど、連携のとれた支援活動を行う。

(3) 専門ボランティアに要請する活動項目

- ア 災害初期における消防活動
- イ 倒壊建物・土砂災害等による生埋者の救出活動
- ウ 情報収集活動への協力（アマチュア無線、タクシー無線等）
- エ 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧活動への協力
- オ 建築物応急危険度判定調査への協力（建築士等による）
- カ 災害時総合相談窓口業務への協力（法律相談、税務相談、家計再建相談等）
- キ その他各部が行う災害応急対策業務への協力

第2 海外支援の受入れ

《基本的な考え方》

市や大阪府、防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき必要な措置を講ずる。

《対策の体系》

海外支援の受入れ	1 大阪府との連携調整 2 支援の受入れ
----------	-------------------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム 渉外グループ	1 海外支援の受入れ調整に関する事

《対策の展開》

1 大阪府との連携調整

海外からの支援が予想される場合、市は大阪府に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡する。

2 支援の受入れ

(1) 市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

- ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- イ 被災地のニーズと受入れ体制

(2) 市は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- ア 案内者、通訳等の確保
- イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第 6 節 行方不明者の搜索・遺体対策

《基本的な考え方》

地震災害等により行方不明者、死者が一時的に集中して多数発生した場合は、厚生労働省防災業務計画（平成 13 年 2 月 14 日厚生労働省総第 11 号、平成 29 年 7 月最終修正）及び大阪府広域火葬計画に基づき、警察、消防部、医療関係機関、葬儀業者、特定非営利活動法人等との協力のもとに的確な措置を講ずる。

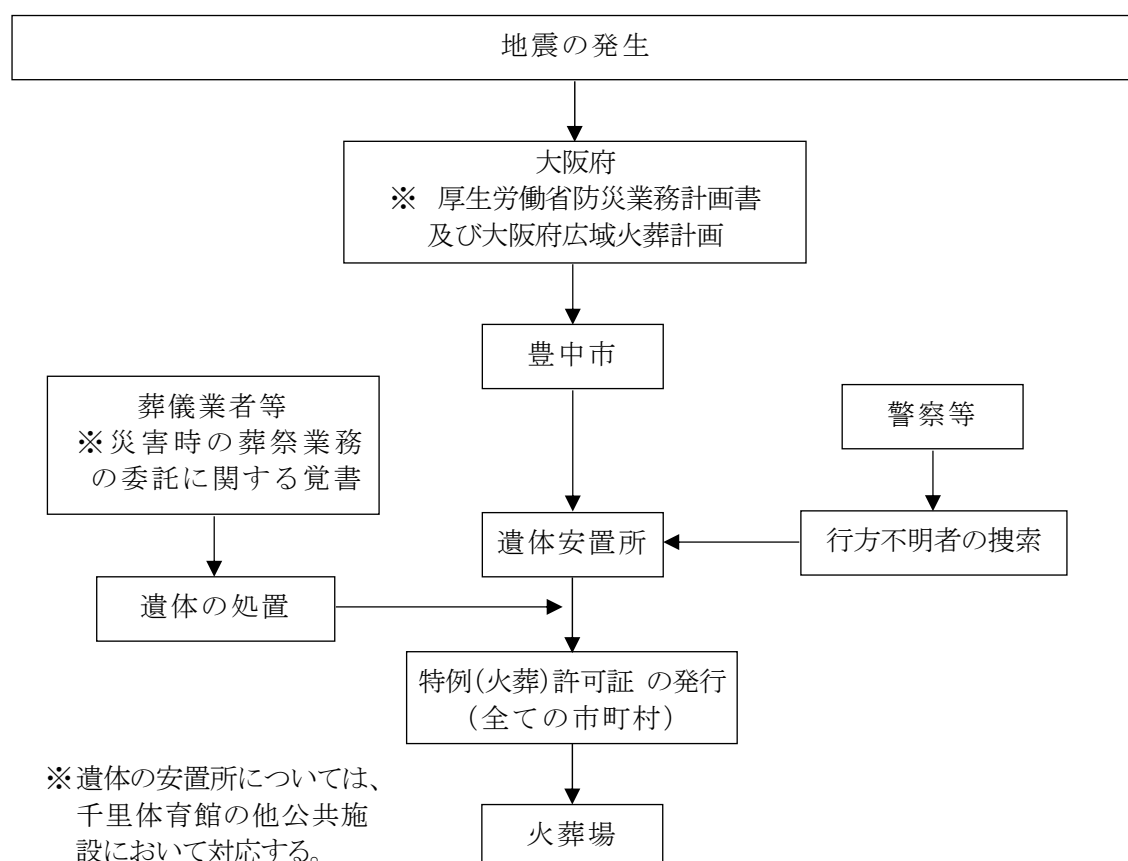
《対策の体系》

行方不明者の搜索・遺体対策	1 行方不明者の搜索 2 遺体の処置 3 遺体の火葬 4 災害救助法による実施基準
---------------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
福祉部福祉総務班	1 遺体に対する必要措置に関すること
健康医療部健康医療班	1 遺族のメンタルケアに関すること
病院部	1 遺体の検案の協力に関すること
消防部・消防団	1 行方不明者、遺体の搜索への協力に関すること

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者の搜索体制

- ア 行方不明者の搜索にあたっては、救助活動に引き続いて福祉部福祉総務班が消防局、警察等と消防団、地域住民が協力して実施する。また、総務部に職員の動員を要請し、職員の動員体制を確立する。
- イ 行方不明者や搜索された遺体については、間違いのないようにリストに整理する。
- ウ 行方不明者が多数の場合には、災害対策本部に窓口を設置して、手配・処置等の円滑化を図る。
- エ 搜索の困難な場合は、大阪府に応援を求める。

(2) 遺体を発見した場合の措置

- ア 遺体を発見した場合は、速やかに警察署に連絡する。
- イ 遺体は医師による検案、警察官による検視（見分）を行った後、遺族等に引き渡す。
- ウ 遺体の保存、身元確認のため、葬儀業者の協力を得て必要な処置をする。
- エ 遺体の身元確認に時間を要したり、死亡者多数のため短時間に対応できない場合、市の施設等を使用し、火葬まで保存する。
- オ 身元不明遺体については、警察署等に連絡のうえ、人相、着衣、所持品、特徴などの掲示又は手配を行い、検視（見分）後遺留品等を保存しておく。

2 遺体の処置

(1) 遺体の処置方法に基づき以下の範囲内において行う。

- ア 遺体の安置所の設営
- イ 棺（付属品を含む）の調達
- ウ 納棺又は火葬に至るまでの業務

(2) 遺体の身元確認

- ア 身元が確定した遺体については、速やかに安置所に搬送して、遺族に引き渡し、必要な手続きのうえ火葬する。
- イ 身元が確定しない遺体については、警察で検視を行い、その後行旅死亡人として取り扱う。

(3) 遺体安置所

遺体の安置所は、千里体育館の他公共の施設の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。

(4) 遺体処置に要する車両

葬儀業者保有車両で不足する場合は、大阪府に応援を要請する。

3 遺体の火葬

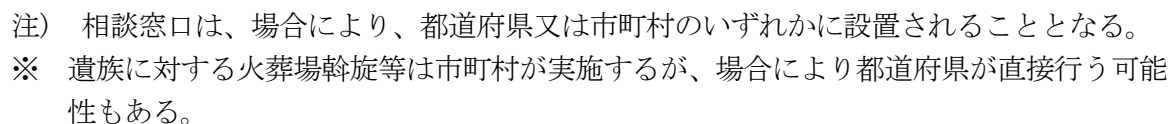
(1) 火葬相談窓口の開設

福祉部福祉総務班は、遺体の火葬に関する相談窓口を開設する。

(2) 遺体の火葬方法

- ア 福祉部福祉総務班は、特例（火葬）許可証を交付する。

【大規模災害時の火葬】(厚生労働省防災業務計画書第2編第5章第1節関係)



資料:地震応急-16 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)

第 7 節 防疫・保健衛生対策

《基本的な考え方》

災害後は、生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等悪条件が重なると想定されるため、迅速に防疫措置を実施し、伝染病の発生を未然に防止する。

《対策の体系》

防疫・保健衛生対策	1 防疫・保健衛生活動 2 食品衛生監視活動 3 被災者のメンタルケア
-----------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
健康医療部 健康医療班	1 被災地での環境衛生の確保、感染症の予防等の実施に関すること 2 食中毒の防止及び食中毒発生時の対応に関すること 3 被災者のメンタルケアに関すること
都市基盤部 都市基盤対策班	1 防疫に関すること

《対策の展開》

1 防疫・保健衛生活動

(1) 基本的な取り組み

健康医療部健康医療班は、被災地での環境衛生の確保、感染症の予防等を実施するため、次の防疫措置をとる。

- ア 被災地及び指定避難所の衛生確保
- イ 無症状病原体保有者の早期発見・治療

(2) 活動内容

健康医療部健康医療班は、指定避難所責任者、自治会等の住民組織等からの報告のほか、自らの調査に基づき、被災地、指定避難所等の衛生状態を把握し、実情に応じて市保健所の指導のもと対策活動を実施する。

ア 被災地等の消毒（感染症法第 27 条）

- (ア) 下痢患者、有熱患者が多く発生している地域
- (イ) 指定避難所のある地域
- (ウ) 浸水などで衛生条件が良好でない地域

イ 防疫調査・健康診断

豊中市医師会等の協力を得て、被災地・指定避難所での防疫調査・健康診断を実施し、感染症等の患者又は保菌者が発見された場合は、本部に報告を行い、適切な措置をとるとともに、防疫調査を強化する。また、次の防疫活動等を実施する。

- (ア) ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第 28 条）
- (イ) 衛生教育及び広報活動

ウ 指定避難所の衛生確保

指定避難所において、避難所責任者、避難所自治組織の代表者の協力を得て、定期的な

消毒、飲料水の水質検査・改善等を実施する。

エ 予防接種

予防接種法第 6 条に基づき臨時の予防接種を大阪府との緊密な連携のもと実施する。

(3) 活動実施体制の整備

発災後、迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

2 食品衛生監視活動

(1) 食中毒の防止

健康医療部健康医療班は、指定避難所や臨時給食施設等における食品の取り扱い状況や容器の消毒など衛生状態の監視、改善を図る。

(2) 食中毒発生時の対応方法

食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因の調査と被害の拡大防止に努める。

3 被災者のメンタルケア

健康医療部健康医療班は、必要に応じ、豊中市医師会等の協力を得て精神科医等の相談窓口を開設し、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、被災者のメンタルケアを実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。また、実施にあたっては要配慮者への十分な配慮を行う。

第 8 節 廃棄物処理対策

第 1 一般廃棄物（生活系ごみ）の処理

《基本的な考え方》

災害が発生した場合、被害の状況を的確に把握し、迅速に臨時ごみ処理計画を策定するとともに、計画に基づいて、排出された生活系ごみを迅速にかつ確実に収集処理し、被災地の環境衛生の万全を期する。

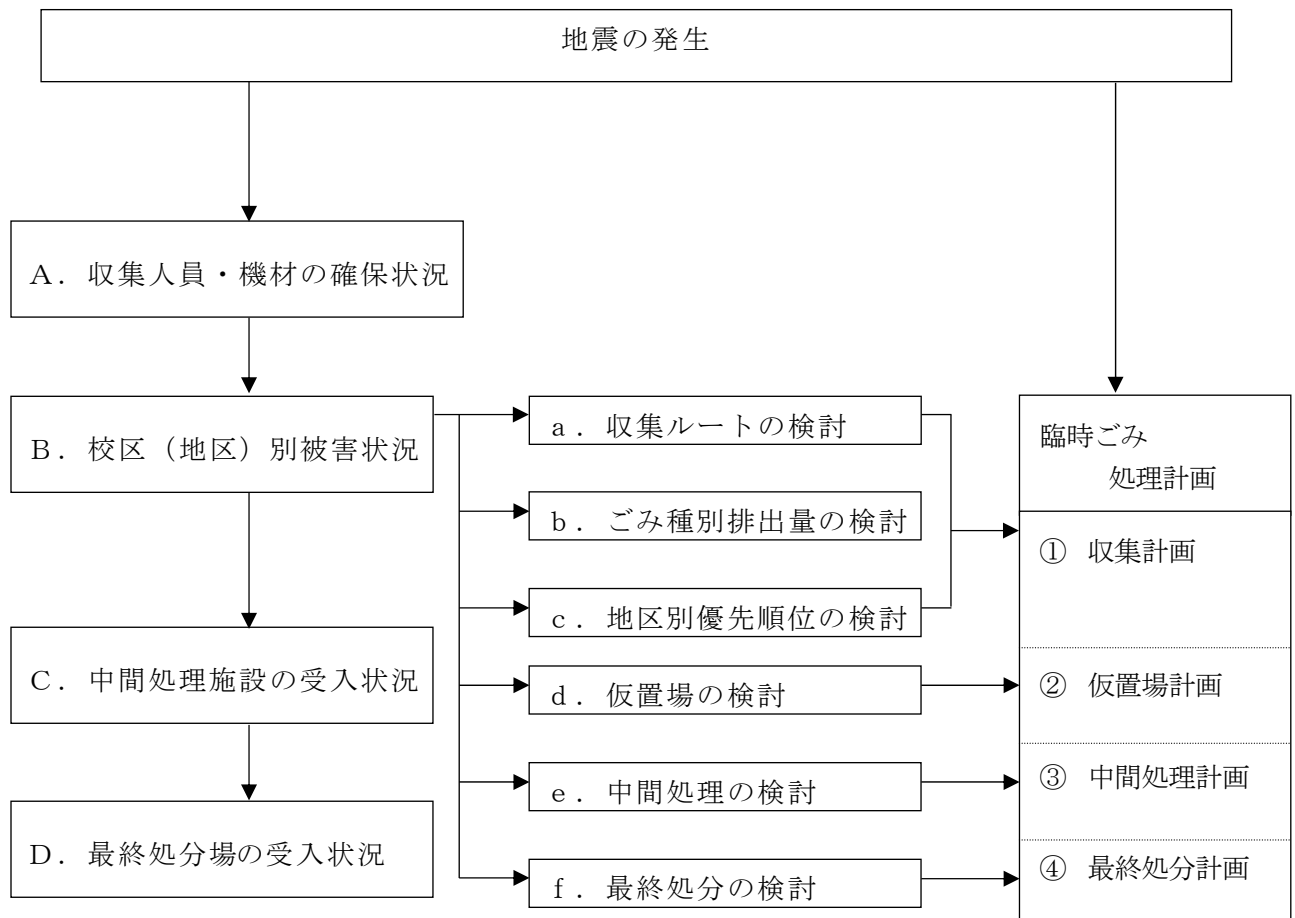
《対策の体系》

一般廃棄物（生活系ごみ）の処理	1	被害状況の把握
	2	中間処理施設の受入状況の把握
	3	最終処分場の受入状況の把握
	4	仮置場設置の検討
	5	臨時ごみ処理計画の策定
	6	臨時ごみ処理計画を実施する上での人員及び機材の状況把握

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
環境部廃棄物対策班	1 廃棄物対策班、業務班の人員及び機材の状況確認に関すること 2 校区（地区）別被害状況の確認に関すること 3 中間処理施設の受入状況の確認に関すること 4 最終処分場の受入状況の確認に関すること 5 臨時ごみ処理計画の策定に関すること 6 ごみの収集に関すること

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 被害状況の把握

各校区（地区）ごとの被害状況を把握し、ごみの種別ごとの排出量、地区別優先順位、収集ルートなどを検討する。

2 中間処理施設の受入状況の把握

豊中市伊丹市クリーンランドの被害状況を確認し、処理能力が確保できない場合は、隣接都市の中間処理施設や民間処理施設の受入状況を把握し、可能焼却処理量、破碎・選別処理量及び各処理施設への搬入ルートを検討する。

3 最終処分場の受入状況の把握

焼却残灰、破碎選別後の埋立残渣の最終処分先の大阪湾フェニックスに受入が確保できない場合は、その他民間処分場も含め受入状況を把握し、受入基準、受入可能量及び各施設への搬入ルートを検討する。

4 仮置場設置の検討

1～3 の状況を踏まえ、仮置場を設置する必要がある場合は、できる限り住宅地、病院、学校等に近接せず、交通渋滞が予想される幹線道路を使用せずに搬入、搬出が可能な中間処理施設

に近い未利用地を選定する。

5 臨時ごみ処理計画の策定

- (1) 収集計画については、分別収集区分、処理優先区域とごみ種、収集ルート、収集回数、ごみ集積場等を定め、仮置場を設置する場合は、設置場所、仮置場ごとのごみ種、その搬入、搬出ルート等を定める。
- (2) 中間処理計画については、ごみ種ごとの処理方法、処理施設、処理量、搬入ルート等について定める。
- (3) 円滑かつ迅速な廃棄物処理を実現するため、ごみ処理施設を新設する場合（市が委託した民間業者が設置する場合を含む）は速やかに手続きを行う。

6 臨時ごみ処理計画を実施する上での人員及び機材の状況把握

環境部廃棄物対策班の人員の確保状況及び機材の確保状況と、臨時ごみ処理計画を実施する際の必要人員、機材を考慮し、必要に応じて大阪府及び隣接市町、関係団体に応援を要請して実施するとともに民間企業への委託も検討する。

【ごみ処理施設】

施設名	施設区分	所在地	電話	処理能力
豊中市伊丹市 クリーンランド	焼却施設	豊中市原田西町 2-1	6841-5394	525t/日 (=175t/基×3 基)
	リサイクルプラザ	〃	〃	選別処理：134t/5h

第2 し尿の収集・処理

《基本的な考え方》

災害が発生した場合、被害の状況を的確に把握し、迅速に臨時し尿処理計画を策定するとともに、計画に基づいて、指定避難所を中心に拠点収集を行い、被災地の環境衛生の万全を期する。

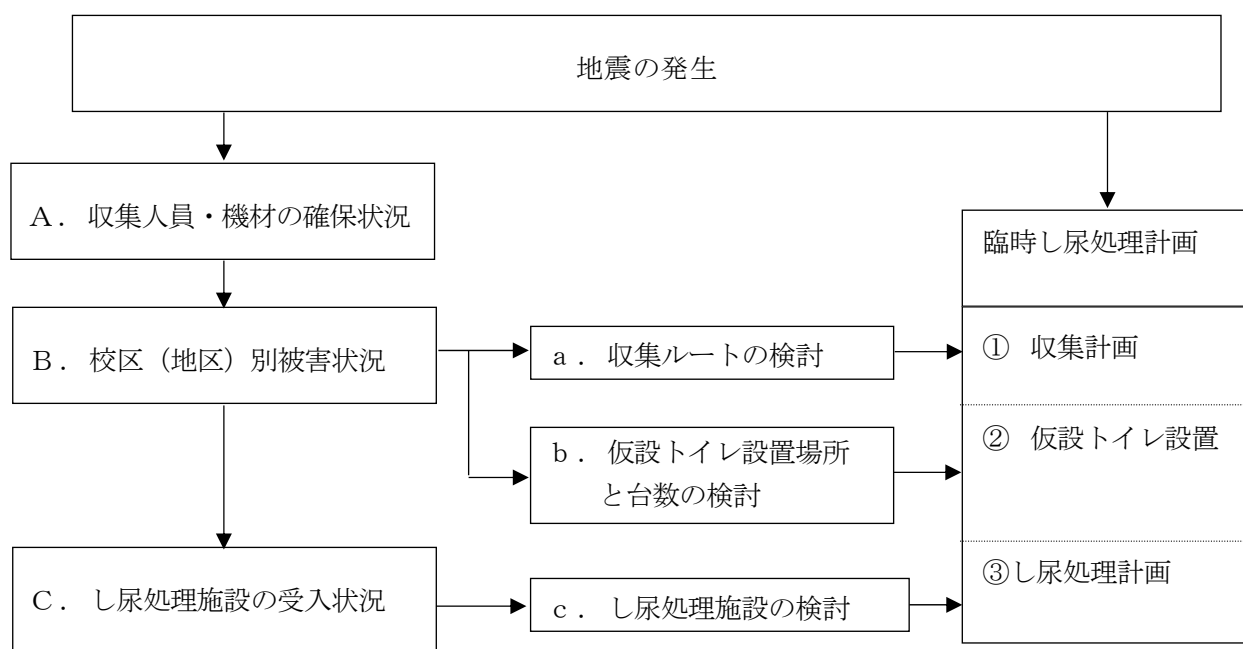
《対策の体系》

し尿の収集・処理	1 被害状況の把握 2 し尿処理施設の受入状況の把握 3 臨時し尿処理計画の策定 4 臨時し尿処理計画を実施する上での人員及び機材の状況把握
----------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
環境部廃棄物対策班	1 廃棄物対策班の人員及び機材の状況確認に関する事 2 校区（地区）別被害状況の確認に関する事 3 し尿処理施設の受入状況の確認に関する事 4 指定避難所ごとの避難者数の確認に関する事 5 臨時し尿処理計画の策定に関する事 6 仮設トイレに関する事 7 被災地のし尿処理等に関する事

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 被害状況の把握

各校区（地区）ごとの被害状況を把握し、し尿収集世帯の収集計画、仮設トイレ（簡易トイレ含む、以下同じ）の設置計画及び収集ルートを検討する。

2 し尿処理施設の受入状況の把握

現有処理施設並びに、隣接市等のし尿処理施設の受入能力を把握し、可能受入総量及び各搬入施設への搬入ルートを検討する。

3 臨時し尿処理計画の策定

(1) 収集計画については処理優先区域、し尿収集世帯及び仮設トイレの収集ルート、収集回数等を定める。

(2) 指定避難所ごとの避難者数を考慮し、仮設トイレの設置台数及び、搬入、搬出ルートを決める。

(3) 収集したし尿の搬入施設について、搬入施設ごとの受入量及び搬入ルートを決める。

4 臨時し尿処理計画を実施する上での人員及び機材の状況把握

環境部廃棄物対策班の人員の確保状況及び機材の確保状況と、臨時し尿処理計画の実施する際の必要人員、機材を考慮し、必要に応じて大阪府及び隣接市町、関係団体に応援を要請して実施するとともに民間企業への委託も検討する。

第3 災害廃棄物の処理

《基本的な考え方》

災害による建築物・擁壁等の倒壊、構築物の転倒・落下等により、道路上に障害物が発生した場合、自らの資力でそれらを除去することが困難な者に対して、日常生活が可能な必要最小限の障害物の除去を行う。

また、被害が甚大で、都市機能が麻痺し、社会的経済的影響が極めて大きく、自らの資力で家屋等の解体処理を実施できない場合で、市の迅速な復興に支障をきたすおそれがある場合については、公費で解体処理を行う。

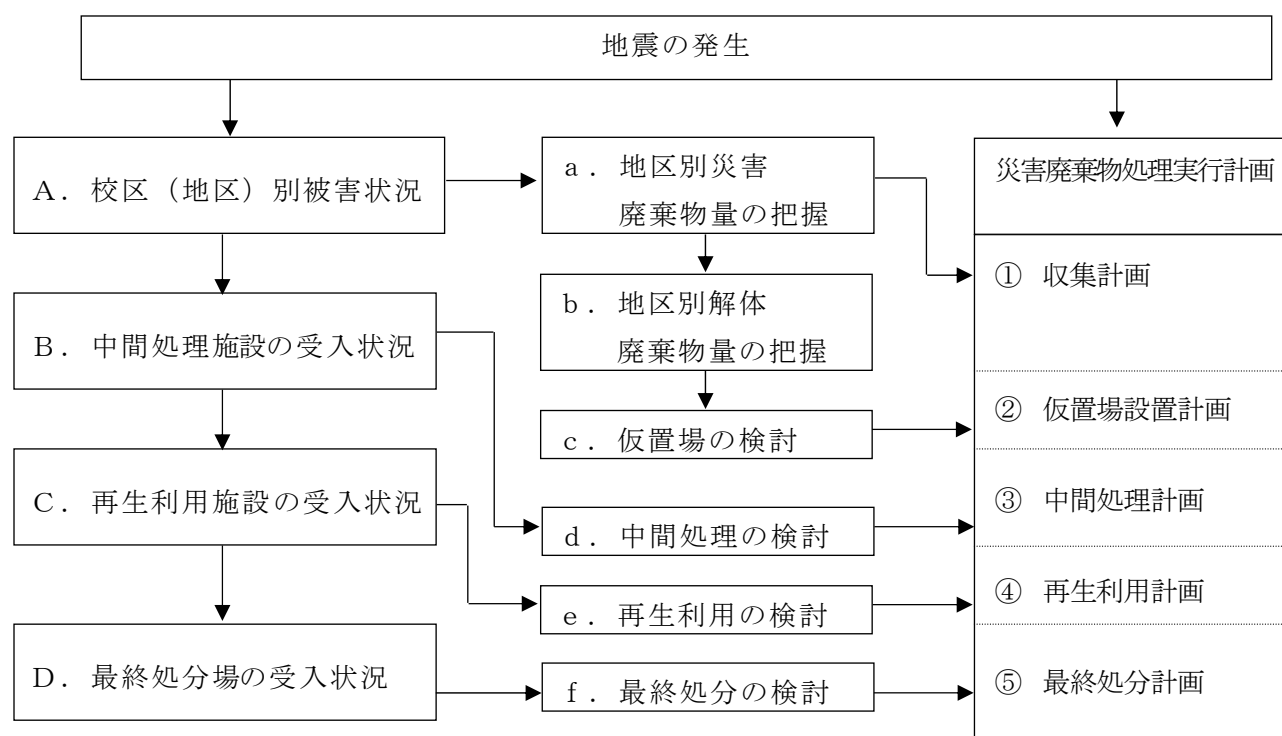
《対策の体系》

災害廃棄物の処理	1 被害状況の把握
	2 倒壊家屋の解体処理（公費解体の実施判断含む）
	3 仮置場の検討
	4 中間処理施設の受入状況の把握
	5 再生利用施設の受入状況の把握
	6 最終処分場の受入状況の把握
	7 災害廃棄物処理実行計画の策定
	8 災害廃棄物処理実行計画に基づく障害物等の除去等

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
環境部廃棄物対策班	1 校区（地区）別被害状況の確認（一般廃棄物（生活系ごみ）処理担当と連携）に関する事 2 中間処理施設の受入状況の確認（〃）に関する事 3 再生利用施設の受入状況の確認（〃）に関する事 4 最終処分場の受入状況の確認（〃）に関する事 5 災害廃棄物処理実行計画の策定に関する事 6 道路上等の災害廃棄物の撤去に関する事 7 建築物、構築物等の転倒、落下等による障害物の除去に関する事 8 除去廃棄物等の分別及び搬送に関する事
都市基盤部都市基盤対策班	1 道路上等の災害廃棄物の撤去に関する事

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 被害状況の把握

各校区（地区）ごとの被害状況から道路上等の障害物、家屋・建物損壊に係る廃棄物量、煙突等危険構築物、要解体木造・RC造等建物の棟数・延床面積、廃木材・ガレキ等の発生量等を把握する。

【解体廃棄物量の見積基準】

	解体廃棄物量の見積基準（延床面積㎡当り）	
	可燃廃材	不燃廃材
木造	0.125t、0.23 m ³ (0.55t/㎡)	0.6t、0.33 m ³ (1.8t/㎡)
RC造	0.025t、0.045 m ³ (0.55t/㎡)	1.64t、0.91 m ³ (1.8t/㎡)
鉄骨造等その他	0.017t、0.031 m ³ (0.55t/㎡)	0.514t、0.29 m ³ (1.8t/㎡)

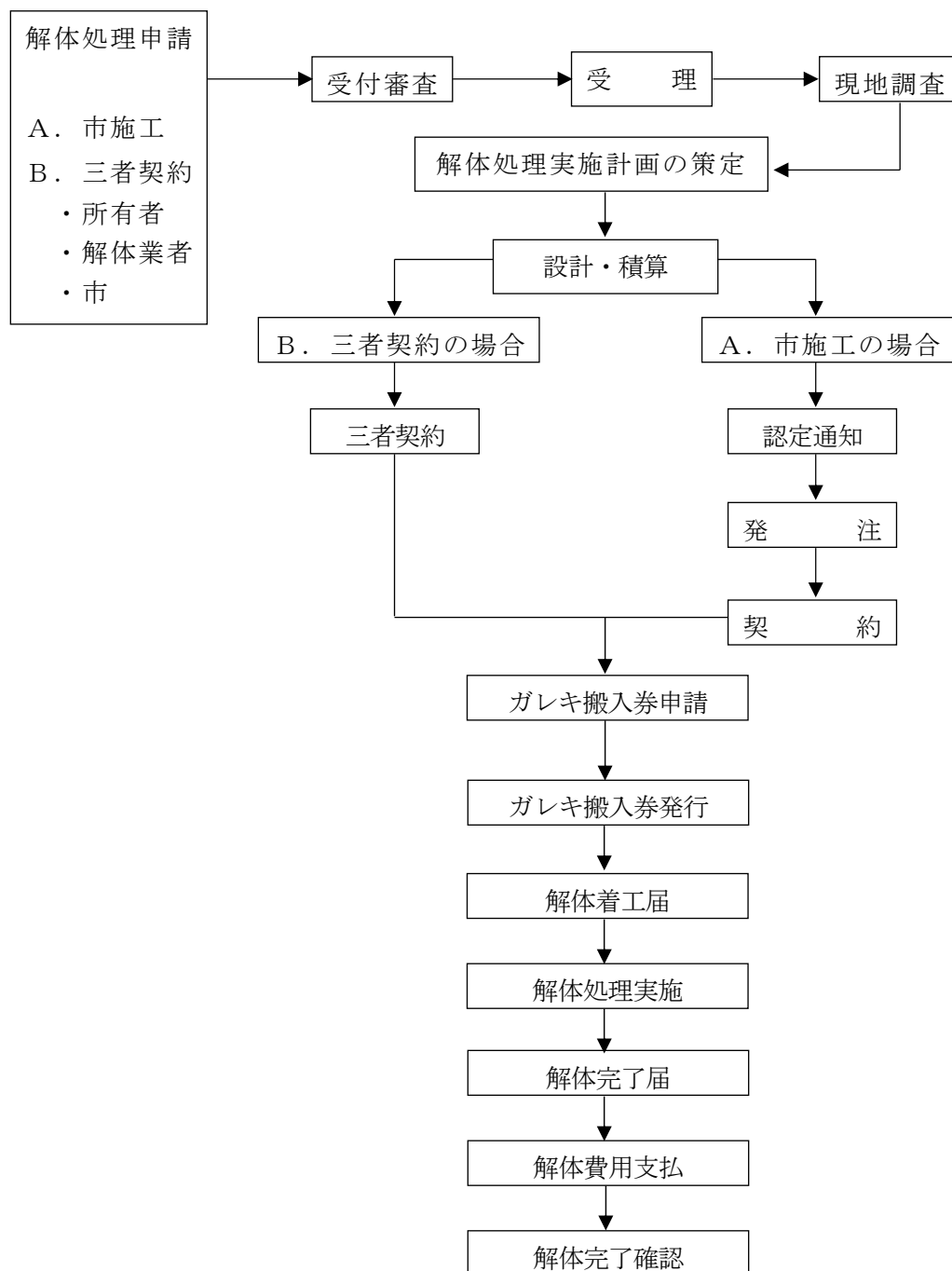
2 倒壊家屋の解体処理（公費解体の実施判断含む）

被害が甚大で、都市機能が麻痺し、社会的経済的影響が極めて大きく、自らの資力で家屋等の解体処理を実施した場合、市の迅速な復興に支障をきたすおそれがあると判断される場合は、国に対して特別の措置を要請する。

また、災害救助法が適用された場合は、解体処理について国庫補助対象とならない場合についても、被害状況等を勘案し公費解体を検討する。

公費解体を実施する場合、倒壊家屋等の解体処理申請の受理及び調整については、環境部廃棄物対策班が行い、必要に応じて、都市基盤部の応援を受ける。

【倒壊家屋等の解体処理の流れ】



※ 解体処理は「A. 市施工」方式を基本とし、止むを得ない場合に限り三者契約方式を採用する。解体処理実施計画の策定については、下記事項について留意する。

- 1 事業の着手にあたっては、危険性、緊急性、公共性等を配慮のうえ、優先順位を定め、計画的に実施する。
- 2 現地調査に基づき解体対象家屋等とするか否かの判断を行う。
- 3 廃棄物の処理にあたっては、できる限り廃棄物の減量化及びリサイクルに努める。
- 4 解体する際にできる限り、分別を徹底する。

- 5 倒壊家屋等の解体・除去工事にあたっては、粉じんの発生防止のため、工事現場に散水やシートでカバーする等の対策を講じる。
- 6 アスベスト等の有害物が断熱材や防火壁材に使用されている場合は、飛散しないよう、関係機関と調整しながら関係法令、処理指針等に基づき、公害防止に努める。
- 7 解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

3 仮置場の検討

- (1) 1 の状況を踏まえ、仮置場の必要面積、場所とごみ種（可燃・不燃廃材、必要に応じて混合廃棄物等）、選別方法・要員・選別後のごみ種・量、搬入、搬出ルートを検討する。
- (2) 設置場所は、できる限り住宅地、病院、学校等に近接せず、交通渋滞が予想される幹線道路を使用せずに搬入、搬出が可能な未利用地を選定する。

4 中間処理施設の受入状況の把握

豊中市伊丹市クリーンランドの被害状況を確認し、処理能力が確保できない場合は、隣接都市の中間処理施設や民間処理施設の受入状況を把握し、可能焼却処理量、破碎・選別処理量及び各処理施設への搬入ルートを検討する。

5 再生利用施設の受入状況の把握

中間処理及び、最終処分量をできるだけ減量するため、排出源での分別を徹底し、可能な限りリサイクルを行うとともに、廃木材のチップ化再生、植木類のコンポスト化再生、公衆浴場の燃料化の受入状況を把握し、各施設等の搬入ルートを検討する。

6 最終処分場の受入状況の把握

焼却残灰、破碎選別後の埋立残渣、及びガレキ類の最終処分先の大阪湾フェニックスへの受入が確保できない場合は、その他民間処分場も含め受入状況を把握し、受入基準、受入可能量及び各施設への搬入ルートを検討する。

7 災害廃棄物処理実行計画の策定

- (1) 収集計画については、収集区域ごとのごみ種・仮置場ごとの搬入量、収集区分ごとの役割（業者・直営）分担等を定める。
- (2) 仮置場設置計画は、ごみ種ごとの設置場所・堆積容量、その搬入、搬出ルート等を定める。
- (3) 中間処理計画については、ごみ種ごとの処理方法、処理施設、処理量、搬入ルート等について定める。
- (4) 再生利用計画については、再生利用方法、再生施設、再生量、及び搬入ルート等について定める。
- (5) 最終処分計画については、中間処理後のごみ種ごとの処分方法、処分施設、処分量、搬入ルート等について定める。

8 災害廃棄物処理実行計画に基づく障害物等の除去等

- (1) 建築物・擁壁等の倒壊、構築物の転倒・落下等による道路上等の障害物等の除去
 - ア 環境部廃棄物対策班の人員の確保状況、及び機材の確保状況と除去作業を実施する際の必要人員、機材を考慮し、必要に応じて民間企業に委託する。
 - イ 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最小限度にとどめ、事後の復旧活動に支障とならない範囲とする。
 - ウ 廃棄物の内容等によっては、必要に応じて警察官等に立会いを要請するとともに、写真撮影等により、事後の対応策を講じる。
- (2) 障害物等の除去に必要な機械・器具の調達

災害時の機械・器具の調達は、建設業者・レンタル業者等の協力を得て、迅速かつ確実を期するものとするが、調達が不可能な場合は、大阪府を通じて調達する。
- (3) 障害物等の除去に係る作業員の手配

建設業者等において、作業員の確保に不足を来す場合は、大阪府を通じて斡旋を依頼する。
- (4) 除去した障害物等の処分

排出源で分別を徹底し、仮置場、処理方法については、災害廃棄物処理実行計画に基づいて実施する。
- (5) 災害廃棄物処理に関する情報等の周知

市は、大阪府とともに、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開するなど、周知に努める。

第 9 節 社会秩序の維持

《基本的な考え方》

災害時は、被災者が精神的に不安定となっているため、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

《対策の体系》

社会秩序の維持	1 市民への呼びかけ 2 警備活動 3 量販店等の営業状況調査の実施 4 営業努力の要請 5 物価の安定 6 災害緊急事態布告時の対応
---------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム 広報グループ	1 広報活動、迅速かつ的確な応急対策の実施による社会秩序維持に関する こと
都市活力部 経済班	1 量販店等の営業状況調査に関すること 2 量販店等の早期の営業再開、適正な物資等の供給等の要請に関すること 3 物価の実態に関する情報の収集に関すること
市民協働部 救援物資班	1 食料・生活必需品の調達及び出納管理に関すること

《対策の展開》

1 市民への呼びかけ

各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 警備活動

警察署に協力を求め、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と密接な連携協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

3 量販店等の営業状況調査の実施

都市活力部経済班は、市内の量販店、商店街等の被害状況及び営業状況を調査し、商業施設の営業状況等の広報、営業再開支援のための本部内の連絡調整等の対策を講じる。

4 営業努力の要請

都市活力部経済班は、市内の量販店、商店街、豊中商工会議所等に対して、早期の営業再開、適正な物資等の供給等を要請する。

5 物価の安定

(1) 物価監視・苦情窓口・情報の提供

都市活力部経済班は、市民相談窓口に寄せられる電話等の通報により物価の実態に関する情報収集を行い、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

(2) 供給物資の迅速・均等な配分の実施

市民協働部救援物資班は、生活の基盤となる物資や食料品等を迅速かつ均等に配分し、被災者の不安を和らげるよう配慮する。

その他の部においても、迅速かつ的確に応急対策を実施し、被災者を援護することで社会秩序維持に万全を期する。

6 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市民は、これに応ずるよう努める。

第 10 節 ライフラインの応急対策

《基本的な考え方》

災害発生後、ライフラインに関わる事業者はライフラインの被害を早急に調査し、市民が健全な生活が維持できるよう、二次災害防止対策を講じるとともに、迅速な復旧活動に取り組む。

第 1 上水道施設

《対策の体系》

上水道施設	1 緊急措置 2 初動体制 3 発災直後の情報収集及び復旧体制 4 市民への周知 5 応援要請 6 応急復旧の基本方針
-------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
上下水道部 水源班	1 取水・浄水・配水施設の被害調査の実施及び二次災害の防止に関すること 2 受配水量の計画、調整に関すること
上下水道部 上下水道総務班	1 応急復旧資機材の確保に関すること 2 広域応援の要請及び受入れに関すること
上下水道部 上下水道広報班	1 水道施設の情報収集と記録に関すること 2 市民への広報に関すること
上下水道部 給水班	1 応急給水の計画策定及び実働に関すること
上下水道部 水道復旧班	1 復旧方法の調整・計画策定に関すること 2 被害給・配水管等の応急修繕に関すること

《対策の展開》

1 緊急措置

上下水道部水源班は、被害を早急に調査し、二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて警察及び付近住民に通報する。

2 初動体制

上下水道部上下水道総務班は、職員等の緊急出動による初動体制を確立し、応急復旧の開始に先行した応急給水を、北大阪ブロック本部との調整及び指示のもとに優先的に実施する。

3 発災直後の情報収集及び復旧体制

上下水道部上下水道広報班は、水道施設に関する情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し、上下水道部水道復旧班は、施設の復旧見通しや応急復旧体制の確立に努める。

4 市民への周知

上下水道部上下水道広報班は、水道施設の被害状況、供給状況、復旧状況と復旧見通しを統括チーム情報広報グループに報告するとともに市民に周知する。

5 応援要請

ア 上下水道部上下水道総務班は、災害の規模によっては、独自で全ての応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、北大阪ブロック本部及び日本水道協会に支援を要請し、協定や要請に基づき、他の水道事業者等からの応援を受入れる。

イ 応援隊の活動拠点は、大曽公園とする。

6 応急復旧の基本方針

応急復旧は、市水道の基幹施設並びに配水幹線（導送水管を含む）、次いで配水支管、給水管、宅地内給水装置の順位で実施する。

(1) 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を来すため、その復旧を最優先する。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧計画

ア 復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、予め定めた順位をもとに被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場及び配水場、給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

イ 給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。一般住宅等の給水装置の復旧は、給水に支障を来すものについては、応急措置を実施する。その際、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等は優先して行う。

第2 下水道施設

《対策の体系》

下水道施設	1 緊急措置
	2 応急対策及び復旧
	3 関連機関への応援要請
	4 市民への周知

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
上下水道部 下水道管きょ班 下水道施設班 下水道原田処理場班	1 下水道施設における二次災害の防止に関すること 2 下水道施設の被害調査に関すること 3 下水道施設の応急復旧に関すること
上下水道部 上下水道総務班	1 広域応援の受入れに関すること 2 応援要請の調整に関すること 3 災害復旧資機材の調達に関すること
上下水道部 上下水道広報班	1 下水道施設の情報収集と記録に関すること 2 市民への広報に関すること

《対策の展開》

1 緊急措置

上下水道部下水道管きょ班、下水道施設班及び下水道原田処理場班は、災害の発生時において、下水道施設の構造等を勘察して、速やかに下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の下水道施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。また、二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、付近住民に通報し、適切な応急措置を講ずる。

2 応急対策及び復旧

(1) 災害復旧資機材の調達

資機材等が不足する場合は、必要に応じて大阪府、他市町村等に調達を要請する。

(2) 下水道施設の被害調査

上下水道部下水道管きょ班、下水道施設班及び下水道原田処理場班は、処理場・ポンプ場及び主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行う。

(3) 応急復旧の基本方針

下水道施設は市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については、復旧の難易度を勘察しながら、緊急性、重要性の高いものから復旧を行う。

また、復旧にあたっては、二次災害が発生しないよう十分に注意を払う。

(4) 応急復旧方法

ア 処理場

運転を停止した場合、施設機器の調査を行い、早期に処理能力が回復するよう復旧を行う。

イ 管渠

流下能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水など二次災害発生防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度を評価し、応急復旧措置を講ずる。

ウ 排水設備

市民からの修理相談の受け付け窓口を設置し、施工業者の紹介などを行う。

3 関連機関への応援要請

災害が発生した場合において、当市の体制では万全な応急対策が不可能と判断されるときは、上下水道部上下水道総務班は、豊中商工会議所及び豊中建設業協会への応援要請を行うとともに、統括チーム渉外グループを通じて大阪府、他市町村、関係機関に応援を要請する。

4 市民への周知

上下水道部上下水道広報班は、被害状況、復旧状況と今後の見通しを統括チーム情報・システムグループに報告するとともに、統括チーム広報グループを通じ報道機関に伝達・広報し、市民への周知を図る。

第3 電力供給施設

《対策の体系》

電力供給施設	1 体制の確立 2 被害情報の提供及び市民への周知 3 問い合わせ等の受付 4 被災者・施設の応急処置 5 応急復旧 6 連絡先
--------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
関西電力(株) 北摂配電営業所	1 体制の確立に関する事 2 被害情報の提供及び市民への周知に関する事 3 被災者・施設の応急処置に関する事 4 応急復旧に関する事
統括チーム広報グループ	1 被害情報等の収集及び市民への周知に関する事
統括チーム渉外グループ 市民協働部市民協働総務班	1 問合せ等の窓口の設置及び関西電力(株)との連絡調整に関する事

《対策の展開》

1 体制の確立

関西電力(株)は、風水害が予想される場合、又は地震等の自然現象による災害並びに大規模な火災、爆発等重大な事故による非常災害が発生した場合、速やかに非常対策本部を設置し、被害の未然防止、軽減及び迅速かつ確実な復旧を図るとともに安全の確保、サービスの維持に努める。

市は、大規模停電の発生が予想される場合、又は、大規模停電が発生した場合は、関西電力(株)との連絡体制を確保するとともに、市民からの問合せ等の窓口を設置する。

2 被害情報の提供及び市民への周知

関西電力(株)は、豊中市内における電力供給状況（停電の発生状況）を把握し、豊中市災害対策本部統括チームに被害状況を連絡し、その後の復旧状況や復旧見通しについても随時連絡する。また、二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、統括チーム広報グループを通じ報道機関に伝達・広報し、市民への周知を図る。

統括チーム広報グループは、関西電力(株)から得られた停電その他の情報を、出来る限り多様な方法で市民に周知する。また、関西電力(株)から情報が得られない場合は、独自に情報収集に努め、市民に周知するとともに、関西電力(株)にもその情報を伝える。

3 問い合わせ等の受付

停電の状況、復旧の見込み等の問い合わせへの対応は、関西電力(株)が行うものであるが、被害の状況により関西電力(株)だけでは対応ができない場合、市災害対策本部統括チーム渉外グループと市民協働部市民協働総務班は、市民からの問合せ等に対応する窓口を設置し相談を受けるとともに、専用の電話回線等により、相談内容を関西電力(株)に伝え対応を依頼する。

関西電力(株)は、市が問合せ等に対応する窓口を設置した場合は、市とのホットライン体制を確立し、緊密な情報連携に努める。

また、自ら行う業務に支障のない範囲において、必要に応じ職員を市に派遣するものとする。

4 被災者・施設の応急処置

関西電力(株)は、病院、指定避難所、重要交通機関、市役所等の重要施設への電力供給を優先的に確保することを原則とした応急処理をする。

停電が長期に及ぶような状況にあつては、各部避難班及び市有施設所管課は、出来る限り市民の情報端末機器の充電や、給水のための利用に施設を供するものとする。

上下水道部給水班は、集合住宅等で停電により長期間水道の使用が出来ない場合は、施設管理者と協議のうえ、応急給水活動を行う。

5 応急復旧

「非常災害時の手引き」に基づき、電力供給の確保及び公衆保安確保を主眼として、応急復旧する。

6 連絡先

事業所名	〒	所在地	電話番号
北摂配電営業所	561-0817	豊中市浜4丁目2番2号	0800-777-3081

第4 ガス供給施設

《対策の体系》

ガス供給施設	1 目的
	2 ガス施設の災害応急対策

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
大阪ガス(株) 導管事業部 北東部導管部	1 情報の収集・伝達及び報告に関すること 2 災害対策の実施に関すること 3 通信情報連絡体制に関すること 4 ガス漏れ及び爆発事故の協力体制に関すること

《対策の展開》

1 目的

災害発生時に大阪ガス(株)は、被害の拡大を防止し、ガスの製造供給体制の万全を期するため、災害時の組織動員、情報の収集・伝達、災害の広報、通信連絡その他応急対策等を次のとおり実施する。

2 ガス施設の災害応急対策

災害発生時には、ただちに災害対策本部を設置し、地域防災機関と密に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集・伝達及び報告

ア 地震震度・気象予報等の収集・伝達

地区事業所、製造所、供給所等に設置してある感震器が震度5弱以上を閾知した時は直ちに対策本部へ報告又は伝送する。本部で収集した各地の震度及び気象情報は所定の伝達経路により伝達する。

イ 通信連絡

災害発生時による有線回路の不通事態を予測し、社内無線回路により主要事業所間の通信確保及び事業所管内の諸状況を把握する。

ウ 被害状況の連絡、報告

各事業所は所管施設及び管内顧客施設の受けた被害状況を所定の経路により本社へ報告する。また、専用電話等により大阪府災害対策本部、豊中市災害対策本部統括チーム情報・システムグループ及びその他の防災関係機関へ緊急連絡を行う。

(2) 災害対策の実施

ア 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、広報車、工作車に装備した広報設備により、災害に関する各種の情報を広報する。

イ 応急対策

災害情報、現場状況に基づき、ガス製造・供給施設の点検、防護及び必要な箇所の供給遮断を実施する。地震等により被害の大きい地域は、ブロックごとに供給を停止する。

災害による事故発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講じる。

特に、特定地下街又は特定地下室に対して次のような応急措置を行う。

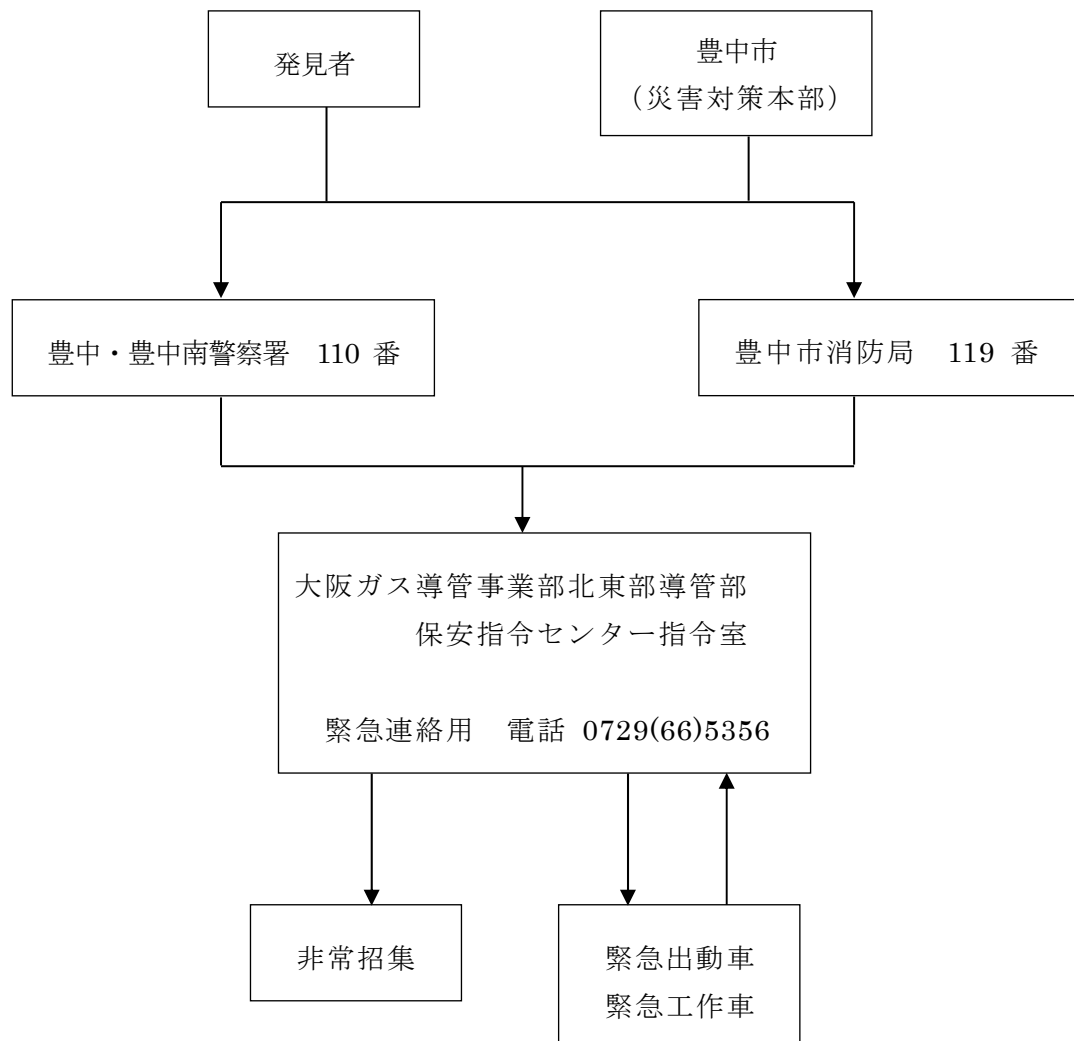
(ア) 緊急の場合には地下街等に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等によりガスの供給を停止する。

(イ) 市消防局との間に締結した「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」により必要な場合は、消防機関においてガスの供給を停止することができる。

ウ 応急復旧対策

供給施設の災害復旧については、被害の程度に応じた応急修繕を行い、速やかにガス供給を再開する。

(3) 通信情報連絡体制



(4) ガス漏れ及び爆発事故の協力体制

ガス漏れ及び爆発事故等による災害の発生のおそれのある場合の発生防止又は災害が発生した場合の被害の軽減を図るための初動、相互連絡及び処理体制等については、市消防局との間に締結した「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」に基づき実施する。

第5 電気通信施設

《対策の体系》

電気通信施設	1 情報連絡
	2 災害対策本部との非常時の連絡強化
	3 非常災害準備体制
	4 非常災害対策用緊急通信線の確保及び市民への周知

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
西日本電信電話(株)大阪支店	1 輻輳緩和、重要通信の確保等の緊急措置に関すること
NTTコミュニケーションズ(株)	2 災害対策本部の設置に関すること
(関西営業支店)	3 通信の確保と応急復旧に関すること
(株)NTTドコモ (関西支社)	4 災害広報に関すること

《対策の展開》

災害の発生に際し、西日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモは通信の円滑を図るため、次のとおり応急対策を講ずる。

1 情報連絡

災害発生時の情報連絡において大阪支店並びに豊中営業所の加入地域内で、行政地域が豊中市に属する地域については、豊中市災害対策本部に対し大阪支店を一元的に情報連絡の窓口とする。

所在地	大阪市西区新町4-6-9 NTT新町ビル3階 西日本電信電話(株) 大阪支店 設備部 災害対策室
電話	06 (6210) 2609

2 災害対策本部との非常時の連絡強化

豊中市災害対策本部が設置された場合は、通信災害状況、疎通状況及び応急復旧計画等の連携を強化し万全を図る。

3 非常災害準備体制

非常災害が発生し、又は発生するおそれがあると判断される場合は、その段階より速やかに準備対策をとる。

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生が予測される場合には、大阪支店に災害対策本部を設置し、災害予防準備、警戒、情報連絡、通信施設の復旧活動等諸般の災害対策を確立し、災害発生時には通信設備の復旧と通信の疎通を図る。

(2) 災害情報連絡室の設置

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その規模及び情勢により災害対策本部の設置を必要としないとき、大阪支店に災害情報連絡室を設置し、情報連絡等を行う。
なお、災害の状況によっては、災害対策本部への諸準備を行う。

4 非常災害対策用緊急通信線の確保及び市民への周知

豊中市災害対策本部長から緊急通信の提供の要請に基づき、でき得る限り速やかにこれに応ずる。

(1) 非常疎通活動

非常災害に際し、通信施設に被害を被り通信回路に故障が生じたときは、災害用移動無線車等の災害応急復旧用機器及び資材により、当該設備の復旧を速やかに行い、疎通に努める。

(2) 利用の制限措置

通信輻輳、電源の全面的維持の困難及び回線の故障等のため利用の制限措置が必要な場合、法令に従って規制する。その際、豊中市災害対策本部に連絡を行う。

(3) 通信の非常疎通措置

災害用伝言ダイヤルの提供（西日本電信電話㈱等）、利用制限等の措置を講ずる。

(4) 市民への周知

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第 11 節 義援金品の受付・配分

《基本的な考え方》

災害の発生に伴い、市民及び全国から被災者あてに寄託された義援金品は、迅速かつ適切に被災者に配分する。

《対策の体系》

義援金品の受付・配分	1 義援金
	2 義援物資

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
市民協働部 救援物資班 庄内市民・避難班 新千里市民班	1 義援金（市寄託分）の受入れ及び出納に関すること 2 義援物資（市寄託分）の受入れ、保管に関すること 3 義援金（市寄託分）の支給に関すること
統括チーム 庶務グループ	1 義援金（市寄託分）の受入れに伴う礼状に関すること
福祉部福祉総務班	1 義援金（市寄託分）の配分委員会に関すること
福祉部避難班	1 義援物資（市寄託分）の配分に関すること

《対策の展開》

【義援金品の受入れ経路】

1 義援金

(1) 受入

ア 市に寄託される義援金は、受付窓口を開設する。

(ア) 市の被災者に対するものは、市民協働部救援物資班、庄内市民・避難班、新千里市民班で受付ける。

(イ) 他府県市町村等への寄託分（広域災害）は日本赤十字社大阪府支部豊中市地区で受付ける。

イ 必要に応じ、市指定金融機関に専用口座を設置する。

ウ 義援金の受付に際しては、受付記録を作成する。

資料:様式-11「義援金受領書」

資料:様式-12「災害関連寄付金・義援金受付名簿」

(2) 保管・管理

義援金は、被災者に配分するまでの間、市指定金融機関で保管する。

(3) 配分

福祉部福祉総務班は、平成 30 年(2018 年)8 月 31 日付常設設置された豊中市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部豊中市地区の関係機関等が参画する豊中市災害義援金配分委員会を開催し、以下の項目について協議、決定する。

ア 義援金の適切な使途、配分方法

イ 義援金の使途についての寄託者及びマスコミ等への周知方法

(4) 配分の実施

配分委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、迅速に配分基準を決め、市民協働部救援物資班、庄内市民・避難班、新千里市民班は、早期に配分を実施する。

(5) 使途を指定された義援金

寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受付けた部局は、当該部局において処理する。

2 義援物資

(1) 受入れ

義援物資は、市民協働部救援物資班、庄内市民・避難班、新千里市民班が受付ける。

(2) 保管・管理

一時保管所として、豊島体育館をあてるとともに、郵便物の保管については、市民協働部救援物資班が協定に基づき施設等を相互提供する。

(3) 配分

福祉部避難班が配分・輸送を行う。

(4) 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

義援物資の受入れにあたっては、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。また、善意を無駄にしないためにも、発災直後における個人からの義援物資については、受入れないことも選択肢とする。

また、海外からの支援の受け入れは、基本的に国において推進されることから、国や大阪府と十分な連絡調整を図りながら対応する。

第 5 章 東海地震の警戒宣言に伴う対応

(本章は、大阪府の地域防災計画に準拠する。)

第 1 節 総 則

1 目 的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

豊中市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体、財産等の安全を確保する。

2 基本方針

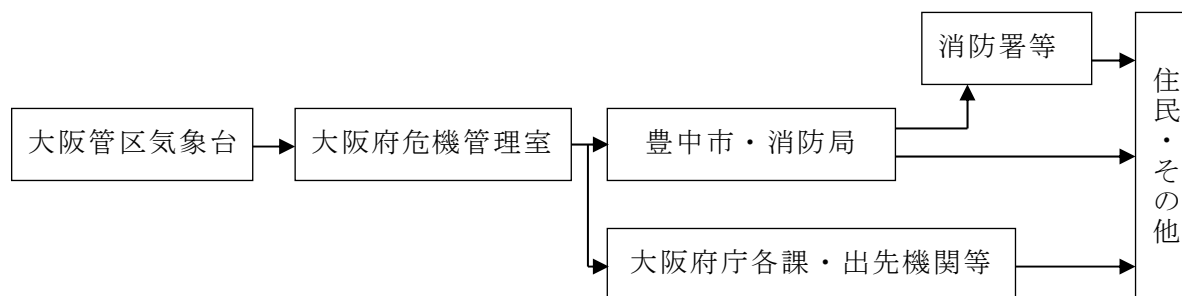
- (1) 大阪府は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- (2) 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- (3) 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- (4) 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防計画、地震災害応急対策計画で対処する。

第 2 節 東海地震注意情報発表時の措置

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備する。

1 東海地震注意情報の伝達

(1) 伝達系統



(2) 伝達事項

- ア 東海地震注意情報の内容
- イ その他必要な事項

2 警戒態勢の準備

防災関係機関は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。消防機関においては、非常警備を発令して警戒態勢を整え、消防局に地震警戒警防本部を設置する。

第3節 警戒宣言が発せられたときの対応措置

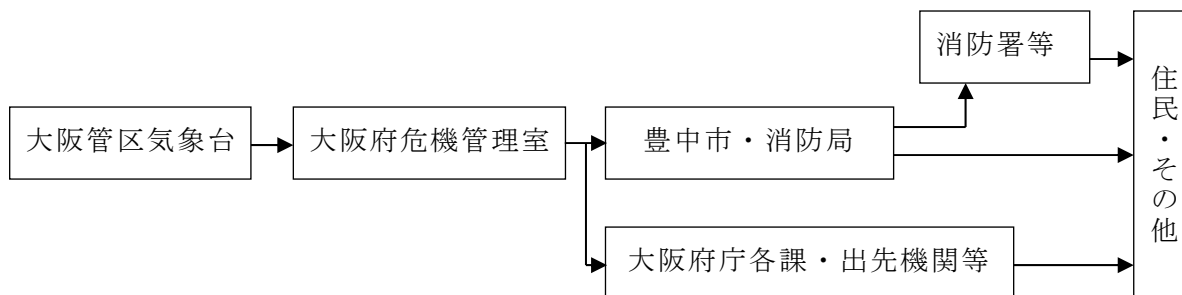
防災関係機関は、警戒宣言が発令されたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずるべき事前の対策を進める。

1 東海地震予知情報等の伝達

大阪府及び豊中市は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に関係機関に伝達する。

(1) 東海地震予知情報

ア 伝達系統



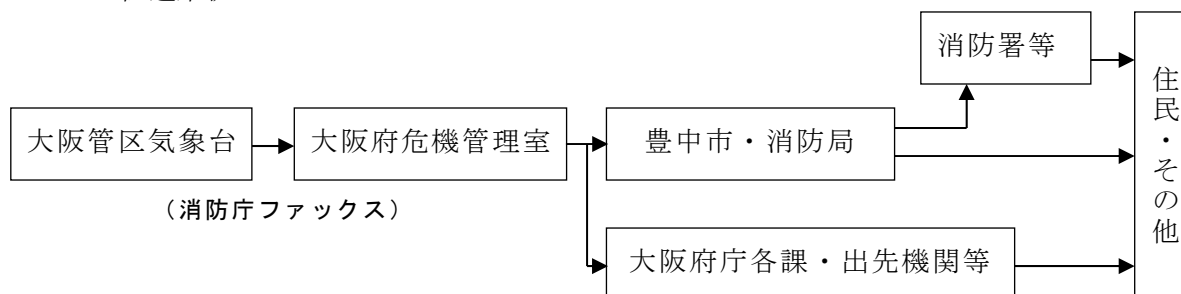
イ 伝達事項

(ア) 東海地震予知情報

(イ) その他必要と認める事項

(2) 警戒宣言

ア 伝達系統



イ 伝達事項

(ア) 警戒宣言

(イ) 警戒解除宣言

(ウ) その他必要と認める事項

2 警戒体制の確立

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

但し、東海地震と東南海・南海地震が同時または連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒体制を継続する。

(1) 組織動員配備体制の確立

ア 大阪府は、大阪府災害対策本部を設置する。豊中市は、震度予想や地域の実情に応じて、大阪府に準じた組織体制をとる。

イ 大阪府及び豊中市は、必要な動員配備体制をとる。

- ウ その他の防災関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し、動員配備を行う。
- エ 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- オ 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

(2) 消防・水防

大阪府、豊中市及び水防管理団体等は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- ア 東海地震予知情報等の収集と伝達
- イ 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- ウ 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- エ 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

(3) 交通の確保・混乱防止

大阪府警察、第五管区海上保安本部及び道路管理者は、関係機関との密接な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- ア 交通規制、交通整理
- イ 船舶に対する情報伝達と緊急避難準備の指導
- ウ 交通規制等への協力と安全走行についての広報

(4) 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

(5) ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一災害が発生した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

(6) 危険箇所対策

- ア 大阪府及び豊中市は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。
- イ 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、豊中市長は、大阪府警察等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した指定避難所に事前避難させる。

(7) 社会秩序の維持

- ア 警備対策
大阪府警察及び第五管区海上保安本部は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。
- イ 生活物資対策
大阪府、豊中市及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講ずる。

(8) 多数の者を受入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、旅館・ホテル、高層ビル、地下街等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達

を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

3 住民、事業所に対する広報

警戒宣言が発せられたとき、住民、事業所は原則として避難の必要がないため、家庭及び職場において自ら必要な防災への備えを実施するとともに、豊中市が行う防災活動に協力するよう広報する。

(1) 広報の内容

- ア 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- イ 出火防止、危険防止、発災時の対応など、住民、事業所のとるべき措置
- ウ 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- エ 流言防止への配慮
- オ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- カ 防災関係機関が行う防災活動への協力 など

(2) 広報の手段

- ア 大阪府は、報道機関と連携して広報を行う。
- イ 豊中市は、防災行政無線（移動系防災行政無線を含む）、広報車等を活用し、自主防災組織、地域団体等とも連携して広報を行う。
- ウ 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第 6 章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 節 総 則

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条第 2 項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。

2 推進地域

南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域は、大阪府内では本市を含む 42 市町村が指定されている。（平成 26 年 3 月 31 日内閣府告示第 21 号）

3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

南海トラフ地震に係る防災対策に関し、府・市をはじめとする防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第 1 編 総則 第 5 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に掲げる事務又は業務とする。

第2節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）について、調達手配の手段・手順等を明らかにするとともに、備蓄品の定期点検に努める。

なお、必要に応じて、大阪府に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をする。

(2) 人員の配置

市は、人員の配備状況を大阪府に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、府等に応援を要請する。

なお、応援要請の詳細については、本編「第1章 活動体制の確立」の「第3節 広域応援等の要請と受入れ」によるものとする。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行う。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

被害が甚大で、市内の関係機関の防災能力だけでは十分な災害応急対策が行えないと判断される場合は、大阪府、他市町村、自衛隊およびその他防災関係機関等に応援を要請するとともに、応援部隊の活動・宿営等のための拠点を確保するなど受入れ体制を整備する。

なお、応援要請の詳細については、本編「第1章 活動体制の確立」の「第3節 広域応援等の要請と受入れ」及び「第4節 自衛隊に対する災害派遣要請」によるものとする。

3 帰宅困難者への対応

市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

また、帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

なお、帰宅困難者対応の詳細については、第2編「第3章 生命と暮らしを守るまちづくり（防災体制の整備）」の「第8節 帰宅困難者支援体制の整備」によるものとする。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

市又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達の方法は以下のとおりとする。

(1) 情報の収集

- ・大阪管区気象台から発表される情報が、大阪府政策企画部危機管理室を通じて、大阪府防災行政無線によりファクシミリで通報される。
- ・地震直後で通信回線に障害があるときは、情報をテレビ・ラジオ等により入手する。

(2) 情報の伝達

とよなか同報通信システム、おおさか防災ネット、メール配信（緊急速報メールやおおさか防災ネットのメール配信機能）、広報車、ジェイコムウエスト、インターネットの活用、報道機関を活用した広報等多様な手法により伝達する（伝達手段の多重化・多様化）。

3 避難指示等の発令基準

津波浸水想定区域（避難対象区域）の住民等に対する避難勧告等の発令基準は、次のとおりとする。

(1) 避難情報の内容

避難勧告…当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合

避難指示（緊急）…状況がさらに悪化し避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生しその現場に残留者がいる場合

(2) 発表の基準

津波予報区（大阪府）において、大津波警報（特別警報）、又は津波警報が発表され、津波による家屋の損壊、浸水等の危険が認められるとき

4 避難対策等

津波避難対策については、本編「第3章 初動期の応急活動」の「第3節 応急避難」によるものとする。

5 消防機関等の活動

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、津波警報等の情報の的確な収集・伝達、津波からの避難誘導支援等の必要な措置を講ずる。

6 水道、電気、ガス、通信関係

ライフライン関係の応急対策については、本編「第4章 応急対策活動」の「第10節 ライフラインの応急対策」によるものとする。

7 交通

市は、津波浸水のおそれがある区域内での交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。

交通規制の詳細については、本編「第3章 初動期の応急活動」の「第4節 交通輸送」によるものとする。

8 迅速な救助

迅速な救助については、本編「第3章 初動期の応急活動」の「第1節 消火、救助、救急活動」及び「第2節 医療救護活動」によるものとする。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

次の地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項については、「地震防災緊急事業五箇年計画」の他、「新・大阪府地震防災アクションプラン」によるものとする。（第2編「第3章 生命と暮らしを守るまちづくり（防災体制の整備）」の「第12節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進」参照）

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- (2) 避難場所の整備
- (3) 避難経路の整備
- (4) 土砂災害防止施設
- (5) 津波防護施設
- (6) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
- (7) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (8) 通信施設の整備
- (9) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

第5節 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

上記の防災訓練は、年1回以上実施するものとし、避難、情報の収集・伝達その他の災害応急対策を中心とした内容とする。なお、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

また、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 地震情報等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難勧告等の発令、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部各課、各機関ごとに行うこととし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 市民等に対する教育及び広報

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの周知、防災訓練等の機会を通じて、市民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、土砂災害危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 市民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第7章 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応

(本章は、大阪府の地域防災計画に準拠する。)

第1節 対応方針

中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告(平成29年9月)を踏まえ、政府として、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応を定める予定となった。

新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、当該情報が発表された場合の政府の対応が示された。

この政府の対応を受けて、豊中市の組織体制や情報伝達体制等の対応については、以下によるものとする。

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は、以下のとおり、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。(平成29年11月1日から運用開始)

このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくための「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」が開催される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報(臨時)	○南海トラフ沿いで異常な現象(注)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報(定例)	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

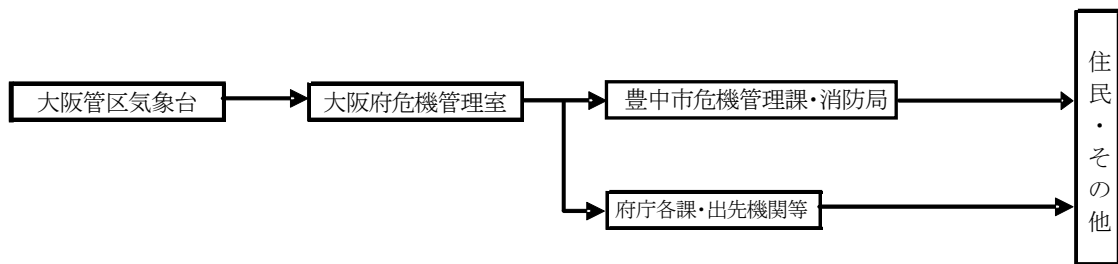
注:南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定。なお、本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報)の発表は行わない。

2 「南海トラフ地震に関連する情報」発表時の措置

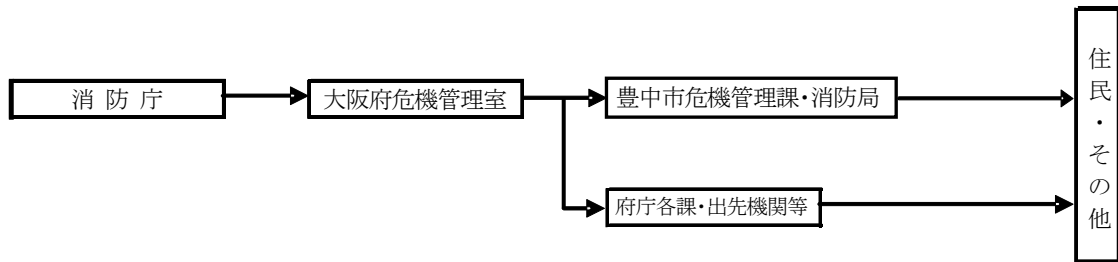
防災関係機関は、「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の情報収集・連絡体制の整備や、市民への広報、所管する防災上重要な施設等がある場合には必要に応じ、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対応の確認など、地震と地震発生に伴う津波への備えを徹底する。

(1)「南海トラフ地震に関連する情報」等の伝達系統

ア 南海トラフ地震に関連する情報（臨時・定例）

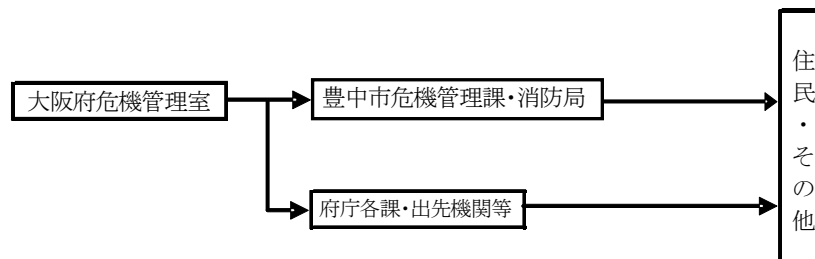


イ 関係省庁災害警戒会議の情報



※関係省庁災害警戒会議：関係省庁の職員が参集し、関係省庁による今後の取組確認及び内閣府による国民への呼びかけを実施

ウ 大阪府防災・危機管理指令部会議の情報



(2)「南海トラフ地震に関連する情報」等の伝達事項

ア 南海トラフ地震に関連する情報（臨時・定例）

第1章第1節による気象庁が発表する情報

イ 関係省庁災害警戒会議の情報

関係省庁災害警戒会議の開催結果の情報

ウ 大阪府防災・危機管理指令部会議の情報

大阪府が南海トラフ沿いの大規模な地震発生に備え、今後の対応を検討した情報

(3) 警戒態勢の準備

防災関係機関は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始、または調査を継続している旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表された場合、その後の調査の結果に伴う「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）の発表に備えて、必要な体制等の準備を行う。

市は、府・国からの情報収集に努めるとともに、留意事項の周知を行う。

(4) 警戒態勢の確立

防災関係機関は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に

高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）の発表があった場合、可能性がなくなった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

市は、「大阪府防災・危機管理指令部」を設置する大阪府との連絡体制を確保するため、府に準じた組織体制をとる。

なお、府は、大阪府防災・危機管理指令部による会議を開催し、政府による関係省庁災害警戒会議の情報を受けて、今後の対応を検討するとともに、大規模地震発生後の災害応急対応の確認、防災上重要な施設及び必要な資器材等の準備、点検を行い、地震と地震発生に伴う津波への備えを徹底する。

市は、府とともに、地震と地震発生に伴う津波への備えについて、住民等に対して再確認を目的とした呼びかけや混乱防止のための広報を行う。